
史跡旧萩藩校明倫館 保存活用計画



平成 29 年 3 月

 萩市

例 言

1. 本書は萩市大字江向字江向 489 番の一部、及び萩市大字江向字河添沖田 602 番の一部に所在する「史跡旧萩藩校明倫館」の保存活用計画書である。
2. 本保存活用計画策定事業は、平成 27～28 年度の 2 ヶ年にわたり萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課が主体となり実施した。
3. 本計画は、「史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画策定委員会」における協議によってまとめられたものである。また、計画策定には、文化庁文化財部記念物課及び山口県教育庁社会教育・文化財課の指導・助言を受けた。
4. 計画策定に係る事務は、萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課が担当し、関連業務を株式会社 都市景観設計に委託した。
5. 本書内の資料の提供は、山口県文書館、萩博物館の協力を得た。
6. 本書の執筆・編集は、萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課が行った。
7. 本書で使用する名称・所属等は平成 29 年 3 月現在のものである。

目 次

第1章 計画策定の目的と経緯	1
(1) 目的	1
(2) 計画策定の経緯	6
(3) 保存活用計画の構成	8
(4) 計画策定の体制	10
(5) 上位・関連計画	12
(6) 計画の実施	18
第2章 史跡を取り巻く萩市の概要	19
(1) 自然的環境	19
(2) 社会的環境	20
(3) 歴史的環境	21
(4) 文化財	24
(5) 萩の歴史的風致	25
第3章 史跡旧萩藩校明倫館の概要	28
(1) 概要	28
(2) 位置	30
(3) 歴史	31
(4) 史跡指定	47
(5) 史跡地内の文化財	51
(6) 史跡地外の関連文化財	59
(7) 法規制	64
(8) 測量調査	67
第4章 史跡旧萩藩校明倫館の本質的価値	70
(1) 本質的価値	70
(2) 構成要素の整理	71
第5章 現状・課題	81
(1) 保存(保存管理)	81
(2) 活用	83
(3) 整備	84
(4) 運営・体制	85
第6章 大綱と基本方針の設定	86

第7章 保存・管理	88
(1) 方向性	88
(2) 方法	88
(3) 史跡地における現状変更などの取り扱い	89
(4) 史跡周辺の基本的な考え方	91
(5) 地区ごとの保存管理方針と現状変更基準	92
(6) 追加指定	95
第8章 活用	97
(1) 方向性	97
(2) 方法	97
第9章 整備	99
(1) 方向性	99
(2) 方法	99
第10章 運営・体制	100
(1) 方向性	100
(2) 方法	100
第11章 施策実施計画の策定・実施	103
第12章 経過観察	104
参考文献	106
資料編	107
資料1 萩市の文化財	108
資料2 文化財保護に係る関係法令	115
資料3 古絵図・古写真	131
資料4 明倫館碑文	146

第1章 計画策定の目的と経緯

(1) 目的

萩藩校明倫館は、享保4年(1719)に、家臣の文武修行を目的として、萩藩5代藩主毛利吉元が萩城三の丸の平安古総門西隣(追廻し筋)に開校させた藩校である。当初の敷地は940坪であった。

その後列強の外圧が高まる中、13代藩主毛利敬親により、明倫館の拡充と洋学の振興を目的に、嘉永2年(1849)に城下のほぼ中央である江向に移転・新築された。

萩藩校明倫館は萩藩教育の中心であり、幕末の激動期に多くの人材を輩出した。そして尊王攘夷運動につながり、明治維新を迎えることとなる。

廃館後は明治期には尋常小学校など、幾多の変遷を経て、昭和10年(1935)には大型の木造校舎4棟を萩市立明倫小学校として建設し、萩の学び舎としてその教育精神が今に受け継がれてきた。

現在の萩藩校明倫館跡は、南東部は史跡指定地と旧明倫小学校跡地、南西部の旧明倫小学校グラウンド跡地は駐車場、北東部は明倫小学校が平成26年(2014)3月に移転し、北西部は山口地方検察庁萩支部及び萩簡易裁判所である。

萩市では市の基本理念・将来像を掲げ、まち全体を博物館として捉える「萩まちじゅう博物館」を展開し、萩の更なる魅力づくりの展開と地域活性化を目指している。

史跡地内には現存及び移築された明倫館遺構とともに、国登録有形文化財である明倫小学校本館が現存し、聖廟(孔子廟)を始めとした往時の一連の藩校遺構が市内の各所に奇跡的に残されている。

また、平成30年(2018)の明治維新150年、平成31年(2019)の萩藩校明倫館創建300年に向けた取り組みで、旧明倫小学校の整備活用と併せて、萩藩校明倫館の中核であった聖廟を中心とした史跡旧萩藩校明倫館の整備活用の検討が始まった。

そこで、萩における教育機関の中核であった萩藩校明倫館の本質的価値を明らかにし、市内各所にある明倫館遺構を含め、史跡地周辺及び周辺地域の歴史文化資産と合わせた保存管理の方針、整備活用のあり方を包括的に検討するため、「史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画」を策定するものである。

<計画策定の目的>

- 萩藩校明倫館が有する本質的価値を分析し、次世代へ継承するための方向性を明らかにする。
- 価値の保存に必要な範囲、遺構を文化財として保護し、適切な管理・保存修理を行うための適切な保存管理の方針を示す。
- 「萩まちじゅう博物館」のサテライトとしての展開を図り、地域活性化や観光振興の寄与につなげるための整備活用のあり方を検討する。



図1-2 萩藩校明倫館平面図

※現在の都市計画図に「重建萩明倫館平面図」を重ねたもの



図 1-3 史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画対象範囲

なお、この保存活用計画の対象範囲は、図 1-3 に示すように史跡旧萩藩校明倫館の指定地を含む、萩藩校明倫館一帯とする。その範囲は以下に分類される。

地 区	地区の概要
A：国史跡指定地区 (萩藩校明倫館)	<p>萩藩校明倫館の正門である南門から北側の水練池までの範囲、及び南門から東側の館正面、東面の有備館を含む範囲である。有備館、水練池が原位置に残るほか、明倫館碑、観徳門、聖賢堂(東塾・西塾)が、指定地内の他の場所に移築されている。</p> <p>平成 25 年度まで萩市立明倫小学校が所在していた。旧明倫小学校に関連するものとして、旧明倫小学校本館(昭和 10 年建設)や体育館(現在は萩・世界遺産ビジターセンターとして活用)が現存する。</p> <p>南側の土塀は、大正 6 年(1917)の建造で、土塀より南側はかつての馬場であり、絵図によると竹矢来が設けられていた。</p>
B：市史跡指定地区 (旧明倫小学校)	<p>萩藩校明倫館の敷地南半は、明治維新以降も萩市民の学び舎として引き継がれ、萩学校、萩中学校などの改制を経て、明治 18 年(1885)「明倫小学校」となる。</p> <p>敷地南東部は、剣術や槍術などの武術修練場などがあった。この地区は昭和 10 年(1935)に木造校舎 4 棟が落成され、その後平成 25 年度までは、萩市立明倫小学校として機能していたが、建物の老朽化や耐震化が問題となり、学校移転を余儀なくされ、約 80 年に及ぶ学び舎は幕を閉じた。平成 27 年 3 月、萩市はこの旧明倫小学校校舎を市の史跡に指定した。</p>
C：旧明倫小学校 グラウンド地区	<p>萩藩校明倫館の敷地南西部にあたり、講堂、御殿、書生寮、医学所などがあった。昭和 10 年に現存する旧明倫小学校校舎が建てられる以前は、この場所に小学校校舎が所在していた。</p> <p>平成 25 年度までは萩市立明倫小学校のグラウンドとして使用され、現在は観光駐車場である。</p>
D：新明倫小学校地区	<p>萩藩校明倫館の敷地北半分の大部分にあたり、その西半は医学所、練兵場が所在した。また地区の東半は蓮池であった。</p> <p>以前は山口県立萩商業高校が所在していたが、平成 26 年度に萩市立明倫小学校が移転した。</p>
E：山口地方検察庁萩 支部・萩簡易裁判 所地区	<p>萩藩校明倫館の敷地北西部で、練兵場が所在していた。現在は、山口地方検察庁萩支部・萩簡易裁判所地区が所在する。</p>

(2) 計画策定の経緯

萩藩校明倫館は、昭和4年12月17日に「水練池」と「明倫館碑」が、国の史跡指定を受け、その後昭和24年7月13日に、「有備館」が追加指定を受けた。

平成14年8月の明倫館南門発掘調査の結果、南門に関する遺構が確認でき、旧位置がほぼ推定できた。そして平成15年8月27日に、聖廟跡地や確認された南門跡と既指定地を結ぶ区域9,570.07㎡が追加指定を受け、合計10,795.01㎡が史跡指定地となり、遺構の保護措置を図っている。なお追加指定に合わせ史跡名称が「旧萩藩校明倫館」に変更された。

萩市の城下町遺構を始めとした歴史遺産の保存の取り組みは戦前に遡り、萩城跡(昭和26年)や萩城城下町(昭和42年)が国史跡に指定された。また藩政期の教育施設として、私塾の松下村塾(大正11年)が国史跡に指定されている。

戦後、昭和30年代からの高度成長期において、全国的に歴史的集落や町並みが失われ始めた時代に、昭和47年には独自の歴史的景観保存条例を制定し、堀内や平安古に残る土塀や武家屋敷などの保存にいち早く取り組んだ。その結果、堀内地区と平安古地区は、昭和51年に全国で最初となる国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、さらに平成13年に浜崎、平成23年に佐々並市が新たに選定を受けた。現在では選定地区は全国最多の4地区で、日本を代表する町並み保存の先進地となった。

また萩市では、市内各所に残る優れた歴史・文化遺産を有する萩のまち全体を対象とした「萩まちじゅう博物館構想」を掲げ、まち全体を博物館として捉える「萩まちじゅう博物館」が萩開府400年の記念日である平成16年11月11日に開館した。なお、先述の明倫館遺構南門は、萩開府400年記念事業の一環として移築工事を実施した。

その後の平成17年3月の7市町村合併による新「萩市」は、「萩まちじゅう博物館」を市の中心政策に位置付け、単なる文化遺産の保存や管理だけではなく、それらを活用し、主要な産業である観光事業への結び付けの取り組みを展開している。さらに同じく平成17年には、全国で10番目、中・四国地方では最初となる景観行政団体となり、平成21年には、歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を全国で最初に受け、歴史的建造物などの保存・修理を計画的に実施している。そのような中、平成27年7月に世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」として、萩反射炉・恵美須ヶ鼻造船所跡・大板山たたら製鉄遺跡・松下村塾・萩城下町の5資産が登録された。

萩藩校明倫館に関しては、明倫小学校が隣接する旧山口県立萩商業高校跡地に平成26年(2014)3月に移転し、移転後の敷地と文化的価値の高い木造校舎4棟の有効活用を目的とした「明倫小学校跡地利活用基本方針」が平成26年1月に示された。現在その保存整備工事が進捗中である。また聖廟を始め、明倫館碑、観徳門、聖賢堂(東塾・西塾)、万歳橋など当時の明倫館遺構が萩藩校明倫館敷地内及び市内各所に移築され現存しており、これらを史跡内の元位置に再移築し、壮麗な藩校構えを有していた往時の佇まいを復元する計画の検討も始まっている。

以上の経緯を踏まえ、「萩まちじゅう博物館」の理念に基づき、史跡活用の前提となる適

正な保護を図るため、史跡地周辺を含めた必要な保存・管理及び整備・活用のあり方の検討が必要となった。

■ 計画策定の経緯

年 月	内 容
昭和4年(1926) 12月17日	「明倫館水練池附明倫館碑」が国の史跡に指定される。 【文部省告示第370号】
昭和24年(1949) 7月1日	「有備館」が国の史跡に追加指定される。 (「明倫館水練池及び有備館附明倫館碑」) 【文部省告示第160号】
昭和48年(1973) 2月13日	明倫館遺構 観徳門、南門、聖廟、万歳橋が市の有形文化財に指定される。
昭和57年(1982) 2月	本願寺別院から観徳門が南東門横に移転される。
昭和58年(1983) 3月19日	明倫館遺構 聖賢堂が市の有形文化財に指定される。
平成8年(1996) 12月20日	明倫小学校本館が国の登録有形文化財に登録される。
平成14年(2002) 8月	明倫館南門の発掘調査を実施する。
平成15年(2003) 8月27日	南門を含めた聖廟の跡地などが国の史跡に追加指定され、名称も「旧萩藩校明倫館」となる。【文部科学省告示第140号】
平成15年(2003)	明倫館南門の移築整備工事を開始する。
平成16年(2004) 7月28日	明倫館碑を移築する。
平成16年(2004) 11月6日	明倫館南門の移築整備工事が終了する。
平成16年(2004) 11月11日	萩まちじゅう博物館を開館する。
平成17年(2005)	有備館南東壁の修理を行う。
平成17年(2005) 3月3日	旧萩市が全国で10番目の景観行政団体となる。
平成17年(2005) 3月6日	1市2町4村の合併により、新「萩市」が誕生する。
平成21年(2009) 1月	歴史的風致維持向上計画の認定を受ける。
平成23年(2011) 3月	萩市都市計画マスタープランを改訂する。
平成24年(2012) 4月	萩市景観計画を改訂する。
平成26年(2014) 1月	明倫小学校跡地利活用基本方針を策定する。
平成26年(2014) 3月	明倫小学校が移転する。
平成27年(2015) 3月	旧明倫小学校校舎4棟が市の史跡に指定される。
平成27年(2015) 8月	明倫小学校本館の保存整備工事を開始する。

(3) 保存活用計画の構成

史跡旧萩藩校明倫館を適切に保存し、次世代へと確実に伝えていくためには、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理するための基本方針、方法、現状変更などの取扱い基準などが必要である。そのためには、施策（事業）の性質・段階に応じての計画策定が必要である。

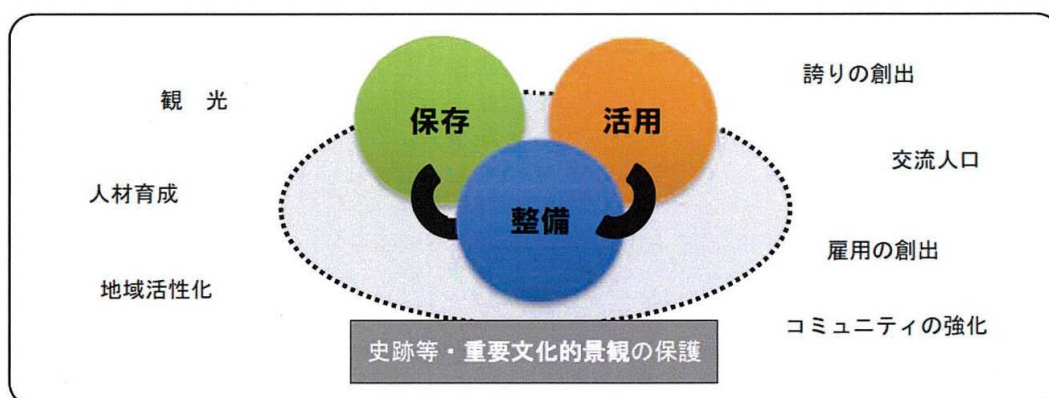
個別の史跡の性質・状況に応じて、保存活用事業を適切に実施するためには、保存管理のみならず、広く活用・整備等を視野に入れた保存活用計画の策定が必要であり、事業の実施に先行または並行して、保存活用計画を策定することが不可欠である。

① 史跡等のマネジメント

【保存】 史跡等の本質的価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、その望ましい状態を創出すること。

【活用】 地域の人々がその本質的価値を享受し、それを適切に現代社会に活かすこと。

【整備】 保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにするための技術的な方法。

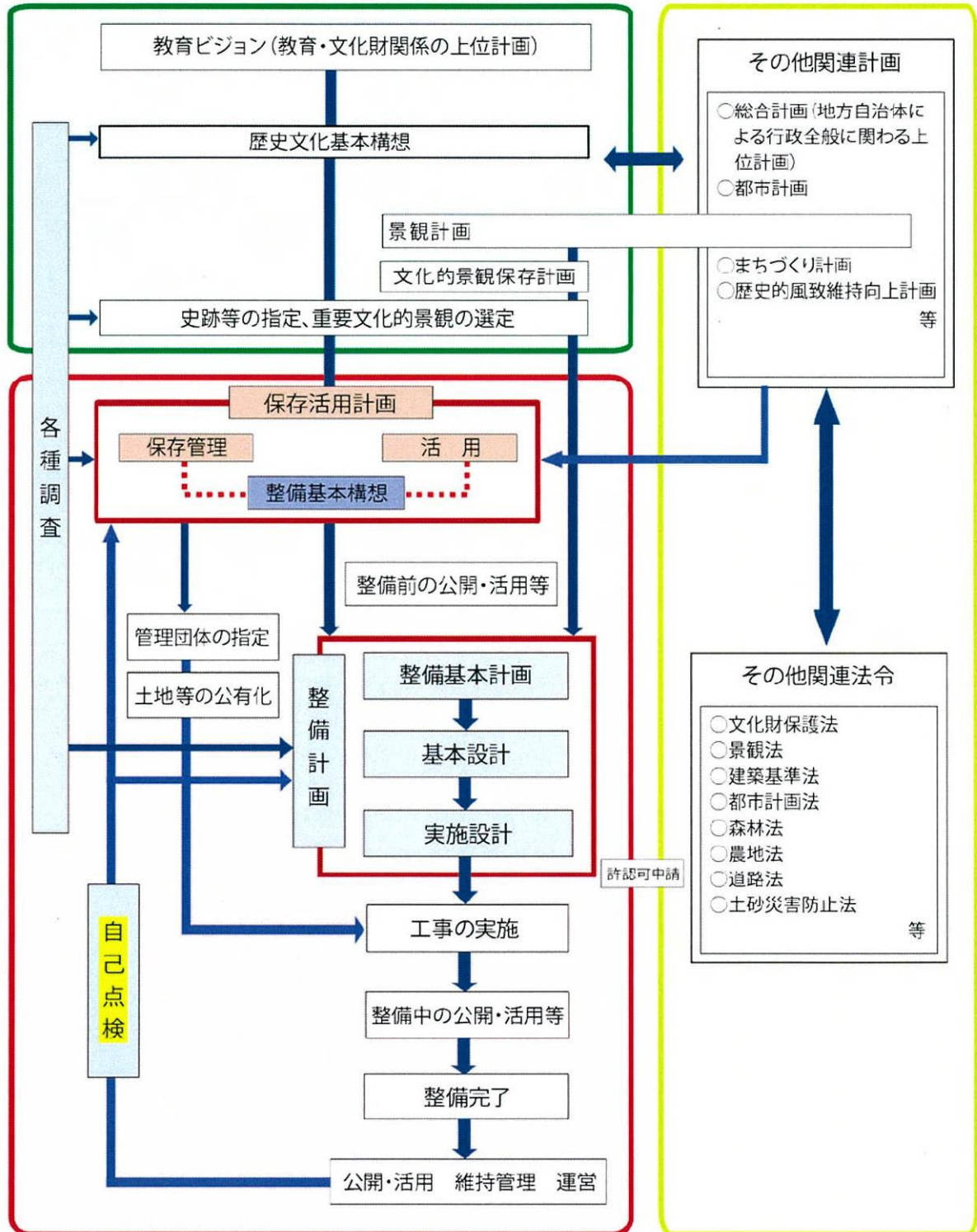


② 保存活用計画の標準的な構成

- ①対象とする史跡等の本質的価値の確認、共有
- ②現状の課題の抽出
- ③史跡の望ましい将来像・基本方針の明示
- ④本質的価値の確実な「保存（保存管理）」
- ⑤学習教育・観光・地域振興を視野に入れた「活用」
- ⑥復旧（修理）及び公開活用の双方における「整備」の方向性の明示
- ⑦保存活用を進める上で、関係者間の意思疎通・合意形成を確実にする「体制の運営・整備」
- ⑧実施すべき施策の実施計画
- ⑨各種施策の進捗状況の確認・経過観察の方向性の明示

③ 史跡等のマネジメントに関する保存・活用の流れ

- 史跡等の指定・選定及び上位計画
- 史跡等の保存・管理、整備・活用
- 史跡等に関わるその他の関連計画及び法令



「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書
平成27年3月 文化庁文化財部記念物課」より

(4) 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課を事務局とし、「史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画策定委員会」を設置して意見を受けるとともに、文化庁ならびに山口県教育委員会の指導・助言を得た。

史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画策定委員会

役職	氏名	所属など
会長	増淵 徹	京都橘大学文学部 文学部長 歴史学科教授
副会長	渡邊 一雄	梅光学院大学文学部 文学部長 日本文学科教授
委員	江面 嗣人	岡山理科大学工学部 建築学科 教授
	小川 亜弥子	福岡教育大学 教授
	樋口 尚樹	松陰神社宝物館「至誠館」館長、萩博物館歴史専門員

■指導助言機関

- ・文化庁文化財部記念物課
- ・山口県教育庁 社会教育・文化財課

■事務局

- ・萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課
(※平成27年度までは、萩市歴史まちづくり部文化財保護課)

■コンサルタント

- ・株式会社 都市景観設計

史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画策定委員会要綱

(名称)

第1条 この委員会の名称は、史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 委員会は、国指定史跡「旧萩藩校明倫館」の多様な価値を分析し、次世代に継承するための方向性を明らかにするとともに、史跡の保護を確実に果たし、整備活用を推進することで、萩まちじゅう博物館の推進や地域活性化に寄与するための保存活用計画を策定することを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、各専門分野に係る知識を有する者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

<p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 委員会の会長及び副会長は、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。</p> <p>(協議内容)</p> <p>第7条 委員会は、次の事柄について協議する。</p> <p>(1) 保存活用計画に定める事項及びその内容</p> <p>(2) その他史跡旧萩藩校明倫館を取り巻く環境において、その遺構の保全及び整備活用対策に必要な事項</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、会議の事案について説明させ、また意見を述べさせることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 委員会の事務局は、萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課内に置く。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年2月5日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p>

史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画策定委員会の開催経緯

委員会	開催日	主な協議内容
第1回委員会	平成28年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選任 ・これまでの経緯について ・現地確認(萩藩校明倫館) ・保存活用計画について
第2回委員会	平成28年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・萩藩校明倫館整備事業関連の経過報告について ・保存活用計画について
第3回委員会	平成29年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・萩藩校明倫館整備事業関連の経過報告について ・保存活用計画について



史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画策定委員会の様子

(5) 上位・関連計画

萩市におけるまちづくりの最上位指針は、「萩市総合戦略」で、それには萩市の目指すまちづくりの基本理念と将来像を掲げている。

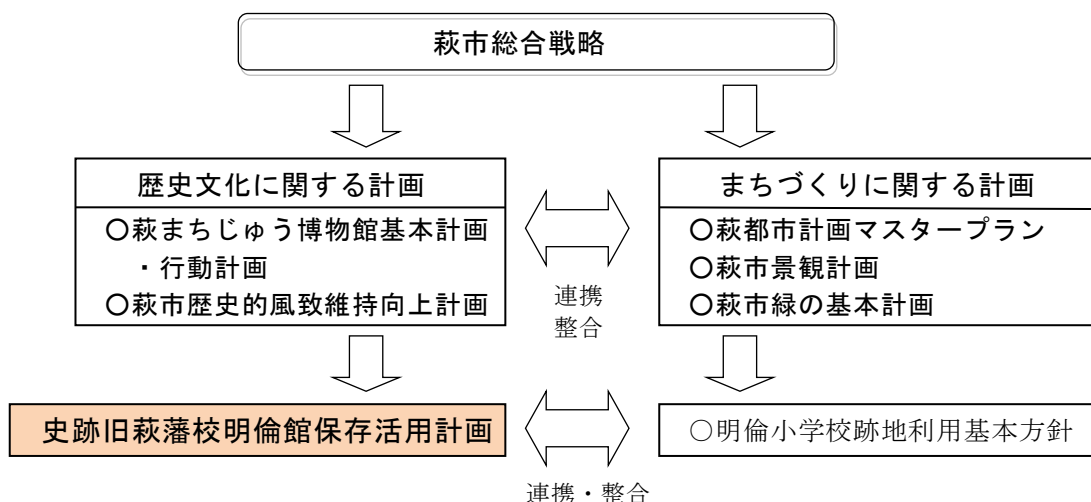
萩市は、昭和47年には市独自の歴史的景観条例を制定し、歴史的な町並みなどの保存にいち早く取り組んだ。このことは後の中・四国地方では最初の景観行政団体となることや、全国で最初に歴史的風致維持向上計画の認定を受けることにつながったと言える。

また萩市は、歴史的環境や自然環境など文化遺産が数多く残り、昭和初期から観光産業により支えられてきた。現在は、萩のまち全体を屋根のない1つの博物館と捉えた「萩まちじゅう博物館構想」に掲げられている諸計画や萩市総合戦略の実現によって、萩の更なる魅力づくりの展開と地域活性化を目指している。

本計画に関わる上位・関連計画について以下にあげる。

上位・関連計画一覧表

	名称	内容	策定・改訂年月
①	萩市総合戦略	萩市の地方創生に関する基本的な計画	平成27年10月
②	萩まちじゅう博物館基本計画・行動計画	萩まちじゅう博物館の具体的な行動計画	平成17年3月
③	萩市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく計画	平成23年3月
④	萩市景観計画	景観法及び萩市景観条例に基づく計画	平成24年3月
⑤	萩市歴史的風致維持向上計画	歴史まちづくり法に基づく計画	平成20年12月
⑥	萩市緑の基本計画	緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画	平成23年3月
⑦	明倫小学校跡地利活用基本方針	明倫小学校移転後の有効活用を図るための基本方針	平成26年1月



①萩市総合戦略

まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、「萩にあるもの、萩にしかないもの」を活用した「萩の創生」に向け、実効性のある取り組みを目指している。総合戦略の期間は、平成27～31年度までの5か年である。

政策の基本目標の1つに、『歴史・文化・自然を活かした観光のまちづくり』があり、以下の5つの施策展開を掲げている。

1. 「萩まちじゅう博物館構想」の推進
2. 明治維新150年に向けた取り組み
3. 観光情報の発信強化
4. 観光アクセスの向上・受入れ体制の充実
5. 外国人観光客の誘致拡大

本計画に関連する項目として、「明治維新150年に向けた取り組み」の中で、旧明倫小学校の整備と観光拠点としての活用、旧萩藩校明倫館の復元を掲げている。旧明倫小学校については、「校舎棟の保存・整備へ取り組む」とあり、本館棟は萩観光の玄関口となる観光の起点として、2棟目は幕末歴史資料の展示公開と世界文化遺産の構成資産のインフォメーション機能を持つビジターセンターとして「学ぶ観光」の充実を目指している。

そして、萩藩校明倫館については、江戸時代の藩校の景観復元を目指し、海潮寺本堂として移築された聖廟及び史跡指定地内に現存する明倫館碑・観徳門・聖賢堂などを元の位置に移築整備するため、発掘調査に着手すると掲げている。

②萩まちじゅう博物館 基本計画・行動計画

萩に住む人々が、萩の魅力を再発見するとともに、萩のまちの「おたから＝都市遺産」を守り育てながら誇りを持って次世代へ伝え、まち全体を博物館として捉えるまちづくり、観光地づくりの取り組みである「萩まちじゅう博物館構想」を平成15年に策定した。

また、萩まちじゅう博物館の様々な取り組みを推進し、マネジメント体制を確立するためのプログラムの策定、行動計画を平成17年に策定した。

萩まちじゅう博物館を支えるシステムの1つとして、「萩まちじゅう博物館」を担う新たな文化遺産の創出とあり、可能な場合は、消失した空間遺産の復元・復旧などを行い、新たな文化遺産創出の理念構築を図ると掲げている。

基本計画・行動計画を踏まえた、これまでの主な取り組みと、平成27年3月時点での今後の事業展開は次のとおりである

これまでの主な取り組み	今後の事業展開(平成27年3月時点)
<ul style="list-style-type: none"> ・NPO萩まちじゅう博物館の育成と協働 ・NPO萩観光ガイド協会との協働 ・ワンコイントラスト運動の展開 ・萩ものしり博士検定の実施 ・萩・幕末維新検定 ・萩の語り部事業 ・筋名復活事業 ・萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業 ・歴史的風致維持向上計画推進事業 ・景観行政の推進事業 ・世界遺産への登録推進事 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の連携強化とさらなる活性化 ・文化遺産データベースの構築・公開 ・地域での「まちじゅう博物館」の推進 ・文化財的施設の活用、遊休史跡地・施設の活用 ・次世代に継承するしくみづくり

③萩市都市計画マスタープラン

平成17年3月の7市町村合併による新「萩市」誕生後の都市づくりに向けて、平成16年3月策定の「萩市都市計画マスタープラン」の見直しを平成23年に行った。

萩市の将来都市像及び本計画対象地が位置する川内地区のまちづくりのテーマ、基本方針は以下のとおり。

目指すべき将来都市像	『海・川・山の豊かな自然に囲まれた歴史文化都市・萩』
川内地区のまちづくり	<p>【テーマ】 『萩市の顔にふさわしい近世の都市遺産と共生したまちづくり』 ～にぎわいと伝統が調和した個性と活力ある市街地の整備～</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇歴史的文化遗产や都市構造、培われてきた文化・伝統の維持・保全に努めるとともに、市民と観光客などが融合したまちづくりを目指す。 ◇独自の魅力をもつ歴史的文化遗产を活用し、「まちじゅう博物館」の実現を目指して、地区の特色を活かしたまちなみ整備と観光資源のネットワーク化を推進する。 ◇文化・交流・観光レクリエーション機能などの充実を図り、魅力ある中心商業地の活性化に取り組む。また利便性を活かした居住地としての環境整備を推進し、にぎわい豊かな魅力あふれるまちづくりを目指す。 ◇萩まちじゅう博物館構想を踏まえ、萩市の資源であり魅力である都市遺産の更なる保存及び活用を図り、次代へ引き継いでいくため、世界遺産への登録を目指す。

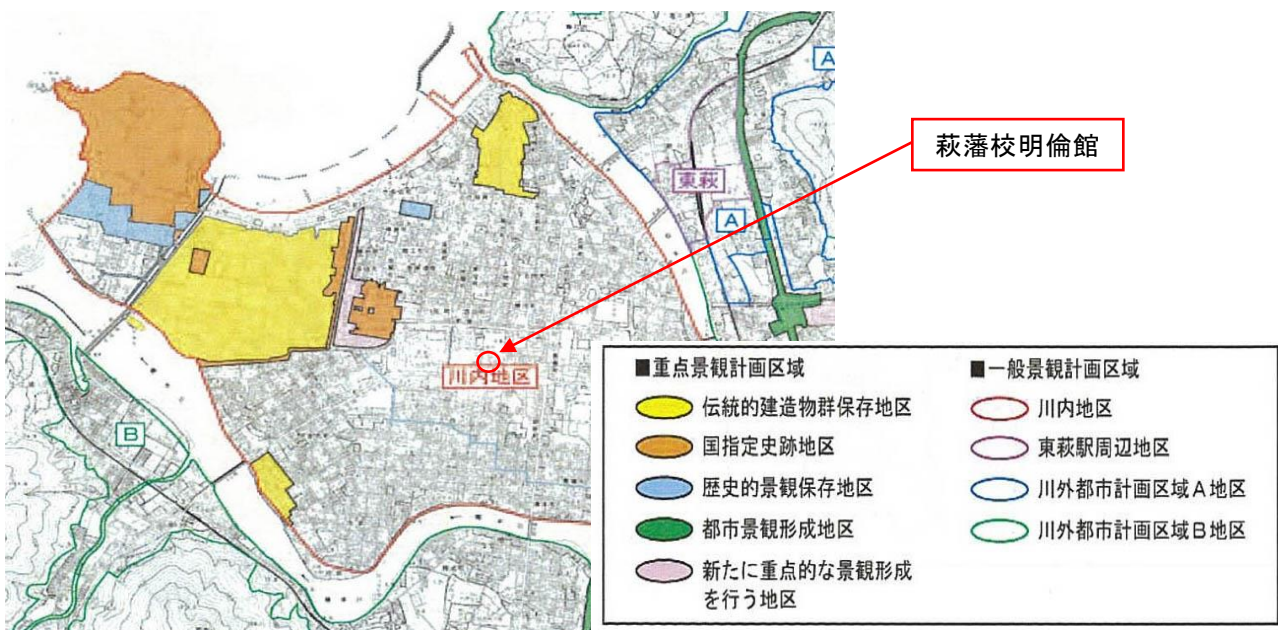
④萩市景観計画

美しい自然景観や歴史的景観を守り、育み、次代へ引き継ぐために、景観法に基づく萩市景観計画を平成19年に策定した。さらにその後の社会情勢の変化に対応するため、平成24年に改定した。

萩市では、市域全域を「景観計画区域」とし、「重点景観計画区域」と「一般景観計画区域」に区分している。さらに、各区域の景観上の特性を踏まえた地区ごとに景観形成方針を設定し、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定めている。

萩藩校明倫館は、「一般景観計画区域」の川内地区に位置する。

	景観形成の基本目標
市域全域	『自然・歴史・文化を基調とした地域の一体性を目指すまちづくり ～「萩まちじゅう博物館」としての景観形成～
重点景観計画区域	『地域の自然・歴史・文化を後世に伝えるまちづくり』 ～重点的に景観保全を図る地域での効果的な景観誘導～
一般景観計画区域	『自然・歴史・文化が調和するまちづくり』 ～地域の「おたから」や個性を活かす景観形成～



⑤萩市歴史的風致維持向上計画

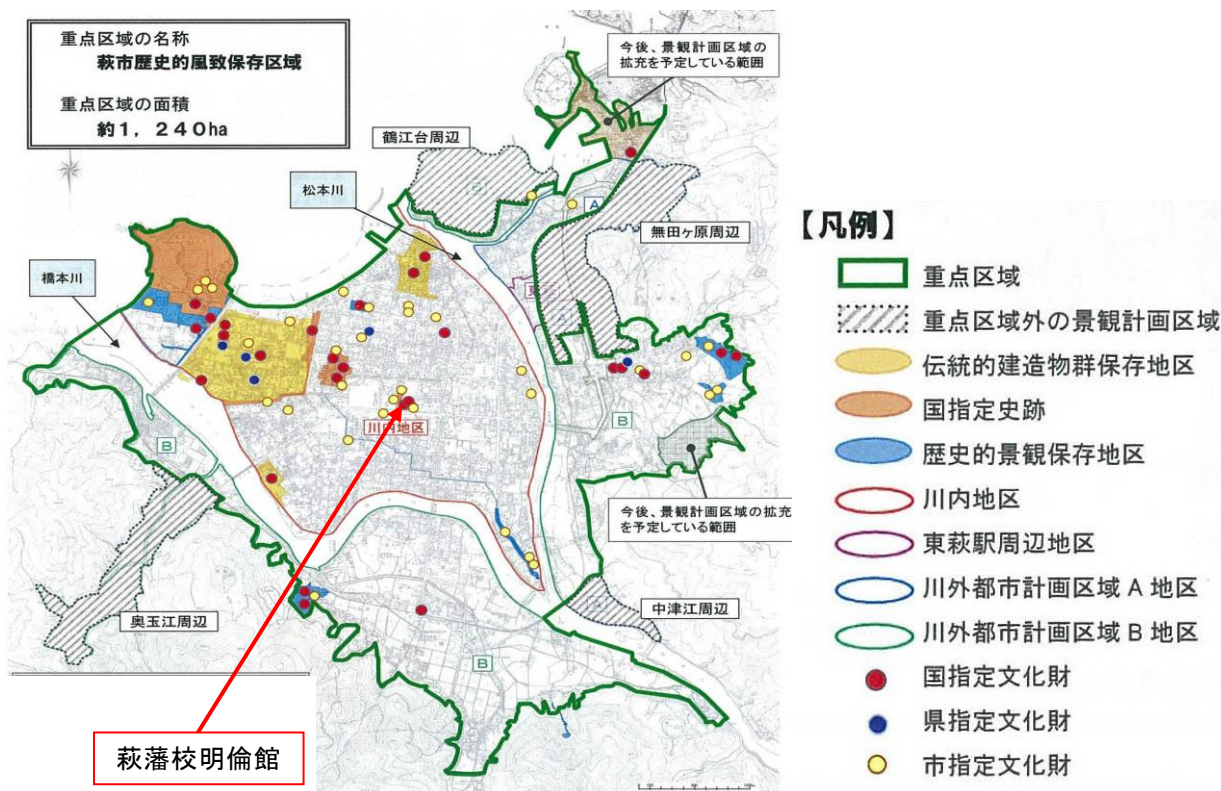
萩市では、歴史的な風情、情緒やたたずまいを守るため、昭和47年に萩市歴史的景観保存条例を制定し、積極的に各施策を展開してきた。また地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく萩市歴史的風致維持向上計画を平成20年に策定し、その後、社会情勢の変化に対応し変更した。平成20～29年度にかけての今後のまちづくりの方向性を示している。

萩市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
<ul style="list-style-type: none"> 古代から続く萩市固有の歴史や風土、毛利藩政期から現代に至るまで人々によって伝承されてきた祭礼や伝統行事、伝統芸能、萩焼などの工芸、四手網漁などの産業技術を絶やすことなく将来へ確実に継承し、もって地域の文化及び産業の振興を図る。 「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」といわれるほど、面として残っているかけがえ

のない文化財や歴史的な町並み、及びそれらと豊かな自然とが一体となった稀有な風景や景観などを積極的に保存し、これらを活かした市街地の整備及び生活環境の改善を図り、もって都市の健全な発展を目指す。

- 行政と市民の共同体制のもとに、文化財施設の管理や文化遺産の調査・保存、伝統行事や伝承技術の保護など歴史的風致を維持及び向上させる活動を積極的に進め、もって「萩に住んでよかった」、「萩を終の住処にしてよかった」と日々実感できるような個性豊かなまちづくりを推進する。

萩藩校明倫館は、萩市の維持及び向上すべき歴史的風致が特に色濃く展開する区域として設定した「重点区域」に位置する。重点区域では、特に重点的に歴史的風致の維持及び向上を図るとともに、中心市街地とも重なることから、住民の理解を得て、保全のための取り組みの強化を図っている。



本計画に関連する建造物で、重点区域の歴史的風致を形成する上で、その保全の必要性があり、歴史的風致形成建造物に指定が想定されるものとして以下の建築物をあげている。

萩藩校明倫館、明倫館遺構南門、明倫館遺構観徳門、明倫館遺構聖賢堂

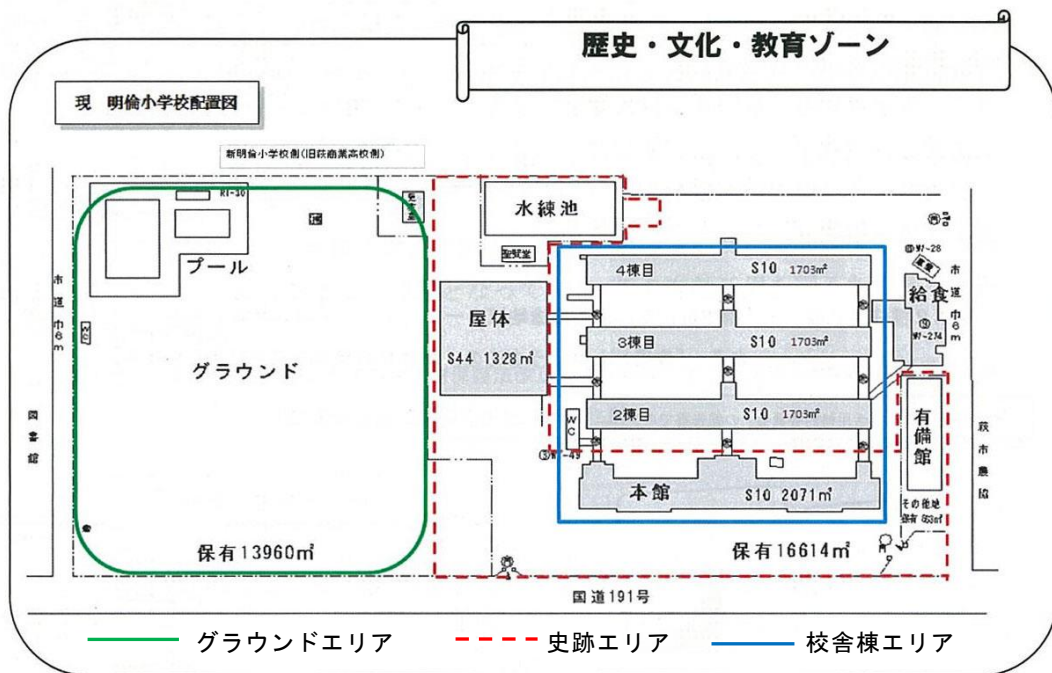
⑥萩市緑の基本計画

『誇るべき歴史と美しい自然を感じ、心がふれあう緑のまちづくり』を基本理念に、萩市の将来像、目指すべき都市の将来像の実現にむけ、市域における貴重な財産となる豊かな自然や歴史・文化と一体となった緑を守り、活かし(つなぎ)、学び親しみながら、豊かな自然を感じる都市づくりを目指している。

⑦明倫小学校跡地利活用基本方針

明倫小学校移転後の敷地と文化的価値の高い木造校舎の活用を図るための基本方針を示している。

本計画対象地は、「歴史・文化・教育ゾーン」と位置付け、校舎棟エリア、史跡エリア(本館棟を除く部分)、グラウンドエリアに区分けし、それぞれ各々整備・活用方針を定めている。



敷地全体の位置付け	「歴史・文化・教育ゾーン」
校舎棟エリアの活用方針	歴史的風致を形成する建造物として、その景観を維持保全し、地域の魅力の向上を図るとともに、萩市のまちづくりのための有効な活用を行う。 観光拠点としての活用、教育伝承としての活用、生涯学習・市民活動の場としての活用、資料展示の場としての活用
史跡エリアの利活用について	敷地内には、水練池・有備館・明倫館碑などが点在しており、南門も当初の位置に移築された。また聖廟や万歳橋も市内に現存し、明倫館遺構が当時のまま残っていることは、全国的にも稀である。 以上のことから、萩藩校明倫館の復元について、まちづくりの観点から長期的な展望に立ち整備を目指す。
グラウンドエリアの利活用について	歴史的風致形成建造物のための観光駐車場としての機能に加え、中央公園との連携を含めて、多目的な活用ができるよう利活用を目指す。

(6) 計画の実施

本計画は平成29年(2017)4月1日をもって実施・発効する。

〇まとめ

萩市では、萩市が有する貴重な歴史環境や自然環境などの文化資産を活かし、萩の更なる魅力づくりの展開と地域活性化を目指し、平成16年11月11日に開館した「萩まちじゅう博物館」による様々な取り組みを展開している。またその基本計画・行動計画には、これまでの文化遺産の継承だけではなく、消失した空間遺産の復元・復旧も視野に入れた新たな文化遺産の創出も掲げている。さらに明倫小学校移転後の敷地と建造物の利活用について、校舎棟エリア、史跡エリア、グラウンドエリアごとに基本方針を示している。

また平成27年10月に定めた「萩市総合戦略」では、平成30年(2018年)の明治維新150年に向けた取り組みにおいて、旧明倫小学校校舎棟の整備・活用ならびに萩藩校明倫館の整備の方向性を示している。

旧明倫小学校については、本館棟は萩観光の玄関口となる観光起点として、2号館は幕末歴史資料の展示公開と世界文化遺産の構成資産のインフォメーション機能を持つデジタルセンターとして、各々保存・整備に取り組むとある。

さらに萩藩校明倫館については、江戸時代の藩校の景観復元を目指し、聖廟を始め史跡指定地内に現存する明倫館碑・観徳門・聖賢堂などの元の位置への移築整備へむけた発掘調査を着手すると掲げている。

このように、萩藩校明倫館及び旧明倫小学校校舎棟を適切に保存整備・活用することが、「萩まちじゅう博物館」のさらなる展開につながると考えられる。



萩まちじゅう博物館マップ
「萩のまちは屋根のない博物館」より引用

第2章 史跡を取り巻く萩市の概要

(1) 自然的環境

①位置・地勢

萩市は山口県の北部に位置し、総面積は698.7㎢で、県土の11.4%にあたる。市域の北部は阿武町を取り巻く形で日本海に面し、東部は島根県(益田市、津和野町)と接し、南東部は山口市、西部は長門市、美祢市に接する。延長35kmに及ぶ海岸線は、北長門海岸国立公園に指定され、沖合には大島、相島、櫃島、羽島、肥島、尾島の6つの平らな火山島が浮かび、40km先には見島がある。そのうち見島、大島、相島、櫃島は有人島である。

地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海へ向かう傾斜地で、南部の市境界付近に標高700mを超える山々が連なる。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある旧萩市街地部とその周辺に見られ、丘陵地は、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度で、大半を山地が占めている。

河川は、市南部の阿武川水系、中部の大井川水系、北部の田万川水系に大別される。阿武川は一級河川で、市街地の広がる三角州により松本川と橋本川に分かれている。三角州は川内の最高位でも9mの低地で、周辺部の上野台にわずかに洪積台地が残る。萩藩校明倫館はこの三角州のほぼ中央に位置し、低湿地にシダ類や小枝の束を敷き、菊ヶ浜の土砂を運び造成された。



図 2-1 萩市位置図



萩市街と三角州

②気候

萩市は山陰型気候区に属し、沿岸部では対馬海流の影響を受け比較的温暖で、この影響を受け笠山には常緑広葉樹があり、その先端の虎ヶ崎にはヤブツバキが自生し、二次林ではあるが「椿の原生林」と称している。また萩城跡が位置する指月山にはシイの極相自然林が残り、沿岸部は温暖帯気候区に属する。一方、中山間部においては盆地特有の気候を示し、寒暖の差が大きく冬季の積雪量も多い。

萩藩校明倫館が位置する三角州は、年平均気温が15~16度と県平均よりやや高く、冬季も気温はそれほど下がらない。風は1年を通じて南南東の風が多いが、これは阿武川の河口という地形の影響で、夏季にはフェーン現象があらわれる。

(2) 社会的環境

①人口

人口は、平成 27 年の国勢調査では 49,571 人、世帯数は約 21,601 である。人口はピーク時の昭和 30 年 97,744 人から減少傾向が続き、萩地域も同様の傾向である。1 世帯当たりの人員も減少が続き、核家族化や一人暮らしの高齢者が増加している。

萩市人口ビジョン(平成 27 年 10 月)では、人口は平成 52 年(2040 年)には 29,866 人、平成 72 年(2060 年)には 18,388 人にまで減少すると推測されており、人口減少への対応が急がれる。



図 2-2 萩市の人口将来推計

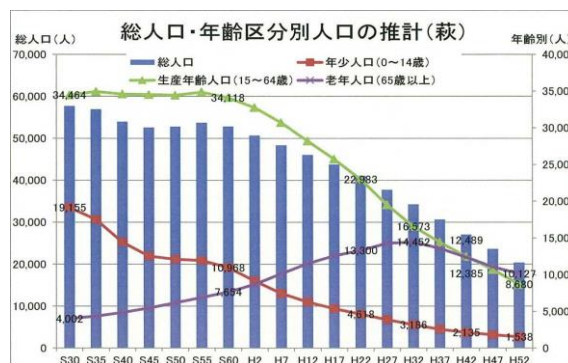


図 2-3 萩地区の人口将来推計

②観光

萩市は、萩城下町のたたずまいや明治維新に関する史跡などの歴史的環境や自然環境など文化遺産が数多く残り、昭和初期から観光産業により支えられてきた。戦前期の歴史遊覧から始まった萩の観光は、高度経済成長期を迎えた日本において、原風景を求める旅行が盛んとなった時期には、女性誌などにも取り上げられ、多くの観光客が訪れたが、山陽新幹線が開通した昭和 50 年をピークにその後減少傾向となった。

これまでの明治維新の歴史をたどる城下町や松下村塾などを短時間で巡る通過型が主であった観光スタイルに対する危機感もあり、平成 16 年に萩再発見という大きなテーマのもと、「心のふるさと・萩」のおもてなしをまちじゅうで推進する、まち全体を屋根のない博物館と捉える「萩まちじゅう博物館構想」のもとに特色ある観光地づくり、まちづくりの推進を図っている。

萩地区の観光客数は、平成 27 年については、NHK大河ドラマ「花燃ゆ」や世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」登録の効果もあり、爆発的に増加しているが、年間約 130 万~150 万人の間での推移で、その内の約 90%が県外客である。

■観光客の推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
萩市全域	2,279,796	2,334,062	2,185,423	2,301,054	3,065,999
萩地区	1,417,992	1,410,044	1,323,737	1,342,539	2,002,448

(3) 歴史的環境

【古代・中世】

萩市の歴史は、古くは『日本書紀』にも見られる長門国5郡(厚狭・豊浦・美祢・大津・阿武)の1つ「阿武郡」にさかのぼる。しかし、市内の大井地区、椿地区、見島などで弥生式土器が発見され、古くから農耕文化が伝播し、農耕集落として発達していた。また大井地区では見事な副葬品を持つ豪族の古墳も発掘された。

10世紀前後には、周防国とともに、後白河院の知行する阿武御領と呼ばれるようになった。治承4年(1180)に焼失した東大寺大仏殿の再建には、造営料国として用材の切り出しが行われ、阿武川、大井川流域ではそれにまつわる言い伝えも残っている。

室町時代には朝鮮との交流が開け、大内氏が周防・長門・石見国の守護となり外国貿易を管掌すると、海上交通の拠点として発達した。大内氏滅亡後は毛利氏が中国地方を支配した。その際、阿武郡を所領していた吉見氏は毛利氏に臣従し、阿武郡に所領を与えられた。吉見氏は津和野三本松城を本拠として、阿武郡高俣に客館、指月に居館を設けるとともに、家臣に対して郡内各所に所領を与えるなど、郡知行の体勢を整えた。このように、毛利氏の萩移住以前において、萩の地には指月の居館を中心とした家臣団や寺社、さらには庶民層が集居する城下町的なたたずまいが形成されようとしていた。

【近世】

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いで西軍が敗れると、これに属した毛利氏は、中国地方8カ国のうち6カ国を没収され、周防・長門の2カ国に減封された。毛利輝元は慶長9年(1604)、阿武川の支流、橋本川と松本川に囲まれた三角州に城下町を、また三角州の北西にある指月山に萩城を建設して萩藩を開府した。なお萩藩には、長府・徳山・清末・岩国の4つの支藩があった。

以来、藩庁が山口に移るまでの約260年間、萩は36万石の城下町として発展することとなった。この間、5代藩主毛利吉元が、享保4年(1719)萩城三の丸内に藩校明倫館を創建している。



萩城絵葉書

(明治初年の撮影と見られている)

【幕末維新时期(天保元年(1830)～明治4年(1871))】

天保年間(1830～1843)になると、幕府も諸藩も財政難となり、不作に伴う飢饉や一揆が全国で相次ぎ、萩藩でも天保2年(1831)に周防三田尻に端を発する一揆がおこり藩全域に拡大した。13代藩主毛利敬親^{たかちか}は村田清風を起用して藩政改革に取り組むと同時に、文武の奨励に取り組んだ。

また、当時萩藩領には、武士のみならず農民や町民にも門戸を開いた寺子屋や私塾が多

数存在した。

19世紀初頭に入り日本近海に、欧米諸列強の艦船が出没するようになると、三方が海に開かれ、かつ中国大陸に近いという地理的要因が重なる萩藩は、外国船の来襲に備え、防備態勢を整備し、大砲や軍艦を洋式化する必要に迫られた。弘化元年(1844)には、日本海に面した海岸一帯に砲台を築造する計画が藩庁に提出され、萩城とその周辺部の台場築造工事は特に急がれ、弘化3年(1846)には完成した。

大砲については、萩城下町東の松本村に郡司鑄造所を設け、洋式の青銅製大砲を生産した。またその一方で、反射炉を試作し、鉄製大砲の自力製造に取り組んだ。しかしながら、知識・技術の不足、財政的な面もあり、本式の反射炉を築造することはなく、近代的な鉄製大砲の製造には成功しなかった。

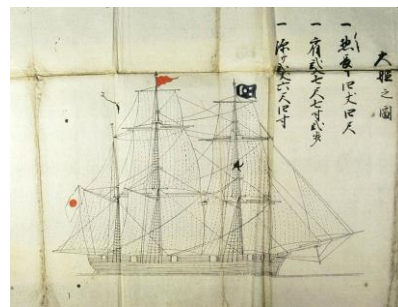
造船については、嘉永6年(1853)のペリー来航直後、巨砲と大艦による「砲艦外交」に衝撃を受けた幕府は、諸藩の軍事力強化を目的に大船の建造を解禁し、日本国内に軍艦建造の動きが生じた。萩藩では、安政3年(1856)に恵美須ヶ鼻造船所を設置し、伊豆半島の戸田村で洋式船の建造にあたった技術者の支援を受け、最初の洋式軍艦「丙辰丸」を、その後万延元年(1860)に2隻目の洋式軍艦「庚申丸」を進水させた。



郡司鑄造所遺構広場



丙辰丸(山口県文書館蔵)



庚申丸(山口県文書館蔵)

これらの近代的技術の導入に際し、それらを知識の面で補完したのは、萩藩校明倫館に付設された好生館(西洋医学教授所)及び西洋学所(西洋兵学教授所)であった。これらは西洋からもたらされた蘭書(洋書)を翻訳するとともに、人材を育成する機能も果たした。

この頃、萩藩は京の堺町門警護の任を解かれ、幕府・薩摩藩・会津藩などの軍と戦い敗退した(禁門の変)。また攘夷を決行し、下関海峡を通る外国船を次々と砲撃し、文久3年5月と元治元年(1864)7月には、イギリス・アメリカ・フランス・オランダの列強4国との下関戦争を起こしたが、列強の近代兵器の前に敗れた。

元治元年の池田屋事件や禁門の変で敗れた萩藩に対し、幕府は長州征伐軍を送った(第1次長州征伐)。萩藩では椋梨藤太ら幕府恭順派が一時実権を握るも、高杉晋作を中心とした諸隊が元治の内戦(功山寺挙兵)で恭順派を倒した。その後幕府は慶応2年(1866)に再び長州征伐(第2次長州征伐)を行ったが、藩の軍政を指導していた村田蔵六(大村益次郎)により近代的な軍隊へと変貌を遂げ幕府軍に勝利した(四境戦争)。なおこの頃、桂小五郎らが土佐藩の坂本竜馬の仲介を得て薩摩藩と薩長同盟を結び、討幕運動へとつながり、大政奉還、王政復古が行われた。

この頃は、万延元年(1860)以降に欧米へ使節団や留学生を派遣するようになった。その一方で萩藩では、文久3年に伊藤博文や井上馨ら5名をイギリスに密航させた。彼らは「長州ファイブ」と呼ばれ、産業革命を実体験し、欧米列強の軍事力の背景にある工業力を肌で感じ、工業化の必要性を感じ、明治維新後の急速な工業化政策を推進することとなった。

明治に入り、萩藩と徳山藩が統一され山口藩となり、山口・豊浦・岩国・清末の4藩が山口県として統合され、明治4年(1871)の廃藩置県により、県庁所在地は山口に置かれた。



「長州ファイブ」(萩博物館蔵)

遠藤謹助・井上勝・伊藤博文・井上馨・山尾庸三

【近代】

文久3年(1863)に藩庁を山口に移鎮したことにより、その機能を失った萩城は、明治6年(1873)に廃城令が出され、翌年に山口県は政府の指示に従い解体した。また、明治9年(1876)には、松下村塾の塾生であった前原一誠らが、禄を失った士族を率いて、萩藩校明倫館を拠点に明治政府に対する反乱を起こした(萩の乱)。

主を失った武家屋敷は、建物が次々と解体されたが、その広大な屋敷地を利用し、士族救済のために奨励された夏蜜柑栽培の敵地として再生し、その風除けとして維持された土堀とともに「土堀と夏蜜柑」の風景を作り出した。また、この夏蜜柑栽培は近代の萩の経済を支える一大産業にまで発展し、町人地は近代の萩の中心として生き延び、商家の町並みも維持されることとなった。

その後も、萩は天災・人災も少なく、鉄道が三角州の外部に敷設されたことなどにより、大規模な都市開発から免れ、城下町としての基本構造は変わることなく現在まで受け継がれ、近世の都市遺産が多く存在している。

【現代】

萩市は、日本海に面し、山地が大半を占めていることから、他の市町村と比べ、農業、林業、漁業などの第1次産業の割合が高く、山間部では山林、農地と農村集落、沿岸部では漁業と漁業集落に関連した土地利用が卓越している。

萩藩校明倫館が位置し、萩城下町を中心とした三角州及びその周辺地区は、萩市の中心市街地として繁栄し、萩焼や海産物などに代表される地場産業とともに、毛利の文化、萩城下町や明治維新に関する史跡、町並み景観などを基軸とした歴史文化を活かした観光業が主要産業となっている。そのことから、まちづくり施策においても、外堀の復元整備など城下町の構造を活かした整備を行っている。

交通面では九州新幹線(鹿児島ルート)の開通、「小郡萩道路」の絵堂までの部分開通、「萩・三隅道路」の開通など交通網整備が進展し、萩市までの時間距離が短縮されている。

(4) 文化財

萩市には、国指定文化財(登録などを含む)53件、県指定文化財32件、市指定文化財135件がある。(平成28年4月1日現在)

文化財の保存・活用に関しては、「萩市歴史的風致維持向上計画(平成20年12月)」に、次のように示されている。

■文化財の保存・活用の現況と今後の方針	
・	保存管理計画を策定している文化財は、その基本方針、各種規制に従って適正な保存管理を行っており、今後もその計画に基づき保存管理を進める。
・	保存管理計画を定めていない指定文化財は、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に対して、個別案件ごとに許可制による行為の規制を行っている。今後、より一層の保護措置を講じるため、所有者と萩市が協働して保存管理計画の策定を進める。
・	今後も指定文化財の一般公開を行い、歴史、文化を紹介する催し物の開催など、文化財の活用を広く発信する。未指定の文化財については、必要に応じて復原、修理などの保護措置を講じ、所有者との合意に基づき一般公開を進める。

分類	国			山口県			萩市		
	指定区分	種別	件数	指定区分	種別	件数	指定区分	種別	件数
有形文化財	重要文化財	建造物	8	有形文化財	建造物	6	有形文化財	建造物	26
		絵画	1		絵画	1		絵画	13
		彫刻	3		彫刻	5		彫刻	17
		工芸品	2		書跡	3		工芸品	13
		書跡	1		考古資料	2		書跡	3
		歴史資料	1		歴史資料	1		古文書	1
民俗文化財	重要民俗文化財	有形	1	無形文化財	工芸	1	民俗文化財	考古資料	2
記念物	史跡		14	民俗文化財	無形	3		歴史資料	1
	名勝		1	史跡		4		無形文化財	工芸
	名勝及び天然記念物		7	天然記念物		6	民俗文化財	有形	3
	天然記念物		1	合計		32		無形	10
小計			40				史跡		20
記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択されたもの			1				名勝及び天然記念物		1
重要伝統的建造物群保存地区			4				天然記念物		18
登録有形文化財			8				歴史的景観保存地区		7
小計			13				合計		135
合計			53						

図2-4 萩市の指定文化財等件数一覧表

※指定文化財一覧を「資料編」に掲載

(5) 萩の歴史的風致

①歴史的建造物の分布状況

萩市は、固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物、町なみ景観などが一体となって形成してきた良好な「まち」の環境を今に残している。

萩市には近世から近代に至るまでの数多くの歴史上価値の高い建造物などが受け継がれ、それぞれの地域の歴史的風致の形成に寄与している。萩藩校明倫館が位置する三角州は、萩藩の城下町であり、明治維新胎動の地である三角州周辺と合わせ、その歴史的な経緯から数多くの歴史的価値の高い建造物が分布している。

三角州には、城郭を構成していた石垣や堀、口羽家住宅、旧厚狭毛利家萩屋敷長屋、木戸孝允旧宅などの武家屋敷、藩の施設である旧萩藩御船倉、毛利輝元墓所の天樹院や浄土宗寺院の常念寺表門、藩の御用達商人の住宅である菊屋家住宅や熊谷家住宅などがある。

三角州周辺には、松下村塾、吉田松陰幽囚ノ旧宅、伊藤博文旧宅及び別邸、萩反射炉、藩主毛利家墓所の大照院、東光寺などがある。

以上の三角州及びその周辺地区を中心とする萩城下町の大部分は、国指定史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区、及び萩市景観条例に基づく重点景観計画区域(歴史的景観保存地区)に指定され、城下町や明治維新に関わる人物の旧宅や町家、長屋、土蔵などの建築物、土塀や門などの工作物などが、夏みかんや松、桜、生垣などの樹木と一体をなして城下の町並みを形成している。



旧厚狭毛利家萩屋敷長屋



旧萩藩御船倉



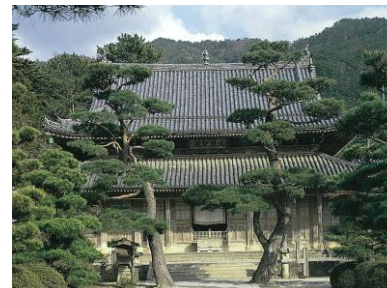
菊屋家住宅



天樹院墓所



大照院



東光寺

②祭礼など城下の町内(まちうち)における歴史的風致

藩政期から現在に至るまでの歴史的景観が市民によって受け継がれ、この空間を舞台とし、祭礼などの歴史と伝統を反映した活動が行われている。藩政時代から続く祭りとして、住吉祭りと天神祭りがある。



住吉祭（お船謡）



天神祭（手廻り備え行列）

③夏みかんに関わる歴史的風致

萩を象徴する景観として、伝統的建造物や土塀と夏みかんが織りなす歴史的景観がある。夏みかんは、藩庁の山口移転により荒廃した武家屋敷の広大な土地と土塀を転用して栽培が広がり、萩城下町の歴史を反映した作物で、今日まで萩の経済を支えてきた伝統的な産業である。



歴史的建造物や土塀と夏みかんが織りなす歴史的景観

④明治維新に関わる歴史的風致

萩が日本の歴史に関わった最大の出来事は明治維新で、吉田松陰やその門下生である高杉晋作、久坂玄瑞をはじめとする幕末維新の志士、木戸孝允、伊藤博文、山縣有朋ら近代国家確立に尽力した政治家、藤田伝三郎、渡辺蕎蔵こうぞうら実業家など多くの逸材を輩出した。

このため、三角州から松下村塾のある旧松本村にかけて、彼らの生誕地や旧宅など歴史的建造物が多く残り、往時の面影が感じられる。またいち早く近代化に取り組んだ萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡の遺構なども重厚な雰囲気漂わせている。

このような明治維新の礎となったのが、萩藩校明倫館と松下村塾を代表とする私塾による人材育成であった。萩藩校明倫館は、藩校が廃止された明治期から平成26年の明倫小学校移転まで、初等教育の場として引き継がれてきた。松下村塾は、松陰神社やその周辺の歴史的な建造物と松陰を祀る祭礼などの活動が一体となって、厳格たる松陰の風格を醸し出し、崇高な雰囲気が漂い、吉田松陰幽囚ノ旧宅、松陰神社などともに、幕末の志士たちの息吹を感じることができる。また旧松本村には、伊藤博文旧宅や玉木文之進旧宅など松陰と関係の深かった人物の遺構が点在し、松陰の誕生地や墓所もある。併せて萩城下にも木戸孝允旧宅や高杉晋作誕生地など歴史的な建造物が数多く残っている。

これら維新の志士たちが過ごした歴史的な建造物などを背景に、日本の近代化の礎となった先人の命日には、その子孫をはじめ、地域の人々による供養祭や墓前祭が行われ、歴史感あふれる独特の雰囲気醸し出している。



萩反射炉



恵美須ヶ鼻造船所跡



松陰神社



松下村塾



吉田松陰幽囚ノ旧宅



伊藤博文旧宅



玉木文之進旧宅



木戸孝允旧宅



高杉晋作誕生地

⑤城下の信仰における歴史的風致

萩城下町には50余りの寺院が所在する。その中には常念寺のように萩城下町建設以前からのものもあるが、多くは萩城下町建設時に三角州北部の微高地に密集して建設されたもので、門前に広がる町並みとともに寺町を形成している。萩藩校明倫館の聖廟が移築された海潮寺もこの寺町に位置する。

三角州内の氏神である春日神社(堀内地区)や浜崎の住吉神社、城下近郊の川外の氏神である金谷神社などは、藩政時代より多くの氏子や町内によって支えられてきたもので、現在も市民の拠り所となっている。

このように萩城下町及び周辺地区では、寺院や神社などの歴史的建造物と信仰行事が一体となって良好な環境を形成し、地域の豊かな趣を醸し出している。



常念寺表門

第3章 史跡旧萩藩校明倫館の概要

(1) 概要

萩藩校明倫館は、享保3年(1718)に、家臣の文武修行を目的として、萩藩5代藩主毛利吉元が萩城三の丸の平安古総門西隣（追廻し筋）に完成させ、翌享保4年(1719)に開校させた藩校である。

その後、13代藩主毛利敬親は弘化3年(1846)、厳しい藩財政にもかかわらず、村田清風を学校御用掛に任命し、手狭であった明倫館の充実・増改築の基本方針を立案させ、その結果、萩藩校明倫館は、嘉永2年(1849)に現在地である江向に移転・新築された。新明倫館は敷地15,184坪（約53,000㎡）と広大な敷地で、宣聖殿と呼ばれた聖廟を中心に、西側に小学舎、手習所などを含めた漢学中心の初等・高等の教育施設が配置され、東側には檜場、撃剣場、射術場などの武芸修練場、後方には水練池、北方には3,020坪の練兵場が設けられた。

敬親は文久3年(1863)に藩庁を山口に移して山口明倫館を設け、萩の明倫館を萩明倫館と改称した。山口明倫館に兵学科を移し、萩明倫館には文学科だけが残り文学寮と称したが、その後、慶応3年(1867)に藩校としての幕を閉じた。

創建以来、約150年の長期にわたって藩校として藩の教育の中枢に位置づけられ、藩政を支える多くの人材を輩出した。また、幕末維新から明治期にかけて活躍する人材の多くも明倫館出身者であり、幕末の萩藩の動向にも一定の影響を与える存在であった。

萩藩校明倫館の跡地は、藩校廃止以降、初等教育の場として引き継がれ、現在も跡地北部には明倫小学校が存在している。

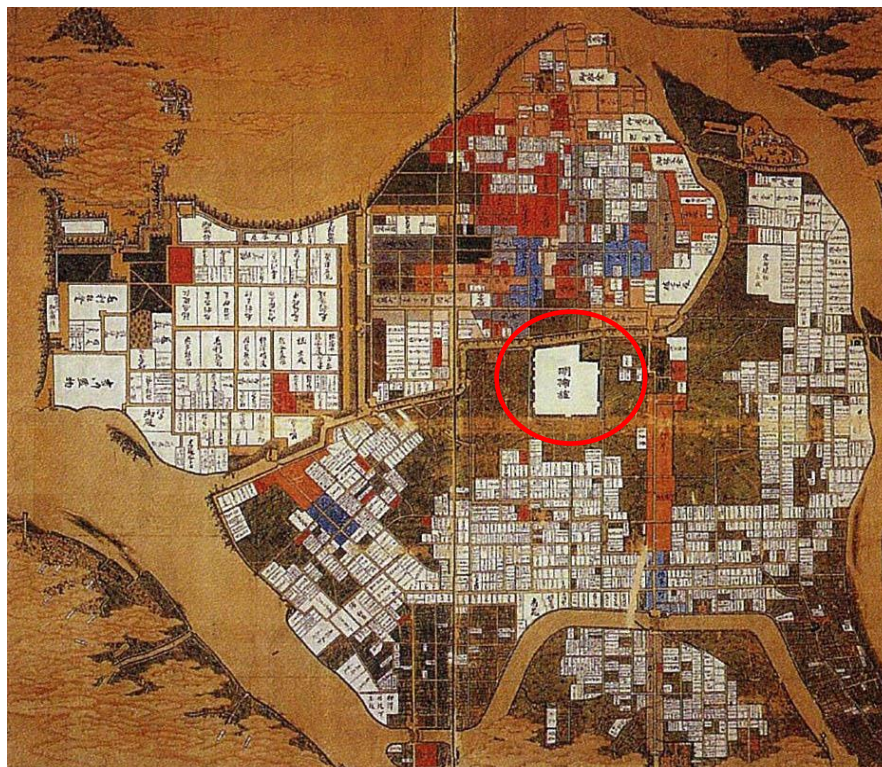


図3-1 新明倫館の位置【萩城下町絵図 嘉永5年(1852)】

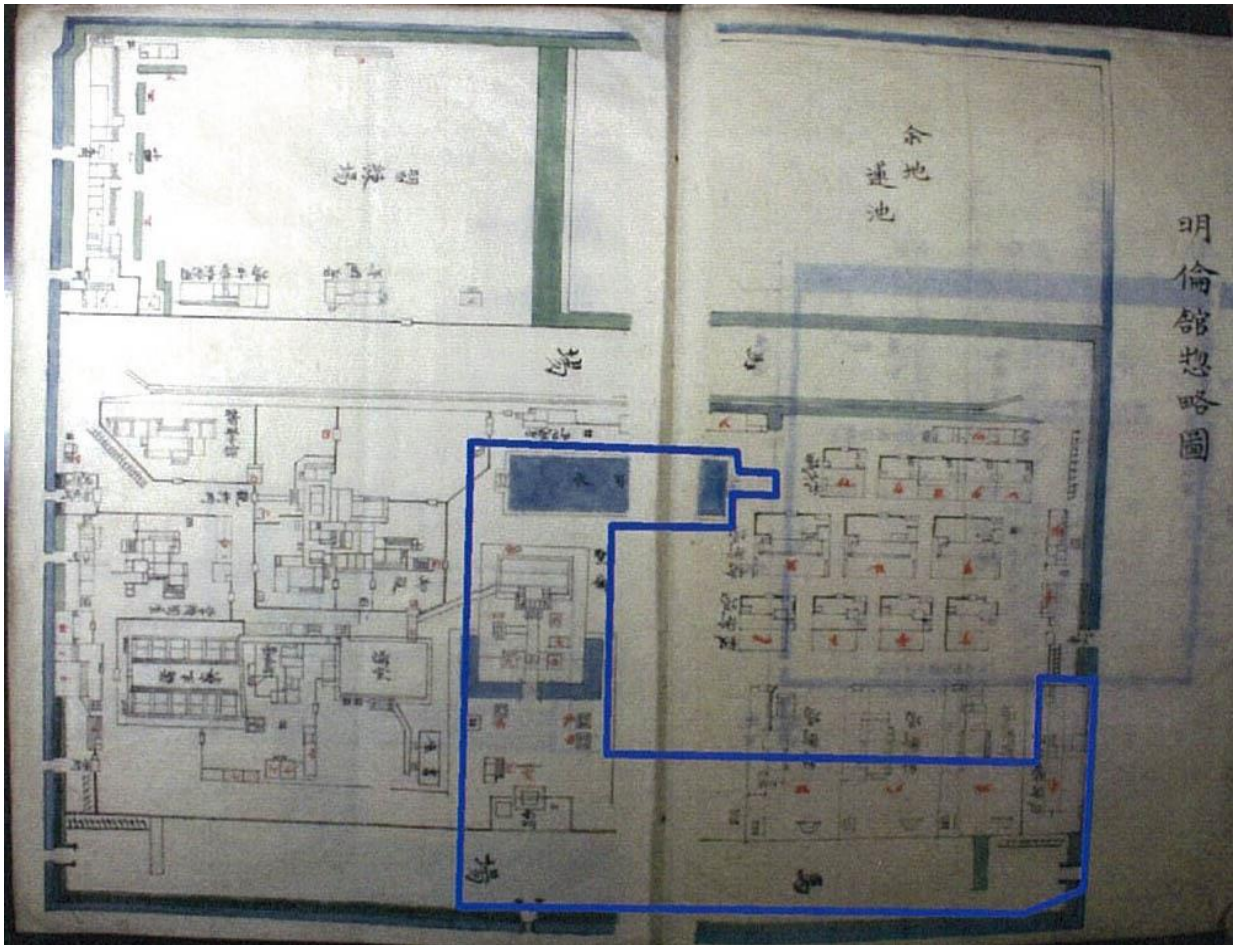


図 3-2 萩明倫館建家之図(全体配置図)

史跡指定範囲

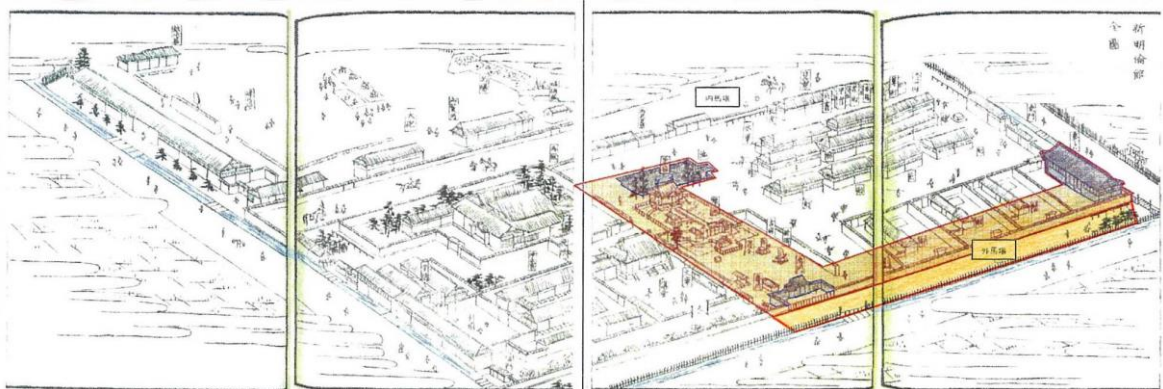


図 3-3 新明倫館 (八江萩名所図画)

史跡指定範囲

(2) 位置

史跡旧萩藩校明倫館は、市街地の三角州のほぼ中央の江向地区に位置し、南に国道191号と接し、向かいには萩市役所、萩市民館が位置する。

萩藩校明倫館敷地の西側には、近年整備された萩市立萩図書館・萩市立児童館や、市民の憩いの場である中央公園、山口県立萩美術館がある。また、萩バスセンターにも至近の距離にあり、利便性の高い位置にある。

また萩藩校明倫館敷地内の明倫小学校移転後の旧グラウンドは、観光駐車場として活用され、萩市街地を巡る「萩循環まあーるバス」や、JR新山口駅と連絡するバス「スーパーはぎ号」の停留所になっている。

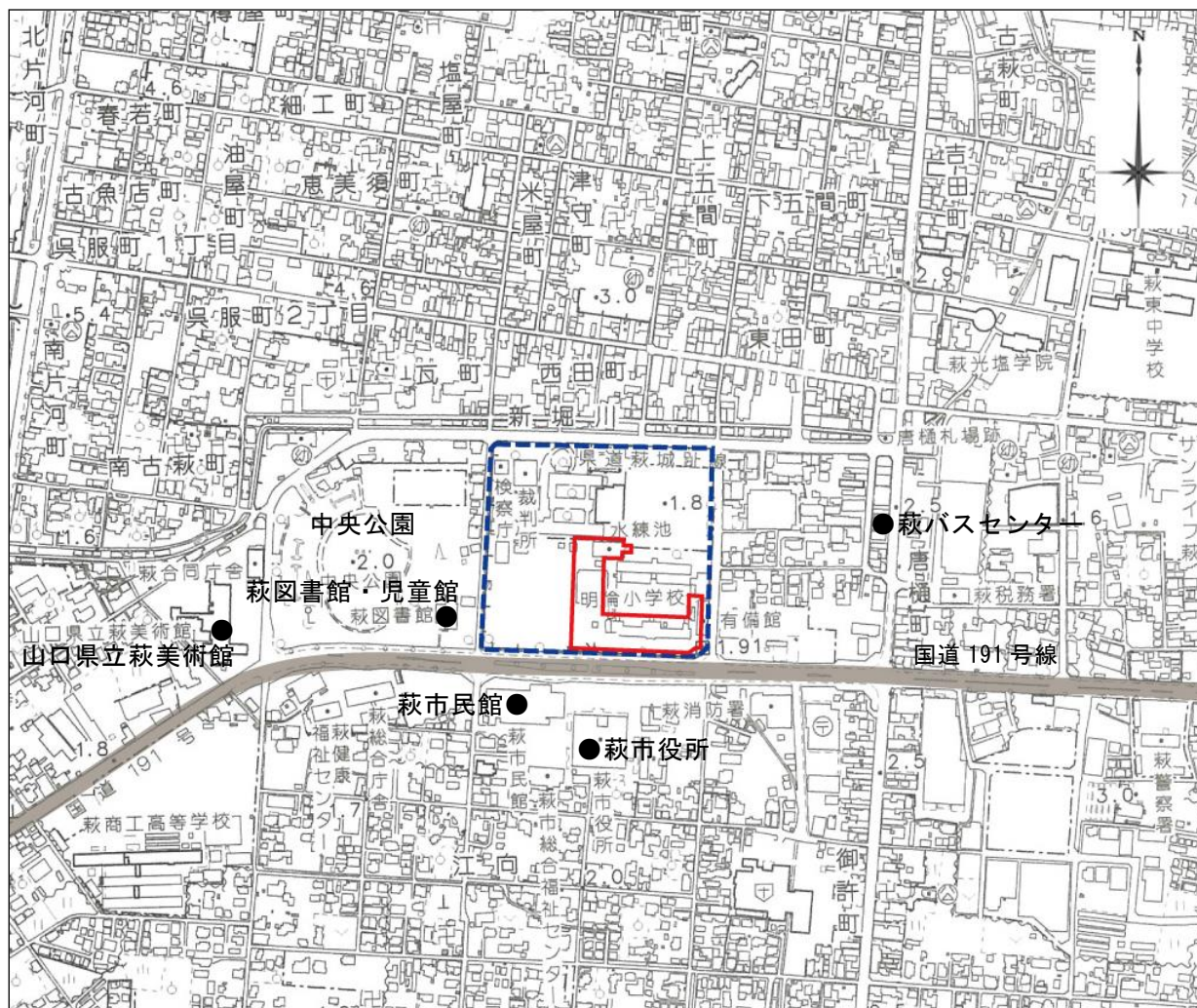


図 3-4 史跡旧萩藩校明倫館周辺図

- 国史跡指定範囲
- 萩藩校明倫館の範囲

(3) 歴史

①創建の背景

萩藩主の毛利家は、菅原家と並んで「菅江両家」と言われた大江氏を先祖とし、古くから学問を重んじる家柄で、好学の伝統は、毛利家中興を成し遂げた毛利元就や藩主輝元にも受け継がれ、その精神は、2代藩主綱広が万治3年(1660)に萩藩の基本法として交付した「当家制法条々」に反映された。その第2条には、「諸子面々常に可相嗜事」として、『右、諸士ハ常に文を学び武を翫ひ、忠孝の道に志し仮初も礼法を乱さず、義理を専として公議をうやまひ法度を守り、其役々に怠るへからず、此法於当家古より定をかかる元就公の制法たり、今以不可怠事』と掲げ、文武を奨励している。

しかしながら3代藩主吉就、4代藩主吉広も藩学の振興を図ったが、藩内には制度改革と財政整理に急を要するものが多く、全藩的な文教施設を鑑みるまでには至らなかった。

その頃諸士の志も次第に低俗に傾き、特に『文学武芸等之沙汰も疎に相成、諸士之風俗不宜評有之節ハ、連歌茶之湯盤上等之翫二移り』（「明倫館御書付類控」）、と、家臣の士気が退廃したことを憂慮するとともに、家臣の「文武諸稽古」を行う家業人の身分が低いいため、『其業を厭ひ平人罷成度志のミいて、御家来中指南も疎に相成』（「明倫館御書付類控」）という状況であった。

この事態を憂慮した5代藩主吉元は、享保3年(1718)に「家業人」の地位の向上を図り、2カ条の「御意書」を示し、諸士に対する文武の奨励と、家業人へは文学・芸術の家業を怠ることのないように戒めた。

吉元は、宝永4年(1707)に長府毛利家より宗家の家督を継ぎ萩藩主となった。吉元は林鳳岡(※)に儒学を学び襲封後も毎月儒学の講釈を聞くなど好学の藩主であったと言われている(「忠正公伝」)。藩校の創設に際しても林鳳岡の教示を受け、江戸の湯島聖堂を模範とした。吉元の代には、徳山藩の改易、岩国領農民の萩藩領編入一揆、長府藩の一時的な断絶などの事件が発生し、家臣の士気が著しく低下した。

享保3年(1718)吉元は、家老に命じて藩校建設の協議を行わせ、萩城三の丸の堀内追廻し筋の940坪の敷地を選んで12月に竣工した。

当役手元役坂九郎左衛門(時存)は、稽古場(明倫館)創設の経緯について、従来、各師匠が自宅や稽古場で行ってきた文学と武芸の稽古を統合し、藩の管轄のもとに文武の奨励を図ったと述べている(「坂翁御役目記録」)。

藩校の命名は、『設為庠序学校以教之、皆所以明人倫也。人倫明於上、小民親於下。』(庠序学校を設けし以て之を教ふるは皆、皆人倫を明らかにする所以なり。人倫上に明らかにして、小民下に親しむ。)から、山県周南(※)が名付けたものである。

藩校の名は、目指す教育理念を端的に表明するもので、多くは儒教の経典からふさわし

※林鳳岡：1645～1732年。江戸時代前・中期の儒学者。特に元禄時代の将軍・徳川綱吉のもと江戸幕府の文治政治の推進に功績があったひとり。元禄4年(1691)以降は、湯島を文教の府として儒教の振興に努めた。

※山県周南：1687～1751年。江戸時代中期の儒学者。萩生徂徠の高弟で、萩藩校明倫館の2代目学頭。

いものが選ばれている。周南は目指すべき藩校の教育理念を、徂徠も重んじる「明倫」の語に求めたと考えられ、藩内の朱子学を重んじていた人々にとっても異論を与えるものではなく、朱子学と徂徠学の接点となり得る語であった。

このように萩藩校明倫館は、人としての道を明らかにするために学ぶだけではなく、上に立つものが倫理を体現するほどの自覚を持って学び、庶民の手本となっていこうとする人材の育成を理想として掲げたと言える。そしてそれこそが天下を安ずるための先王の道につながる方途と考え、他藩で「明倫」と命名された藩校との相違がここにあるものと考えられる。

②古明倫館

萩藩校明倫館は、享保3年(1718)萩藩5代藩主毛利吉元の創建の命により、藩士の鍛錬・育成を目的として、萩城三の丸の平安古総門西隣(追廻し筋)に12月に完成され、翌享保4年1月に開校した藩校である。敷地は家臣の津森小兵衛、来栖八右衛門、湯浅八郎兵衛、中島自伴などの屋敷を収公した940坪(3,100㎡)があてられ、享保4年(1719)1月12日に藩主吉元の臨席のもと開校式が行われた。なお明倫館は藩校設立の順位では、寛永5年(1628)の佐賀藩弘道館を始め、盛岡・岡山・会津などの諸藩に次いで全国12番目であった。

吉元は明倫館の入学者を藩士に限らず、百姓町人にも講義の聴講を許可した。このことは、身分制度の厳しい時代背景を考えると画期的なことで、萩藩の文武に対する開明性・先進性をみることができる。また開校式の際には「文学諸武芸稽古の式」(修業規則)が公示され、後々まで長く館中に掲げられた。これは教師諸生共々に厳守され、その後萩藩に人材が輩出した基礎になったものと考えられ、特に以下のことが強調された。

「文学は幼時より勉強しないと成就しがたい。そこで10歳前後から素読を始め、15歳前後から専ら文学に志し、身体が壮剛となるに及んでさらに武芸をめざし、文武共に40歳までは修業することが大切である。文武を志す者は、講堂及び諸芸稽古場で怠りなく勉強し、講義を聞こうとする者は、老少の別なく列席させる。公用または、やむをえない理由のある者を除き、なるべく都合をつけて、怠ってはならない。」

配置は、本門の正面に聖堂、その奥に講堂を配し、射術場・手習場・兵書場・礼式場・鎗場・兵法場・馬場・学生寮・飯台場などの設備が整い、敷地内の西隅には学頭屋敷が設けられた。講堂には、孔子・顔子・曾子・孟子の木主(位牌)が安置された。木主は吉元の師である林鳳岡の書である。総大門には「容衆」と大書した額が掛けられた。論語子張篇の「君子は賢を尊びて衆を容れ一」から採ったもので、佐々木源六の撰、草場居敬(兵蔵)(※)の書である。

開校翌月の2月19日、藩主吉元は、明倫館に臨み、孔子を祀る典礼である**釈采**の式を挙行し、人材の育成を宣言するとともに、明倫館学頭を大組物頭の次席に任命し、明倫館の経費として500石を支給することとした。また同年6月に小倉尚斎(※)を初代学頭に任命

※草場居敬：1679～1737年。江戸時代中期の書家。萩(はぎ)藩主毛利吉広につかえる。

※小倉尚斎：1677～1737年。江戸時代中期の儒者。江戸で林鳳岡の門に入り助講となる。

した。

翌年の享保5年(1720)5月15日、明倫館に対して12ヶ条からなる「条々」が発給され、教育、管理、運営に関する規定が整えられた。

教育の主な内容は、学頭は、春秋の積采(積采)を挙行するとともに、文学の教育分野を統括し、儒者を率いて諸生の教育を行う。儒者は、教育に関する意見を学頭に具申し、諸生の教育にあたる。諸生は、学頭の指導の下に互いに心を合わせて修学に励め、その席次は身分の上下によらず入学の順とし、先学は後学を導き、後学は先学を敬う。廟司役は、聖殿、講堂、座敷などの清掃を行うとともに、積采や礼楽の実務を担当する。

○古明倫館における教育

「文学諸武芸稽古の式」に定められた科目別の課業日数は以下のとおりで、休業日は1ヶ月で4日であった。

科目	課業日数	教場	課業日、時間
素読	13	講堂	毎月2日から隔日 午前6時～8時
講義	12	講堂	午前8時～
兵書	6	兵法場	午前8時～
槍術	10	槍術場	定日 午後
剣術	16	剣術場	定日 午後
射術	6	射術場	定日 午後

(備考)

- ・課業終了後は、終日、武芸を練習する。
- ・礼法、天文数学、馬術については課業日時の記録がない。

注目すべきことは、武道教育を儒教教育とともに、1つの学校で行っていたことで、これは当時としては全国的にも珍しく、文武両道の兼備を目標とする武士教育の理想を、明倫館では創建時から行っていたものである。

明倫館教育の根幹であった漢学科は、素読生と講義生との二等級制をとっていたが、素読生は14歳以下の者に対する、いわば初等教育であった。

明倫館では江戸幕府の正学とされていた朱子学が採用された。その当時萩藩の家臣における綱紀の弛緩が顕在化しており、綱紀粛清の狙いもあったと考えられる。

初代学頭の小倉尚斎は、19年間学頭として明倫館創設期の基礎づくりに尽力した。元文2年(1737)の死去後は、元文2年(1737)に山県周南が2代目学頭に就任した。周南は新たに「学館功令」を公示し、明倫館諸生に学ぶ者としての心構えを示した。その冒頭は、『学校之設、達材成徳、上焉以供国家之用、下焉以使有所矜式也。』(学校の設は、材を達し徳を成し、上を以て国家の用に供し、下は以て矜式する所有らしなるなり。)で、「達材成徳」(※)の語を掲げ、藩校創設の意義と教育理念を説くとともに、朱子学から徂徠学重視の学問改革を行った。「材」と「徳」とを教育の意義として一対で用いた最初は「孟子」で、『有成徳

※達材成徳：徳を成し、材を達す：心を育て、才能を伸ばすこと

者、有達財者』(徳を成す者有り、財を達する者有り)とあり、さらに『以其有財之具而不能用者、則教而達之也』(其の財の具有りて用ふること能はざる者を以てすれば、則ち教へて之を達するなり。) とあることから、身に備わる才能を教育によって伸長するという教育理念が掲げられ、以後、「成徳達材」の語は、教育の意義を端的に表す語として用いられるようになった。なお、「学館功令」での「達材成徳」は、「材」を「達」に優先して用いており、各人の「材」を育むことを重視していたと考えられている。

元文6年(1741)には、6代藩主毛利宗広^{むねひろ}の命により、「長門国明倫館記」を撰文し、敷地内に碑文が建立された。明倫館における山県周南の影響は大きく、明倫館は充実期を迎えた。しかし明倫館創設から約25年後以降、家臣の熱気も冷め、明倫館は停滞状態となり、藩主宗広が憂慮する事態となった。宗広の死去後、毛利重就^{しげなり}が7代藩主となっても、明倫館には家臣がほとんど出席せず、憂慮すべき事態が続いたため、重就は村田為之^{ためゆき}(村田清風の祖父)を仕組方役所の実務担当に抜擢し藩政改革に乗り出した。さらに安永元年(1772)には、同館の教育を振興するため、学頭に具体的な方策の検討を命じ、将来藩政を担う可能性を有する諸生を増員するなど、明倫館教育停滞の立て直しを明確に示した。

その後、天保8年(1837)に毛利敬親が13代藩主となった当時は、2度の一揆もあり藩財政が破綻していた。そこで村田清風(※)を表番頭格に昇格させ、萩藩における天保の改革を本格化させた。

また当時は列強の外圧が高まり、清風は藩政改革の基本方針の1つに、文武の奨励と人材の登用を掲げた。これを受けて江戸桜田藩邸内に「文武之稽古場」を設け、「有備館」と名付けた。

なお吉田松陰は、天保9年(1838)9歳の時に山鹿流兵学の教授見習いとして、明倫館に初めて出勤した。翌年には教授となり、新たに後見人(一人前の教授になるまで指導に当たる人)が付けられ、弘化5年(1848)には、独立した師範となった。

明倫館の創設以来約130年、幕末期の世相は大きく変わりつつあり、学問についても、萩藩の維持・発展に寄与しうる有能な人材の育成が要求される時代となった。

敬親は天保の改革による文武の振興と異国船来航による難局に対処するため、人材の育成を目指して老朽化した明倫館の移転再建と、併せて学制改革の実施を決意し、弘化3年(1846)藩財政の厳しい中、明倫館再建の基本方針を確立し、清風を学校御用掛に任じて、移転・拡充を計画させた。明倫館は萩城三の丸に位置し、拡張の余地がなく、その上医学所・剣槍道場・教練場などが離れ不便であったので、移転地を城外の新堀に沿った田地である江向の地に決定し、田地を埋め立てて敷地の造成に着手した。同年12月22日に幕府へ明倫館再建を届け出た。

※村田清風：1783～1855年。藩校明倫館では優秀な成績を修め、明倫館書物方となる。9代藩主毛利斉房から藩の要職を歴任し、藩主毛利敬親のもとで天保の改革に取り組み、藩政改革に手腕を振るった。

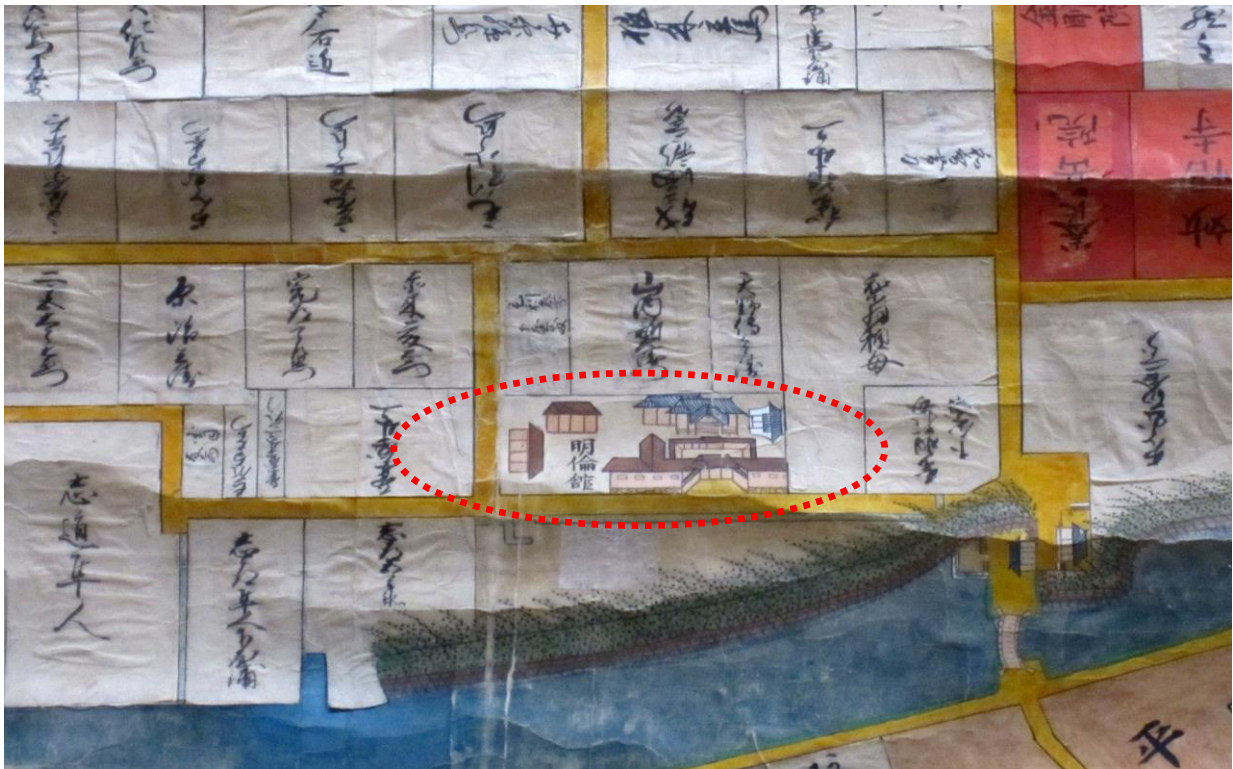


図 3-5 寛保 2 年～延享 4 年 (1742～1747) 頃の城下町絵図

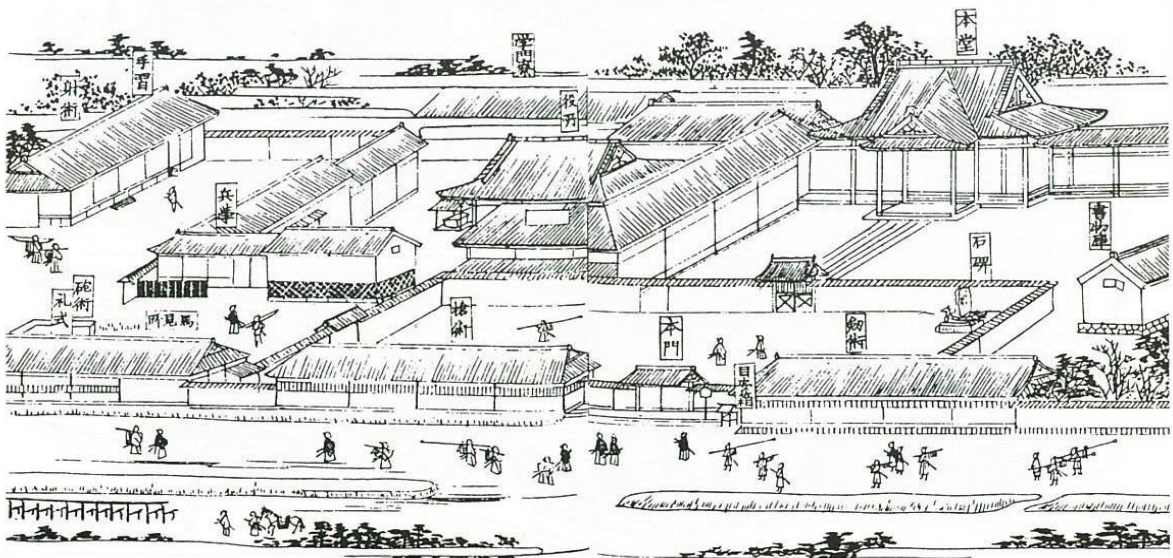


図 3-6 古明倫館 (『八江萩名所図画』萩市史より)

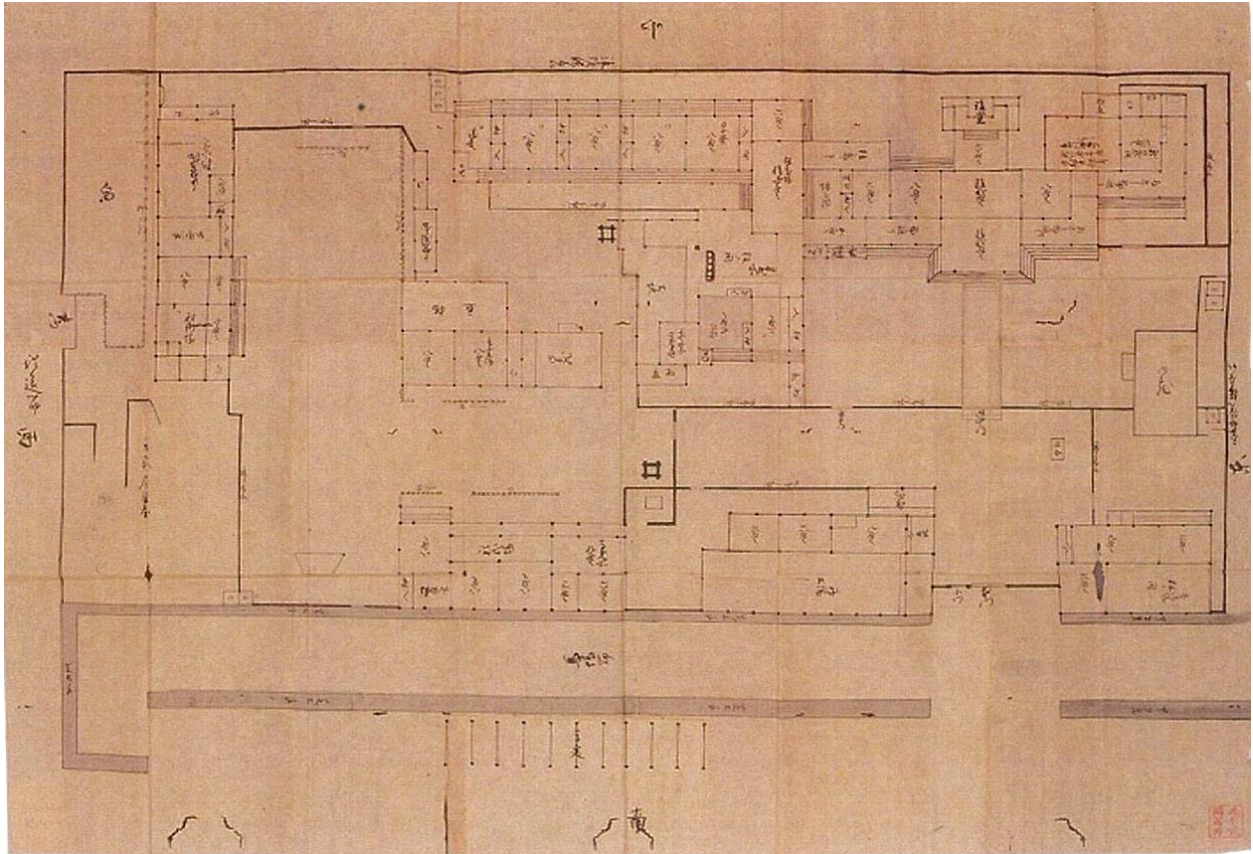


図 3-7 古明倫館差図(寛政 9 年・1797 年)

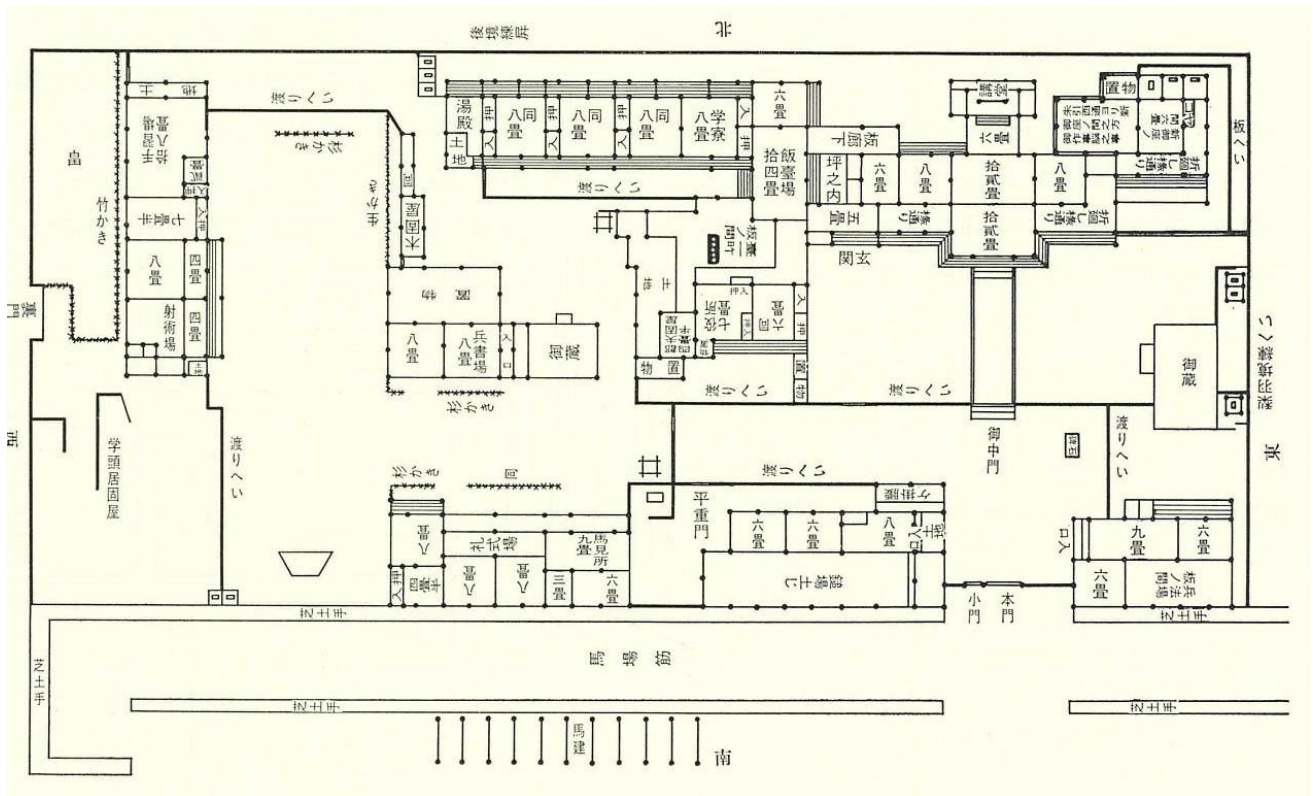


図 3-8 古明倫館差図(萩市史より)

③新明倫館

新明倫館の敷地は、城下町のほぼ中央部、低湿地のため蓮田などに利用されていた土地が選ばれ、弘化4年(1847)12月2日、新明倫館の起工式が行われ、新堀川を利用し菊ヶ浜の土砂を運んで造成し、新堀川に沿った北側を除く三方には、幅七尺の溝を掘って石垣が組まれた。

嘉永2年(1849)に建築工事が完了した。新明倫館の規模は約15,184坪で、古明倫館の約16倍となった。

明倫館の中央には南面して聖廟があり新名称を宣聖殿と定めた。聖廟前の参道(石畳)の東には奏楽仮屋拝見所、西側は手水屋があり、南端に観徳門がある。これを出て泮水に架けられた橋が万歳橋である。この橋を渡って東に新古の2基の石碑(明倫館碑)があり、西に番所がある。その南が正門で表御門である。正門を出ると東西二町にわたる馬場があり、道路との間に柵が設けられていた。講堂は聖廟の西にあり、その南に書庫がある。講堂の西に厨房をはさんで書生寮、さらに西に手習場、小学舎、算学所の3棟が初等教育場を形づくっていた。

講堂の北が御殿で、儀式の式場や藩主の前で行う試験場としても使われた。その西に学頭の官舎、さらにその北側に医学所があった。聖廟を中心に西側に主として学問習得のための初等、高等の学習施設が並んでいた。

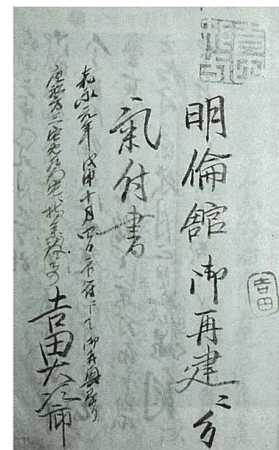
聖廟の背後は用水池(水練池)で水中騎馬の練習にも使った。池の北は館内を東西に内馬場を隔てて練兵場があり、標的場、銃器庫、火薬庫などがあった。聖廟の東は練武場で、射術場、馬術場、剣術場、槍術場などであった。また、新明倫館の敷地全体は溝で囲まれ、その規模は全国の藩校中有数のものであった。当時の厳しい藩財政のなか、この大事業を成し遂げとげた藩主敬親の英断は画期的であった。

藩主毛利敬親は、加判役益田元宣を明倫館再興一途大都合役(後に明倫館総奉行)に任じ、新明倫館に関係する一連の人事を発令し、山県太華が新明倫館の学頭となった。

益田元宣は、嘉永元年(1848)9月に諸師家に対して、文武振興の方策を具申するように命じた。諸師家の上申書の中で、19歳の吉田松陰の「明倫館再建二付気付書」は、多くの示唆を含むものであり、教育制度の改革に貢献したと言われている。

同年11月、藩首脳と明倫館関係者は萩城内で参集し、新明倫館の設置目的と小字・大学・試験の規定を定めた。この案の実現によって、これまでの明倫館とは内容・制度が格段に充実し、名実とも学制改革、教育改革の実施となり、藩の一学校ではなく、藩内教育の総合的指導機関となった。

嘉永2年3月3日、新明倫館の始業式が開催された。学頭山県太華はこれまでの徂徠学から再び朱子学に改め、「明倫館諸生学業課目次第」を作成し、新明倫館における教育の要旨を明確に示した。



吉田松陰の上申書
嘉永元年(1848)

嘉永4年(1851)、藩主敬親は、藩士の藩外遊学を奨励し、これを契機に小田村伊之助(楫取素彦)・吉田松陰・来原良蔵・山県半蔵(宍戸璣)・桂小五郎(木戸孝允)・高杉晋作らが萩を出立した。また敬親は、明倫館出身者である村田清風、坪井九右衛門、長井雅楽、周布政之助(※)など優秀な人材を藩政の重役に登用した。さらに明治新政府で活躍する桂小五郎(木戸孝允)、廣澤真臣(※)なども明倫館の出身である。

一方、高杉晋作や久坂玄瑞を始めとする明倫館教育に鬱屈した青年たちが、朱子学への反発から吉田松陰が主宰する松下村塾に集まった。

嘉永6年(1853)6月のペリー来航後、列強の軍事的圧力に対抗するために、洋学研究の必要性に駆られた萩藩では、周布政之助が藩政改革(安政改革)を進め、洋学を重視した軍制改革を第一に掲げた。安政6年(1855)2月に西洋学所を増築し、8月にはこれを博習堂と改め、西洋兵学の研究・教育機関と位置付けた。のちに同所は、村田蔵六(大村益次郎)により改革が行われ、進歩的な西洋兵学の教育機関として飛躍的に発展した。入学生は、西洋式軍隊や海軍の創設など、藩の軍制改革に多大な貢献を果たした。

その後、敬親は文久3年(1863)に藩庁を山口に移し山口明倫館を設け、兵学科を移し、萩明倫館には文学科だけを残したが、明治3年(1870)に両明倫館の改組と抜本的な学制の改革を行った。これにより、萩明倫館は萩中学と改称し、その教育を引く継ぐこととなった。

幕末期の萩藩校明倫館が、東京職工学校の初代校長となった正木退蔵(※)や明治草創期の鉄道敷設に尽力した飯田俊徳(※)、日本近代造船界のパイオニアとなった渡辺蒿蔵(※)をはじめ数多の明治維新後の日本の産業化を支えた人物を排出したことは、特筆すべきことである。

※周布政之助：1823～1864年。藩校明倫館に学び、萩藩政務座役筆頭に就く。村田清風の後継として藩財政の建て直しや人材登用、洋式軍事改革などを行う。また、文久3年(1863)、密航留学生「長州ファイブ」をイギリスに送り込むなどした。しかし、4ヵ国連合艦隊下関砲撃により保守派に藩政の実権を奪われると、禁門の変の責を取り自刃した。

※廣澤真臣：1833～1871年。萩藩の実務官僚として藩に仕える一方、尊王攘夷運動にも参加した。長州征伐では勝海舟と休戦協定を結び、薩摩の大久保利通らと討幕出兵協定締結や、京より討幕の密勅を持ち帰るなどの活動を見せた。明治新政府参与に登用され、重職を歴任。版籍奉還の実現に尽力し、木戸孝允と並ぶ長州藩の代表的存在となった。

※正木退蔵：1846～1896年。藩校明倫館では優秀な成績を修め、19歳で藩主世子毛利元徳の小姓役となる。その後も大村益次郎に洋式兵学を学び、三田尻海軍学校で英学を修める。明治4年(1871)英国留学し、後も海外留学生の渡英を監督。滞英中にスティーヴンスンに会い、松陰伝「ヨシダ・トラジロウ」が著される。帰国後、東京職工学校(現・東京工業大学)の初代校長、外務省ハワイ総領事等をつとめた。

※飯田俊徳：1847～1923年。慶応3年(1867)、藩命で米国留学。のちオランダへ移り、士官学校や国立工科大学に学ぶ。明治維新後に帰国し、工部省に入る。鉄道権助となり、明治11年(1878)京都～大津間の逢坂山トンネル工事を指揮し、約2年で完成させるなど日本の鉄道敷設に尽力した。

※渡辺蒿蔵：1843～1939年。飯田俊徳らと共に藩命で米国留学後、渡英。ロンドン大学に学び、グラスゴーへ移って造船学を修得した。明治維新後に帰国し、工部省に入る。長崎造船所で近代造船の発展に尽力し、当時、東洋一とうたわれた立神ドックを完成させる。明治16年(1883)長崎造船局の初代局長となる。

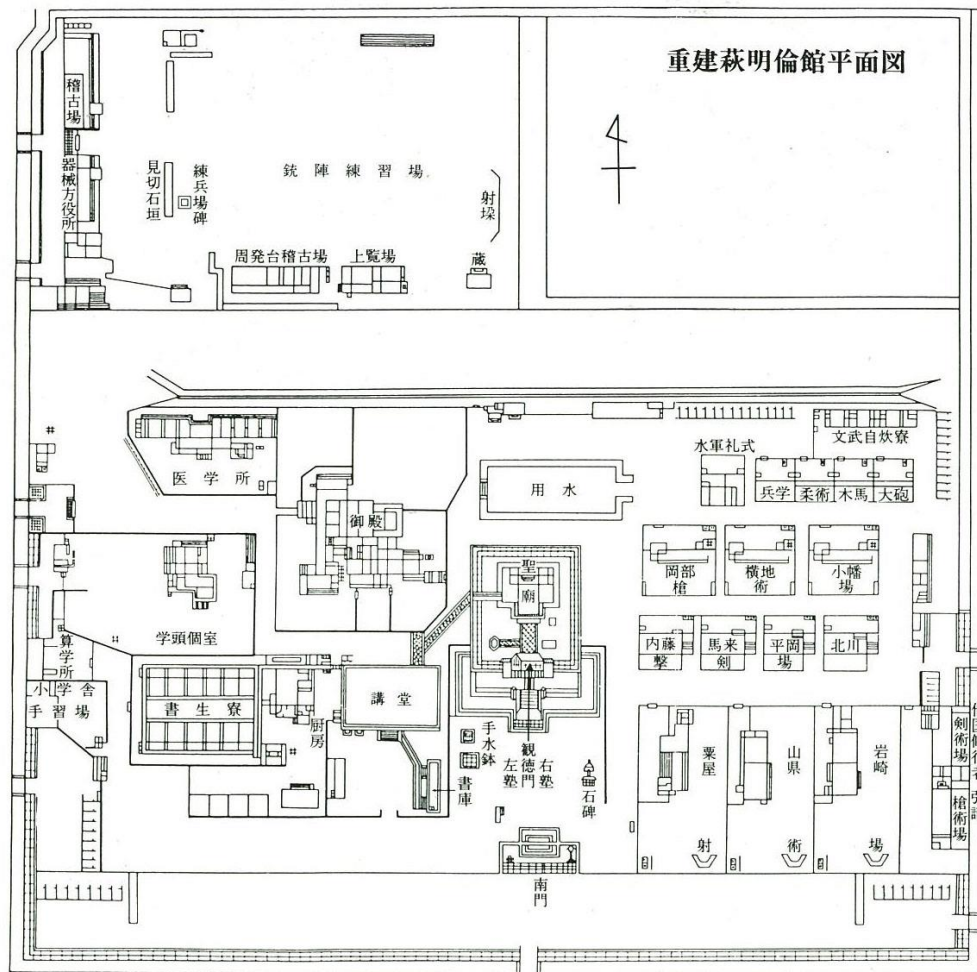


図 3-9 重建萩明倫館平面図

④ 廃館後

【明治】

慶応3年の廃館後は、明治元年(1868)の新政権の成立による藩政の改革に伴い、萩明倫館は萩学校と改称されていたが、明治3年(1870)に萩中学と改称し、それまで行っていた積采を廃止した。その後翌年の廃藩置県に伴い藩立萩中学は県立に移行した。その後萩中学は、数回の変遷を経て明治32年(1899)に移転した。

一方、維新後は萩城内の諸役所が明倫館内に移されたが、明治7年(1874)に県内行政区改正に伴い廃止された。当時、北側の明倫館練兵場は軍事施設として兵部省の所管となったが、明治7年5月に長屋、土蔵、兵営、剣槍場などが旧士族に払い下げられた。

明治5年(1872)に政府は、中央集権体制を確立する一環として、学制を頒布し文部省に教育行政を統轄させた。それに伴い翌年には萩川内に10の小学校が開校した(最初は小学と称した)。これらの小学校の源流は、創建時から幕末期に至るまで初等教育の普及を図ってきた萩藩校明倫館に至ると言える。なお、萩では初等教育を重視する風潮が維新後も続いた。

明治7年(1874)には、上等小学校を旧明倫館に開き巴城学舎と称し、翌年には明倫館東

半分の地に校舎を増築した。また同年11月には、山門と土蔵を残して焼失した海潮寺が明倫館の聖廟を買収して移築した。その他に南門及び観徳門が本願寺山口別院萩分院（以下「本願寺別院」）に、万歳橋が萩城跡内の志都岐神社に移築された。なお他国修業者引請剣槍術場（有備館）は、小学校舎になっていたため解体を免れた。

明治12年(1879)に政府は、学制を廃止して教育令を制定し、学校の設立を町村単位にするとともに、その維持も町村の責任とした。明治18年(1885)に萩の諸学校を合併して「明倫小学校」と称し、中村雪樹が初代校長となった。明治20年(1887)には、新小学校令により「明倫尋常小学校」となり、高等小学科を併置した。その後、幾多の変遷を重ね、明治42年(1909)に「明倫尋常高等小学校」と称した。明治45年(1912)6月には、萩町立明倫商業補習学校が専用教室として有備館を使用するようになった。当時有備館は「東長屋」と称していた。

【大正】

大正4年(1915)には、他国修業者引請剣槍術場の建物保存を決定し、文事堂と武術場として整備し「有備館」と命名した。大正7年(1918)には、移築されていた明倫館聖廟前にあった東西の塾舎を移築して「聖賢堂」と名付け、藩校廃止後に萩中学校が保蔵していた孔子及び四配の木主を安置した。

【昭和・平成以降】

昭和4年(1929)12月には、水練池と明倫館碑が国史跡の指定を受けた。昭和7年(1932)には、萩市制が施行され「萩市立明倫小学校」となった。昭和9年(1934)には校舎の改築工事が開始され、翌昭和10年には藩校明倫館の模型が制作された。同年8月には明倫館碑が本館西面に移築され、同年10月10日に新校舎の落成式が行われた。

昭和16年(1941)の学制改正により「明倫国民学校」となり、尋常科を初等科と改称した。戦後の昭和22年(1947)には学制改正により「明倫小学校」と改称した。昭和24年(1949)には「有備館」が国史跡の追加指定を受けた。昭和33年(1958)には明倫小学校が、山口県道徳教育研究指定校(2ヶ年)となり、郷土に対する誇りや愛情などを育むための「松陰読本」の創刊など道徳教育に力を注ぎ、昭和38年(1963)には文部省道徳教育研究指定校(2ヶ年)となった。昭和43年(1968)に講堂の解体工事が始まり、翌年に明倫小学校屋内体育館が完成した。昭和44～45年(1969～1970)には有備館の保存修理工事が行われた。昭和48年(1973)には、旧明倫館の遺構で市内各所に移築された観徳門、南門、聖廟、万歳橋が市指定有形文化財の指定を受けた。昭和57年(1972)には、観徳門を本願寺別院から明倫小学校南東門横に移築し、並びに手水鉢も同位置に移設された。昭和58年(1973)には、聖賢堂が市指定有形文化財の指定を受けた。

平成8年(1996)には、明倫小学校本館が国登録有形文化財の指定を受けた。平成15～16年(2003～2004)には、本願寺別院に移築されていた南門を、発掘調査の成果に基づき移築整備し、その際明倫館碑も移築した。平成25年(2013)には、老朽化や耐震性などの問題か

ら明倫館敷地内北西部での明倫小学校校舎新築工事を開始し、翌平成 26 年(2014) 4 月に移転した。

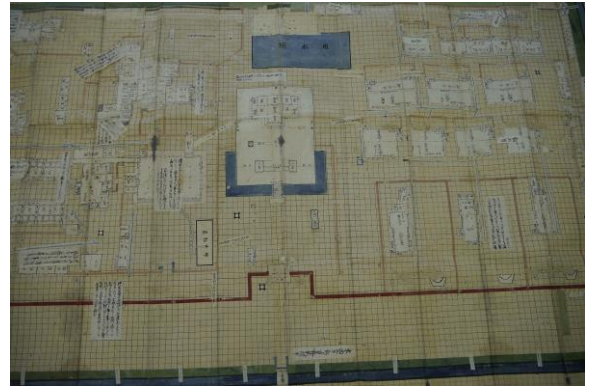
現在も受け継がれている明倫小学校の教育目標には、萩藩校明倫館の学風である「成徳達材」を目標に、多くの人材を養成した伝統と歴史が根底にある。



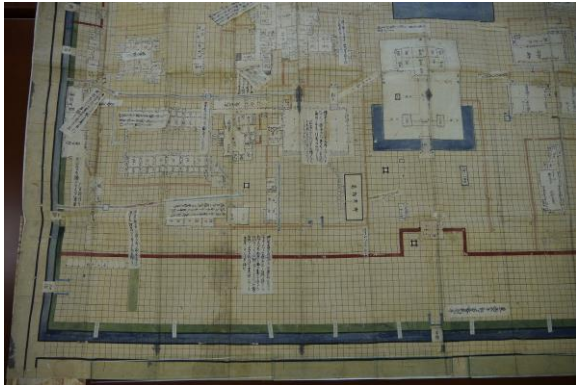
図 3-10 明倫館模型(萩市所蔵) 八江萩名所図画を元に、昭和 10 年に明倫小学校教員有志が作成



明倫館差図



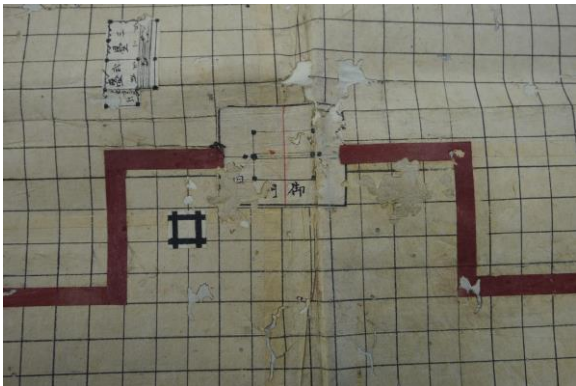
南門・聖廟・水練池



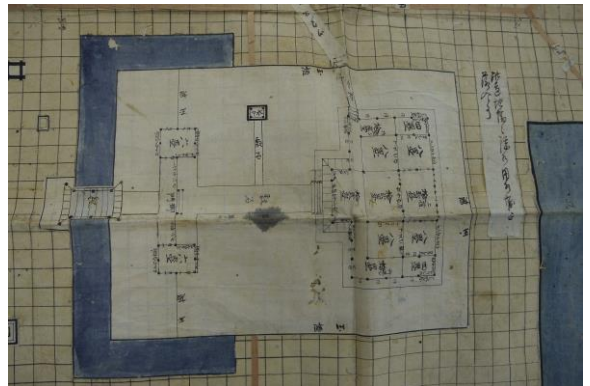
南西部



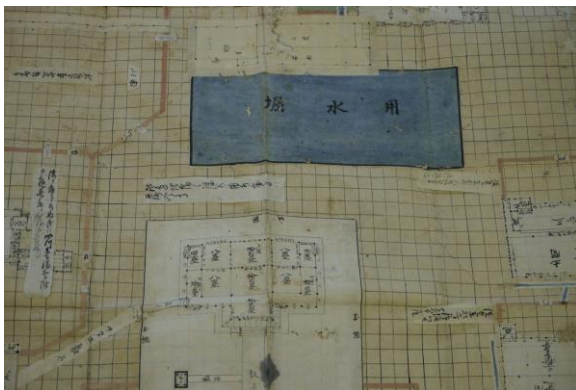
南東部



南門付近の拡大



聖廟付近の拡大



聖廟・水練池



北西部

図 3-11 明倫館差図(山口県文書館所蔵)
明倫館の建物・施設などを、1間四方(実寸は1.2cm)の方眼紙上に貼りつけたもの。
重建にあたっての計画図の可能性もある。

■明倫館の変遷

区分	年号	西暦	明倫館に関する主な事項	萩藩・萩市に関する主な事項
古明倫館 (堀内) 創生期	享保3年	1718	5代藩主毛利吉元の創建の命により、萩城三の丸(堀内)の平安古惣門西隣に明倫館が12月に完成する。	
	享保4年	1719	1月12日に始業の式を行う。(創建) 2月19日、明倫館に初めて、孔子、及び四配(顔回、曾子、子思、孟子)を祭り、養老の礼を行う。 小倉尚斎(朱子学)が学頭となる。	
	元文2年	1737	尚斎が没し、山形周南が学頭となる。 古文辞学(徂徠学派)が館の学風となる。	
	宝暦3年	1753	明倫館碑(古碑)建立。山県周南撰、津田東陽書。	
	天保6年	1835	館の区画を拡張し、館費を年3000石に増額する。 山県太華が学頭となり、再び朱子学が盛んとなる。	
	天保9年	1838	吉田松陰が家学教授見習いとして、明倫館に出勤する。	
	天保11年	1840	藩主敬親が入国に際し、明倫館に臨む。 吉田松陰が明倫館で藩主敬親に「武教全書」の講義を行う。 医学所、西洋学所を南苑に設ける。	江戸藩邸に有備館が設置される。
	天保12年	1841	江戸藩邸に文武道場「有備館」が設置される。	
	天保13年	1842		玉木文之進が松下村塾を開塾する。
	弘化3年	1846	時勢の進展に伴い明倫館の拡張が必要となり、移転重建を下命。 村田清風を再興御用掛に任用する。 江向の新明倫館の造成工事を開始する。	
弘化4年	1847	菊ヶ浜(片河)からの土砂運搬を終え、地搗きを開始する。		
新明倫館 (江向) 発展期	嘉永元年	1848	吉田松陰が明倫館再建についての意見書を提出する。	
	嘉永2年	1849	江向に新明倫館が落成し、山形学頭、孔子の木主(位牌)を奉じ、旧館より移る。 13代藩主毛利敬親も新館に臨み、聖廟を拝す。 新明倫館が開校。文武稽古始め。「重建明倫館記」(山県太華)成る。 南苑の医学所を明倫館に移し、済生堂と呼ぶ。	
	嘉永3年	1850	大水のため明倫館の建物が床上、床下浸水する。 済生堂を南苑にもどし、好生館と改名する。	
	嘉永4年	1851	各地の私学舎の学則を、明倫館小学校の規則に準拠させるよう訓令する。	
	嘉永5年	1852		米使ペリーが浦賀に来航する。

区分	年号	西暦	明倫館に関する主な事項	萩藩・萩市に関する主な事項
新明倫館 (江向) [発展期]	安政2年	1855	南苑の好生館内に西洋学所を設置する。 有志の者が西洋学所で蘭学を学ぶことを許可する。	
	安政3年	1856	好生館及び西洋学所を明倫館に移す。	吉田松陰が松下村塾で授業を開始する。
	安政6年	1859	明倫館の区画を拡張し、学科を改めて、 経学、歴史、制度、兵学、文章の五科とする。 西洋学所を増築する。 好生館を好生堂、西洋学所を博習堂と改称する。	吉田松陰が処刑される。 享年 30 歳
	文久2年	1862	坂本龍馬が剣術修業のため来館し、10日間滞在する。	
	文久3年	1863	敬親、三条実美を伴って明倫館に臨み、 講堂で諸生の討論を聞き、練兵場で訓練を視る。 明倫館を萩明倫館と改称し、山口講習堂を山口明倫館とする。 卒族の入学を許す。	藩庁が山口へ移転される。(山口移鎮)
	元治元年	1864	明倫館の学科を改定し、7,8歳から15,16歳までには素読、手習、算術、銃陣、鼓法の五科を設け、17歳以上には国学、漢学、剣術、槍術、歩兵学、騎兵学、砲兵学の七科を置く。 孔子の祭堂に菅公を合祀し、また聖廟の名を廃して、学校祀堂という。	禁門の変(蛤御門の変)が起こり、長州軍が破れる。 長州藩追討の勅命が下り、幕府は長州藩征伐を諸侯に命令する。[第1次長州征伐] 英・米・仏・蘭の四ヶ国連合艦隊が下関を砲撃し、長州藩兵はこれに対して3日間にわたり応戦する。(下関戦争)
	慶応元年	1865	萩練兵場を萩兵学校と改称する。	萩藩主毛利敬親が、幕府に対しては恭順を旨とするが、藩内においては富国強兵・武備の充実に努めるといふ、武備恭順の方針に藩論を統一する。(藩論統一) 幕府が再度、長州征伐を命じる。(第2次長州征伐)
	慶応2年	1866	聖廟の神祭を、再び祝典の礼にもどす。	薩長同盟が締結される。 長州再征、四境戦争。
	慶応3年	1867	明倫館仕法を改正し、小学舎、歩兵塾、文学寮、兵学寮、三兵科塾に新編制する。 藩校としての萩明倫館は、このとき廃止されたものと考えられる。 三兵科塾を兵学校とする。	大政奉還。王政復古。
	明治元年	1868	防長藩治職制が布告され、萩明倫館を萩学校と改称し、文学寮と兵学寮の二寮制とする。	明治天皇即位。(明治維新)
	明治2年	1869	文武作興令を布告し、学制を改革。小学舎、歩兵学科、文学科、兵学科に編制。	
	明治3年	1870	萩学校を萩中学と改称し、文学寮、砲兵講習所、兵学寮、洋学寮を置く。文学寮は8歳から入学。	
	明治4年	1871	春秋に行われていた積菜の儒教的儀式を廃止する。(明倫館の廃止)	

区分	年号	西暦	明倫館に関する主な事項	萩藩・萩市に関する主な事項
萩中学校 解体期	明治5年	1872	文学寮を萩中学校と改称する。	
	明治7年	1874	上等小学校を旧明倫館に開く。明倫館練兵場の長屋、土蔵、兵営など7棟が旧士族に払い下げられる。	
	明治8年	1875	海潮寺が旧明倫館の聖廟を買収して本堂とする。(明治13年説あり)	
	明治9年	1876		前原一誠らが旧明倫館を本拠として萩の乱を起こす。
	明治11年	1878		東田町住民が鎮守を整備し阿呼社と名づける。(東西塾移築この時か)
	明治12年	1879	聖廟前の万歳橋を旧城内の志都岐山神社に移築する。	
	明治15年	1882	明倫館南門を本願寺萩別院表門として、聖廟前の観徳門を同客殿門として移築する。	
明倫小学校 展開期	明治18年	1885	萩の諸小学を合併し、「明倫小学校」と称す。	
	明治20年	1887	「明倫尋常小学校」と改称し、「高等小学校」を併設する。	
	明治40年	1907		松陰神社が創建される。
	明治42年	1909	「明倫尋常高等小学校」と改称する。	
	大正3年	1914	講堂が落成し、「明倫館」と命名する。	
	大正4年	1915	校地に残る明倫館時代の剣槍稽古場を「有備館」と命名する。	
	大正6年	1917	本門南側の竹矢来を土塀に改修する。	
	大正7年	1918	東田町阿呼社へ移築されていた東西塾を井原外助(萩電灯会社社長)が買収して明倫館に寄附し、「聖賢堂」と命名する。孔子以下の木主を安置する。	
	昭和4年	1926	「水練池」、「明倫館碑」が国史跡の指定を受ける。	
	昭和7年	1932	市制施行に伴い、「萩市立明倫小学校」となる。	萩町が山口県内で四番目の市として市制施行(初代萩市の誕生)。
	昭和9年	1934	新校舎建築の支障となるため、講堂を旧聖廟跡地に曳屋移動する。	
	昭和10年	1935	明倫小学校校舎4棟が落成する。	
	昭和16年	1941	学制改正により、「明倫国民小学校」と称し、尋常科を初等科と改める。	
	昭和22年	1947	学制改正により、「明倫小学校」と改める。	
	昭和24年	1949	有備館が国史跡の追加指定を受ける。	
	昭和26年	1951		萩城跡が国指定史跡に指定される。
昭和42年	1967		萩城城下町が国指定史跡に指定される。	
昭和43年	1968	水練池の石垣補修と浚渫工事が完了する。		

第3章 史跡旧萩藩校明倫館の概要

区分	年号	西暦	明倫館に関する主な事項	萩藩・萩市に関する主な事項
明倫 小学校 展開期	昭和 44 年	1969	旧講堂を解体し同位置に屋内体育館を新築する。同窓会庭園ができる。	
	昭和 45 年	1970	有備館の半解体修理が完了する。槍術場を土間に復し、便所を復元する。	萩城城下町が国指定史跡に指定される。
	昭和 46 年	1971		
	昭和 47 年	1972		
	昭和 48 年	1973	明倫館遺構：観徳門、南門、聖廟、万歳橋が萩市指定有形文化財に指定される。	
	昭和 51 年	1976		指月山が国指定天然記念物に指定される。
	昭和 57 年	1982	本願寺別院から観徳門が、明倫小学校南東門横に移転される。	歴史的景観保存条例を制定する。
	昭和 58 年	1983	明倫館遺構：聖賢堂が萩市指定有形文化財に指定される。	
	平成 6 年	1994	明倫小学校校地内のクロマツが保存樹木等に指定される。	堀内と平安古の2地区が伝統的建造物群保存地区に選定される。
	平成 8 年	1996	明倫小学校本館が国登録有形文化財に指定される。(山口県第一号)	
	平成 13 年	2001		浜崎が伝統的建造物群保存地区に選定される。
	平成 14 年	2002	明倫館南門の発掘調査を実施する。翌年も継続。	
	平成 15 年	2003	南門跡などが国史跡の追加指定を受け、「旧萩藩校明倫館」とする。 明倫館南門の移築整備工事を開始する。	
	平成 16 年	2004	明倫館碑を移築する。 明倫館南門を本願寺萩別院から元位置に移築復元する。	浜崎が伝統的建造物群保存地区に選定される。
	平成 17 年	2005	有備館南東壁の修理を行う。	1市2町4村が合併して新萩市が誕生。
平成 23 年	2011		佐々並市が伝統的建造物群保存地区に選定される。	
旧明倫 小学校 整備期	平成 26 年	2014	明倫小学校を校地北側の旧山口県立萩商業高校跡地に移転する。	
	平成 27 年	2015	昭和 10 年建築の旧明倫小学校校舎 4 棟が萩市指定文化財「旧明倫小学校」に指定される。 明倫小学校の保存整備工事を開始する。	萩の 5 資産を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産登録される。
	平成 29 年	2017	旧明倫小学校保存整備工事のうち、本館・2号館が完了し、3月「萩・明倫学舎」として開館する。	
	平成 31 年	2019	藩校明倫館創建 300 年を迎える。	

(4) 史跡指定

① 史跡指定時

昭和4年(1929)12月17日「明倫館水練池附明倫館碑」が、国の指定を受けた。

【文部省告示第370号】

名称： 明倫館水練池附明倫館碑

所在地： 山口県阿武郡萩町大字江向

指定地積： 民有五筆ノ内 実測三百十七坪三合一勺

説明： 嘉永二年萩藩主毛利敬親藩学明倫館ヲ堀内ヨリ江向ニ移シ聖堂ノ後方ニ池ヲ鑿リ水ヲ蓄ヘテ水騎ノ練習ヲ行ハシム池ハ東西二十一間餘南北八間餘深サ一間半ニシテ村田清風ノ設計ニ係ルト云フ、明治九年ノ變起コルヤ前原黨ノ離反者夜陰ニ乗ジテ館内火薬庫ノ弾薬ヲ此ノ池ニ投ゼリ池ノ南方ニ元文六年及嘉永二年ノ明倫館碑ニ基アリ

指定事由： 保存要旨史蹟ノ部第五ニ依ル

保存要件： 公益上ノ必要已ムヲ得ザル場合ノ外現状ノ変更ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス

碑文の手拓ヲ為サシメザルコトヲ要ス

② 追加指定(1)

昭和24年(1949)7月1日「有備館」が追加指定を受ける。【文部省告示第160号】

名称： 明倫館水練池及び有備館附明倫館碑

所在地： 山口県萩市大字江向字江向

面積： 民有二筆 内 実測六百十二坪

〔 四八五番の内 実測 六〇〇坪
六〇二番の内 実測 十二坪 〕

追加指定説明： 明倫館演武場の一郭にあって、明倫館旧域の東南隅を占めている。木造棧瓦葺平屋建、南北に細長く室の北部を剣術場、南部を槍術場としてその各々西側に上覧場に充てた。

この建物は、もと古明倫館の剣槍道場であったのを、明倫館移転拡張に伴い現位置に供され、他国修行者引請場、他国修行者槍術引請場といわれたが、また藩主はここに臨んで藩士の武技を観覧した。後東稽古場、東長屋とも呼ばれ、現在は有備館と称されているが、略々旧状をとどめ、藩学建築の遺構として重要である。

保存要件： 火気に注意すること

応急修理の場合でも注意すること

公益上必要やむを得ない場合の外現状の変更は之を許可しない

③ 追加指定（2）

聖廟の跡地や平成14年の発掘調査で確認された南門跡と既指定地を結ぶ地域9,570.07㎡が追加指定され、あわせて史跡の名称が「旧萩藩校明倫館」に変更された。

【文部科学省告示第140号】

指定名称： 旧萩藩校明倫館
 追加指定日： 平成15年(2003)8月27日
 土地の所在： 萩市大字江向字江向489番の一部(356.16㎡)
 萩市大字江向字河添沖田602番の一部(9,213.91㎡)
 追加指定面積： 9,570.07㎡
 合計面積： 10,795.01㎡

【追加指定の理由】

萩藩校明倫館は、享保3年(1718)、家臣の文武修行を目的に、萩藩5代藩主毛利吉元により萩城三の丸の平安古惣門西隣(追廻し筋)に建設された。その後、嘉永2年(1849)、13代藩主毛利敬親により江向の地(現在の萩市立明倫小学校敷地)に移転・新築された。

これまで、明倫館に関しては、「水練池」(水中騎馬の練習場)、「有備館」(剣術と槍術の稽古場)、「明倫館碑」(明倫館創立の由来などを記した石碑。2基)が国史跡に指定されていた(昭和4年12月17日指定)。また、平成14年8月、萩市の発掘調査により明倫館旧南門の遺構の一部が検出された。

今回、聖廟の跡地や発掘調査で確認された南門跡と既指定地を結ぶ地域9,570.07㎡が史跡地として追加指定され、あわせて史跡の名称が「旧萩藩校明倫館」に変更される。

なお、指定地内に建つ明倫小学校本館は国の登録有形文化財である。また、南門など明倫館遺構5件が市の有形文化財(建造物)に指定されている。

■登録有形文化財「明倫小学校本館」

名称	登録年月日	所有者	所在地	員数
明倫小学校本館	平成8年12月20日	萩市	萩市大字江向	1棟

■市指定有形文化財(建造物)「明倫館遺構」

名称	指定年月日	所有者	所在地	員数
明倫館遺構 観徳門	昭和48年2月13日	萩市	萩市大字江向	1棟
明倫館遺構 聖廟	昭和48年2月13日	宗教法人海潮寺	萩市大字北古萩町	1棟
明倫館遺構 南門	昭和48年2月13日	萩市	萩市大字江向	1棟
明倫館遺構 万歳橋	昭和48年2月13日	宗教法人志都岐山神社	萩市大字堀内	1基
明倫館遺構 聖賢堂	昭和58年3月19日	萩市	萩市大字江向	1棟

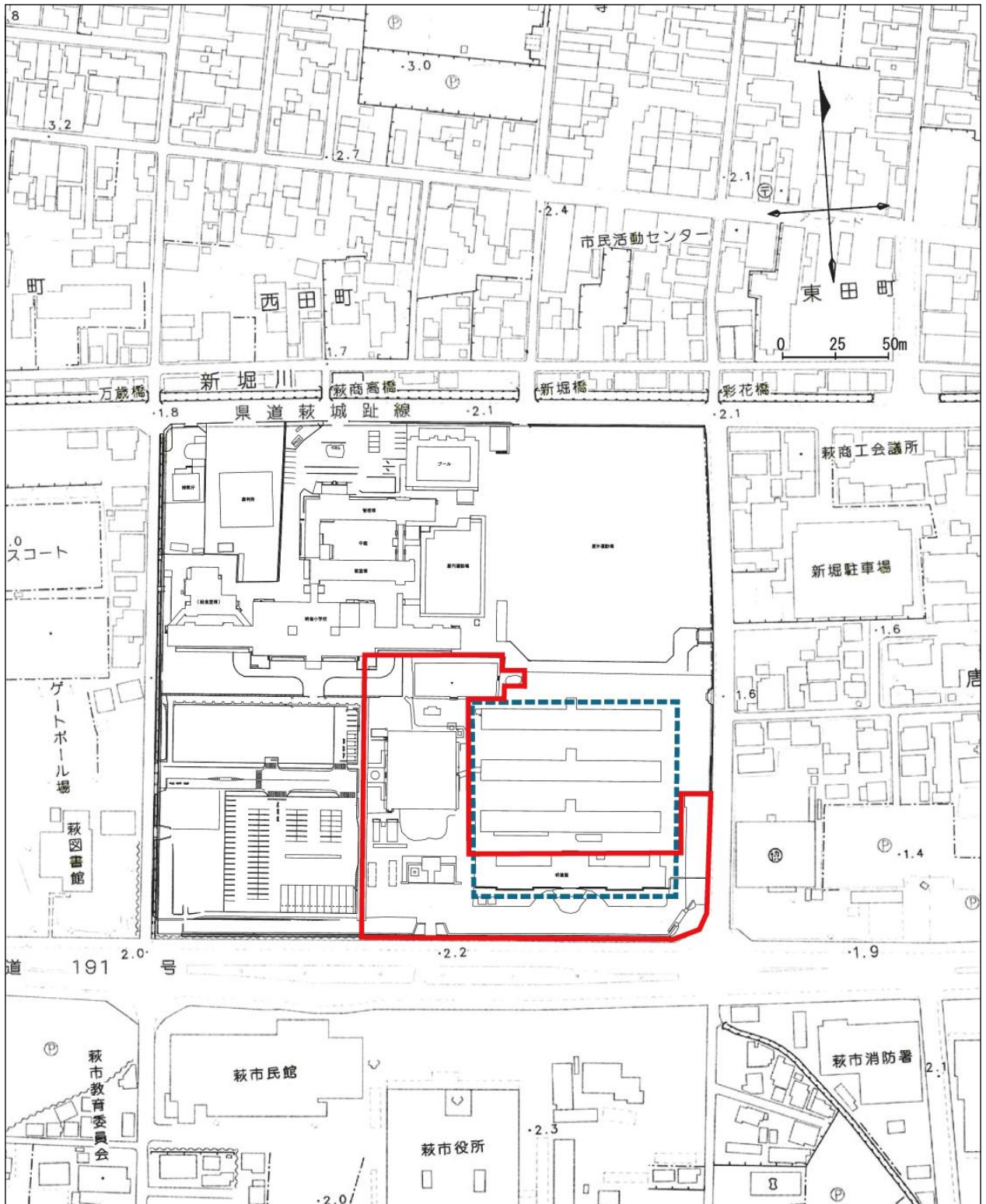


図 3-12 史跡指定範囲図

- 国史跡指定範囲
- 市史跡指定範囲

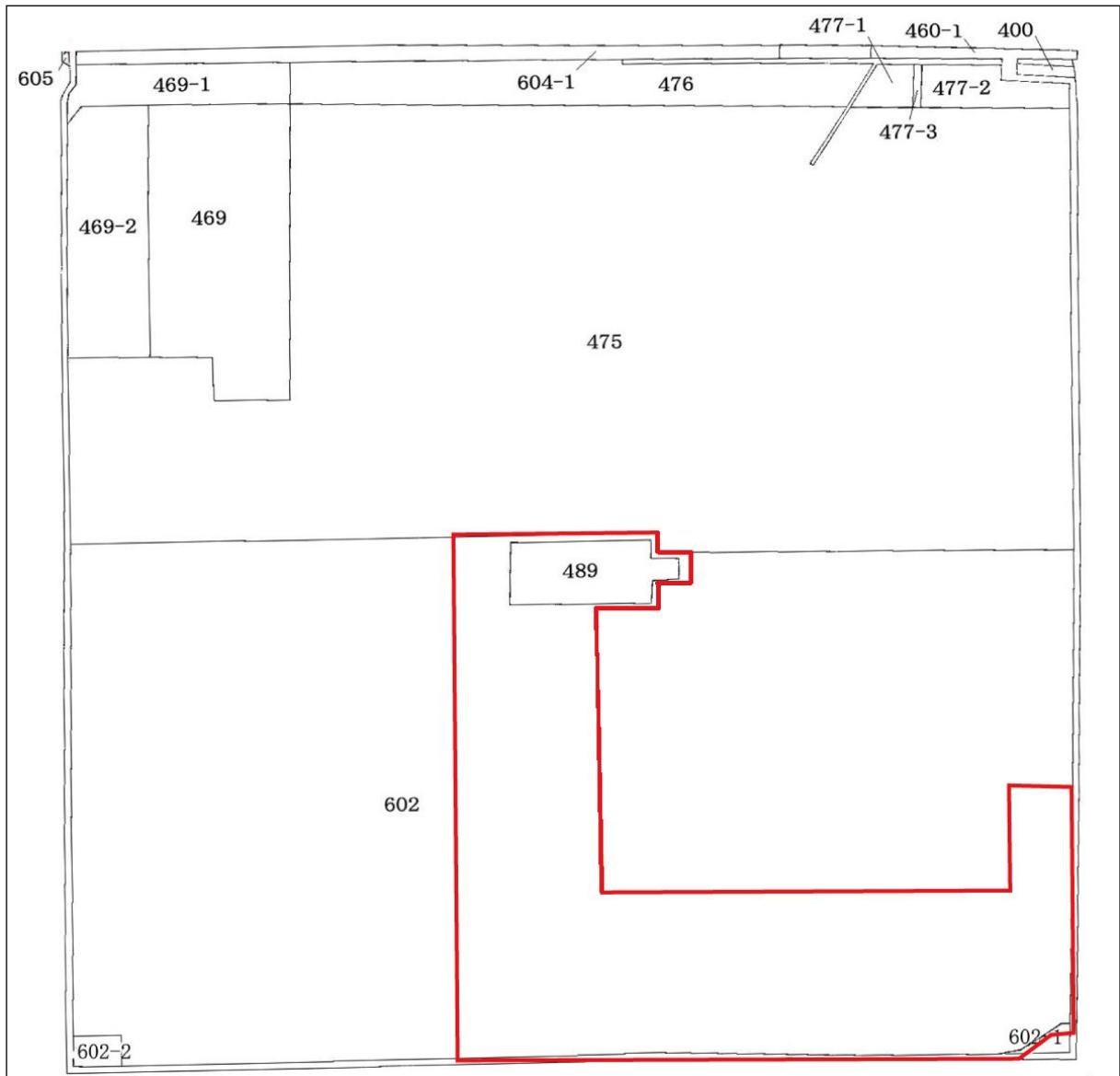
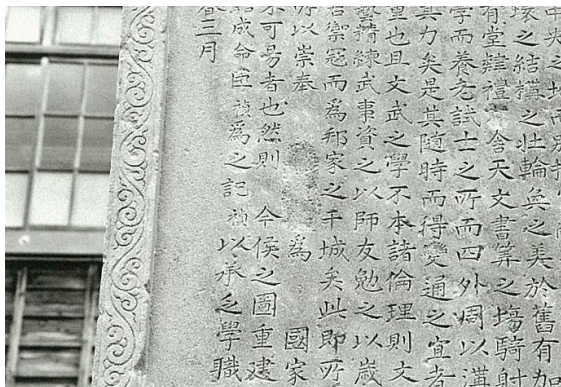


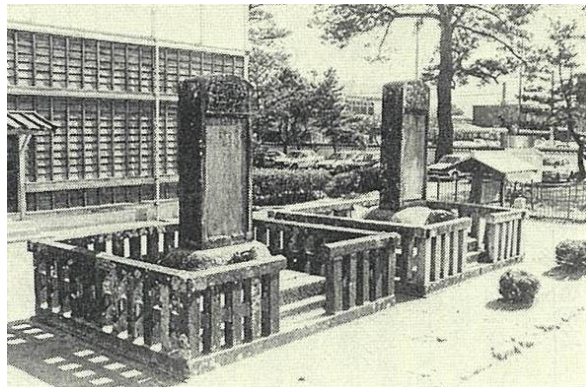
図 3-13 指定地地籍図

ある。「幕命を崇奉して国家の蕃屏たる所以なり」と読まれるところであるが、幕末尊攘運動が盛んになるにつれて碑文中の文字を快しとせず、数人の学生が削りとったという。

この2つの碑は、「新明倫館全図」では、聖廟の聖域内の南門と泮水との間の参道部に描かれている。平成16年に明倫館遺構南門の移築工事に伴い現在地に移築されたものである。移築工事前は旧明倫小学校本館の西側に並んであり、発掘調査の結果、明治期に往時の位置から移築されたと考えられる。



欠字箇所



旧明倫小学校本館の西側に並んでいた明倫館碑
(左：元文創建碑 右：嘉永重建碑)



元文創建碑の頭部



嘉永重建碑の頭部

③有備館

有備館は、木造一重入母屋造り棧瓦葺き平屋建て、桁行37.8m、梁間10.8mの南北に長い建物である。

内部は北半分の板間39畳を剣術場、南半分の土間54畳を槍術場とし、各その西側を藩主の上覧場とし、中間に藩主臨場などの場合に使う控室が6畳3間、3畳1間ある。

有備館の名称は大正4年(1915)に江戸桜田の萩藩邸内にあった藩の文武講習所の名をとって改称されたもので、当時の図面には「剣槍稽古場」と記載され、その横に一段下げて「上覧当役中見分他国修行者引請場」とあり、藩士の練武の場であるほか、他国からの剣槍術の修行者との試合場でもあった。

有備館は古明倫館にあったものを移転したと伝えられており、もとは本門を挟んで剣術場と槍術場は別の建物であったようである。萩藩校明倫館の拡張移転に伴って、2つの建

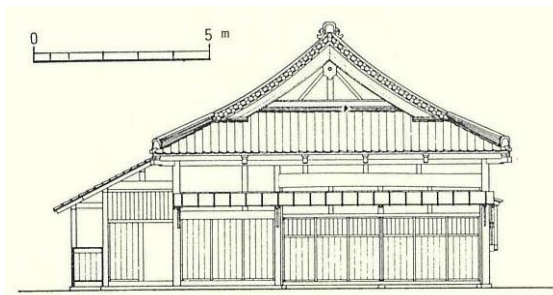


図 3-17 有備館南立面図

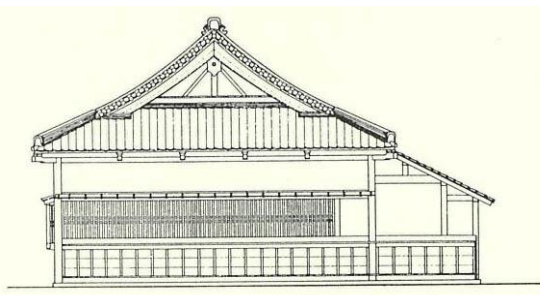


図 3-18 有備館北立面図

④明倫館遺構 南門（市指定有形文化財 昭和 48 年 2 月 13 日指定）

嘉永 2 年(1849)に江向に新築された新明倫館の正門として建てられたものである。明倫館全体からみて南にあたることから南門と名付けられたが、「表御門」と呼ばれていた。

門は切妻造り本瓦葺で、桁行 3.94m、梁間 3.15mの 1 間 1 戸の四脚門で、左右に袖があり潜門が付いている。

萩藩校明倫館の正門時代には、入口の上部に扁額が掲げてあった。額の体裁は「明倫館」と浮刻され、明倫館書道教授草場居敬の筆に成るものである。（現在は明倫小学校所蔵。）



南門

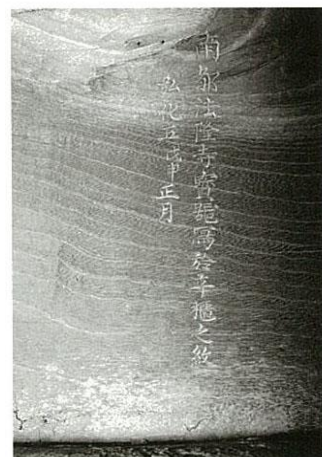
この門は、藩主が聖廟を拝する春秋の「釈菜（孔子祭）」や、その他の公式行事以外は開かれず、平素一般の通行は、東西の 2 門を使用していた。

廃校後の明治 15 年(1882)に、萩藩校明倫館の北に位置する本願寺萩別院の表門として移築され、本願寺萩幼稚園の表門として使用されてきた。

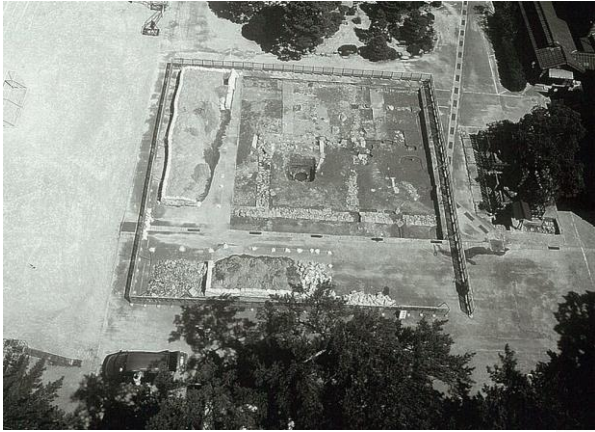
その後、明倫小学校同窓会から、南門を本来あるべき旧位置に戻し、明倫小学校校門として「由緒ある南門を子供たちに潜らせたい」との要望が高くなった。これを受けて萩市は、所有者である本願寺萩別院（現山口別院萩分院）と協議を重ね、所有者の理解を得て、平成 15 年 2 月に南門の寄付を受け、移築復原工事を実施した。

なお解体工事に伴う調査により、右妻板墓股に弘化 5 年(1848)の刻銘を発見した。弘化 5 年は嘉永元年にあたり、新明倫館が開校する 1 年前に建設工事が行われていたことが判明した。

移築工事に伴い発掘調査を実施し、南門本体及び築地堀の基礎石、石列、石組井戸などの遺構が確認できたので、築地堀などの南門周囲の復元工事も実施した。



右妻板墓股の刻銘



発掘調査の様子

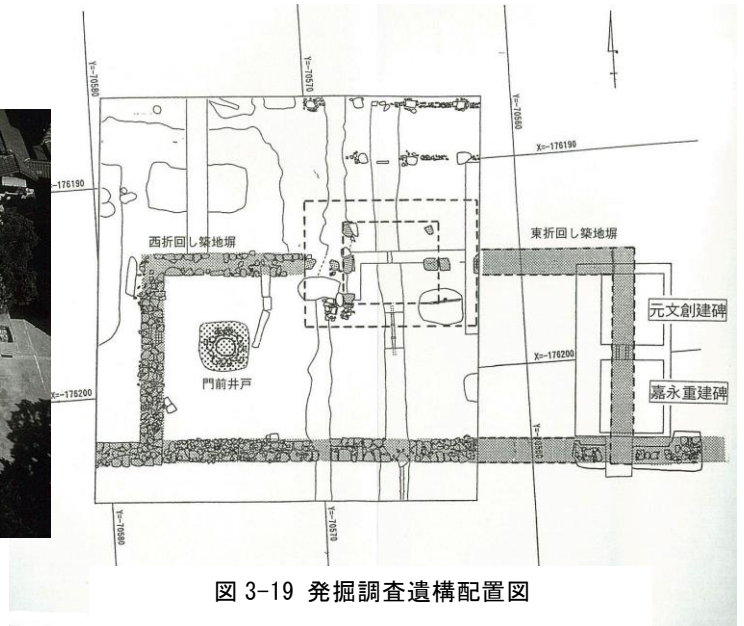


図 3-19 発掘調査遺構配置図

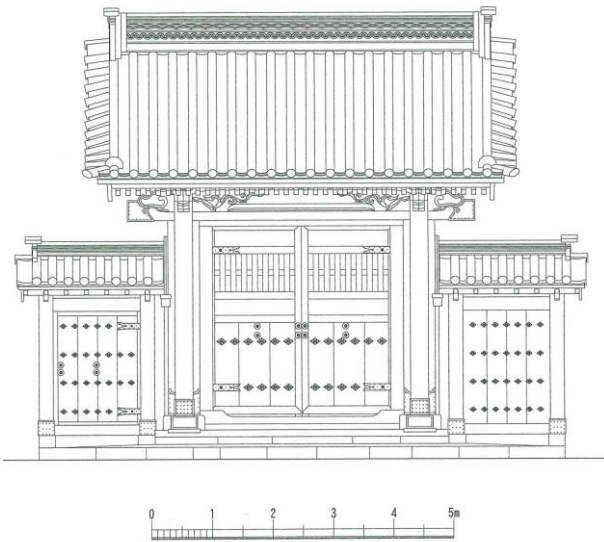


図 3-20 南門正面図

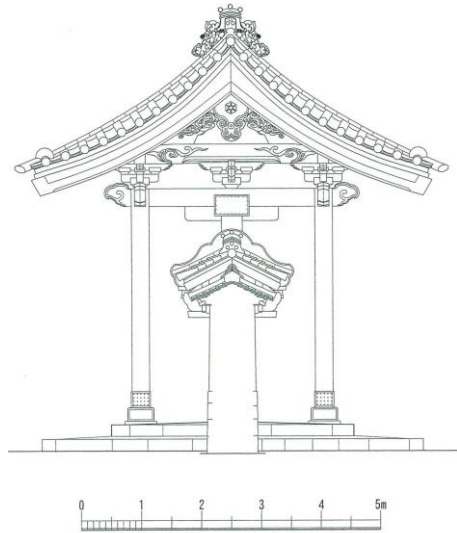


図 3-21 南門側面図

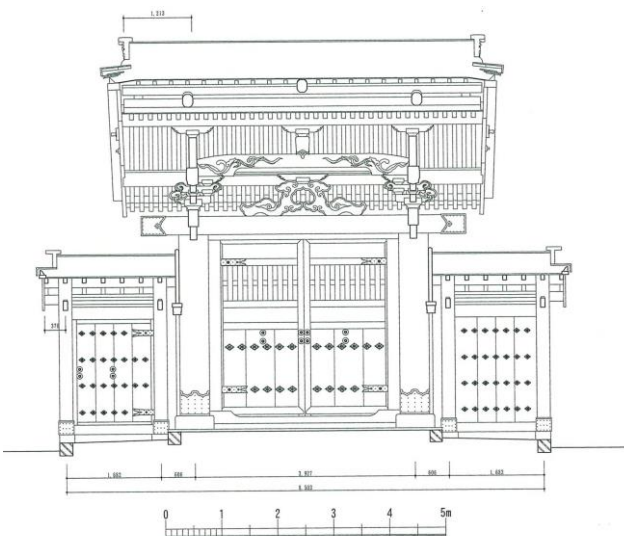


図 3-20 南門桁行断面図

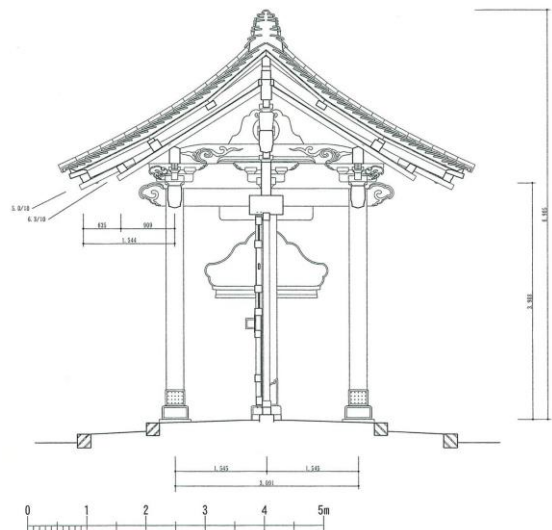


図 3-21 南門梁間断面図

⑤明倫館遺構 観徳門（市指定有形文化財 昭和48年2月13日指定）

観徳門は、萩藩校明倫館の遺構で、孔子を祀った聖廟の前門である。正門（南門）と聖廟との間に位置し、泮水に架かる万歳橋を渡り、聖廟を巡らす石垣内への入り口になっていた。

形式は、木造瓦棒銅板葺、左右に唐破風を備えた平唐門で、桁行2.50m、梁間1.45m、両袖に連子格子の塀を付けている。出入口は一間一戸、扉は上部に連子を入れた棧唐戸で、両開きとなっている。



観徳門

全体的に木鼻や繰形の多い装飾的要素が目立ち、構造的にも大仏様や禅宗様の要素を持つ珍しいものである。建築年代は、新明倫館が重建された嘉永2年で、明治15年（1882）に本願寺萩別院に移されて客殿門となっていたが、昭和57年（1982）3月、明倫館の旧地である明倫小学校敷地内に移された。

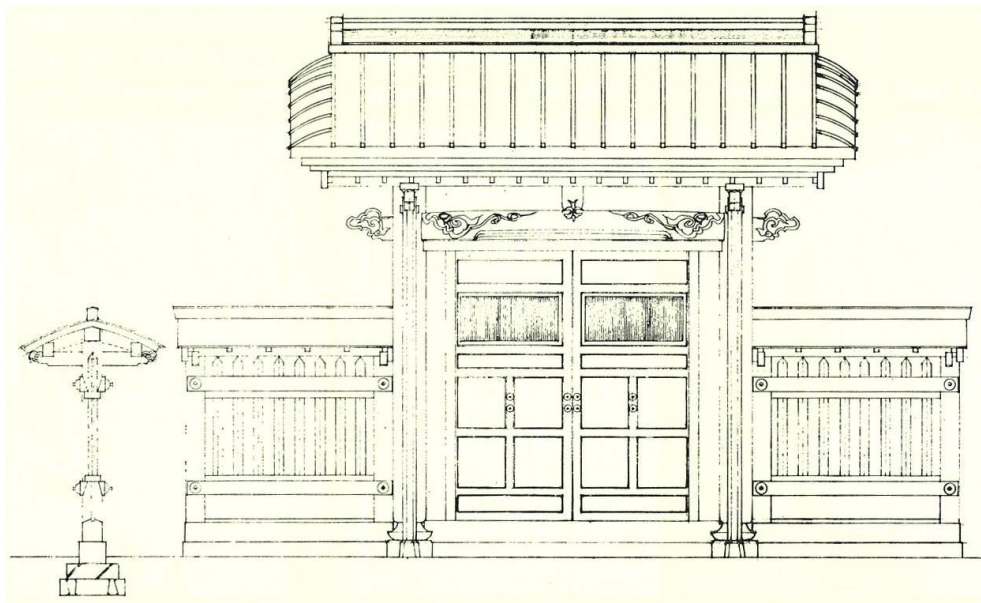


図3-22 観徳門正面図

⑥明倫館遺構 聖賢堂（市指定有形文化財 昭和58年3月19日指定）

聖賢堂は、聖廟前、観徳門の左右にあった東塾・西塾の遺構である。明倫館廃校後、両塾を合わせて1棟とし、阿呼神社（佐世天神）境内に移築されていたが、大正7年（1918）に再び旧地である萩藩校明倫館跡の水練池の南に移された。

建物は、切妻造り、起り屋根棧瓦葺で、桁行7.68m、梁間2.86mである。大棟の両端には一文字三星の毛利家紋の棟瓦が載せてあり、当時の面影をとどめている。

外観は、南側に4カ所、西側に2カ所の火燈窓があり、北側には、後に庇を付けた入口がある。内部は畳敷き10畳半と板敷1畳半があり、当時は聖廟で行われる積菜（孔子の祭）の道具などを納めた所でもあり、また祭りの準備などに使った所でもある。



聖賢堂(西・南側)



聖賢堂(東・北側)

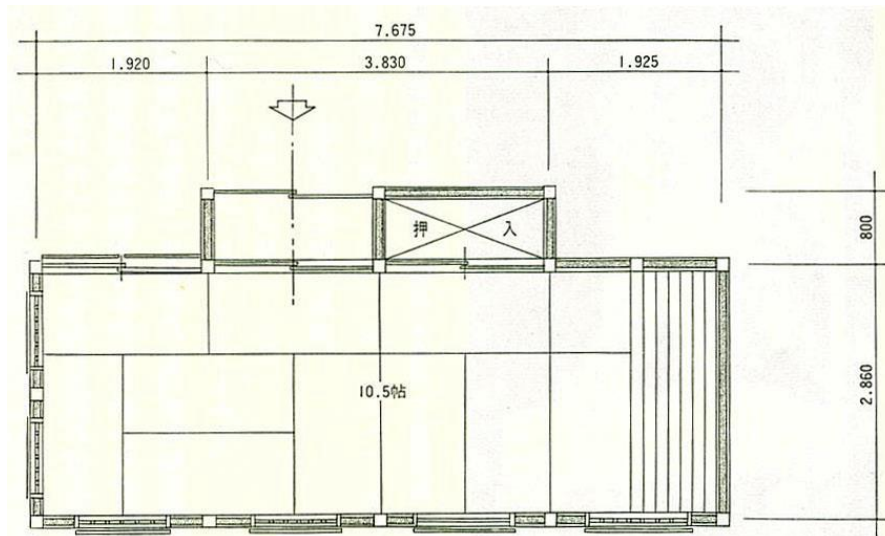


図 3-23 聖賢堂平面図

⑦明倫小学校本館（国登録有形文化財）

明倫小学校本館は、萩藩校明倫館跡地に昭和10年(1935)10月10日に建てられた木造2階建の校舎である。屋根は入母屋造、東西両端と中央玄関の棟に萩藩校明倫館の聖廟と同様に、鴟尾が置かれ、外壁は1階部分が簾子下見板、2階部分が白漆喰塗りである。屋根のフランス瓦や連続する窓の意匠が特徴的で、伝統様式の中に近代的なデザインが取り入れられている。

平成8年(1996)12月20日に国登録有形文化財に指定された。なお山口県第1号の指定である。

なお建築後80年以上が経過し、平成26年度に老朽度調査を実施した。その結果、本館の利活用には補強の必要性が判明した。現在、補強を含めた保存整備工事が進捗中である。



明倫小学校本館

⑧クロマツ(市指定保存樹木)

萩市では良好な自然環境を維持するために保存する必要があると認めたものを保存樹木に指定している。萩藩校明倫館敷地内のクロマツが指定を受け、特に南側は萩市を代表する松並木を形成している。



クロマツ

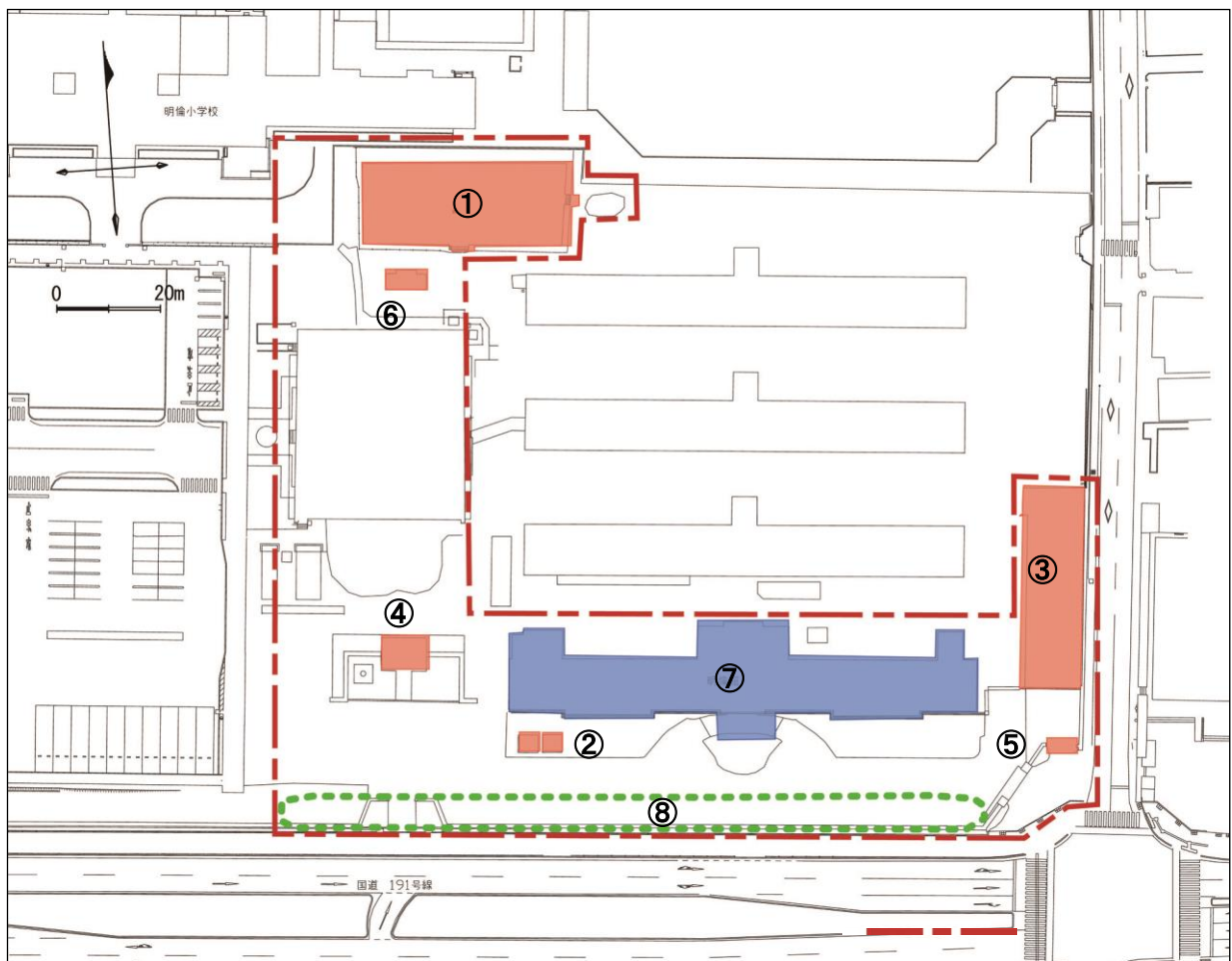


図 3-24 史跡地内の文化財

番号	名称	番号	名称
①	水練池	⑤	明倫館遺構 観徳門
②	明倫館碑	⑥	明倫館遺構 聖賢堂
③	有備館	⑦	明倫小学校本館
④	明倫館遺構 南門	⑧	クロマツ(市指定保存樹木)

(6) 史跡地外の関連文化財

⑨明倫館遺構 聖廟（市指定有形文化財 昭和48年2月13日指定）

萩藩校明倫館遺構の聖廟は、現在、総源山海潮寺の本堂となっている。海潮寺は明治7年(1874)11月1日に山門と蔵を残して焼失したため、この聖廟を買収して、翌年の秋に移築し、本堂として再建した。

藩政時代、全国の藩校では構内に壮大な聖廟を造営し、孔子を学神として祀ることを理想としていた。明倫館もその例にもれず、嘉永2年江向に再建された時、敷地の中心部に南面して造営され、宣聖殿と称した。

建物は、木造入母屋造り本瓦葺で桁行17.28m、梁間9.60m、中央部正面に入母屋造り本瓦葺の入口のある前室が張り出している。大棟の両端には鴟尾が載せてあり、前軒頭及び四方の降り棟の軒先には「聖廟」の文字入り鬼瓦が残っている。内部の間取りは主な部屋7室からなり、ほとんど当時のままである。以前は建物の外側全面にわたり、左右に楯形窓、後ろ側には火燈窓があったが、現在は格子を外した窓枠のみの楯形窓が残っている。また火燈窓は、乱格子黒漆喰塗の美しい本格的なものが残っている。

聖壇には孔子の木主を祀り、東西両脇の壁には左側に曾子と孟子、右側には顔回と子思の四配を祀っていた。これらの木主は現在、萩博物館に保存されている。

全体として旧態を良く保っており、江戸時代末期の聖廟建築として貴重なものである。



聖廟(海潮寺本堂)



「聖廟」の文字入り鬼瓦

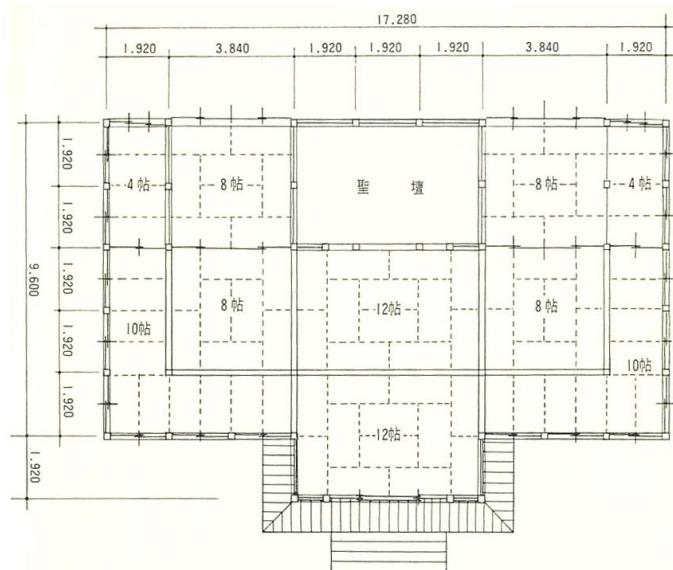


図 3-25 聖廟平面図

⑩明倫館遺構 万歳橋（市指定有形文化財 昭和48年2月13日指定）

古明倫館にはなかったが、嘉永2年に江向に再建された新明倫館には、他の多くの藩校と同じように聖廟の前に泮水を巡らし、その中央に石橋を架けた。泮水は頼池ともいい、中国上代の形式を模倣したもので、諸侯の学校であることの象徴であり、聖廟周囲の南半分には水がないことを意味している。この池は藩校によっては、半円形のものもあるが、明倫館では半矩形であった。泮水に架かる石橋は花崗岩で造られ、万歳橋と名付けられた。橋の構造は、長さ4.05m、幅員3.15mの直橋で、橋脚はなく、兩岸の石垣の橋台に2本のアーチ式橋桁を渡し、その上に10個の短冊石を横に並べて造られており、高欄の橋柱は左右5本ずつで、中国風のデザインを施した太鼓橋である。当時の姿をよく残しているが、橋を渡る前の短冊石は失われ、別の玄武岩の石が置かれている。

現在は、志都岐山神社^{しづき}前の池に架けてあるが、これは明治10年(1878)に萩城跡に志都岐山神社の前身である山口の豊栄・野田両神社の遥拝所ができた時に、池を造り移されたものである。



万歳橋

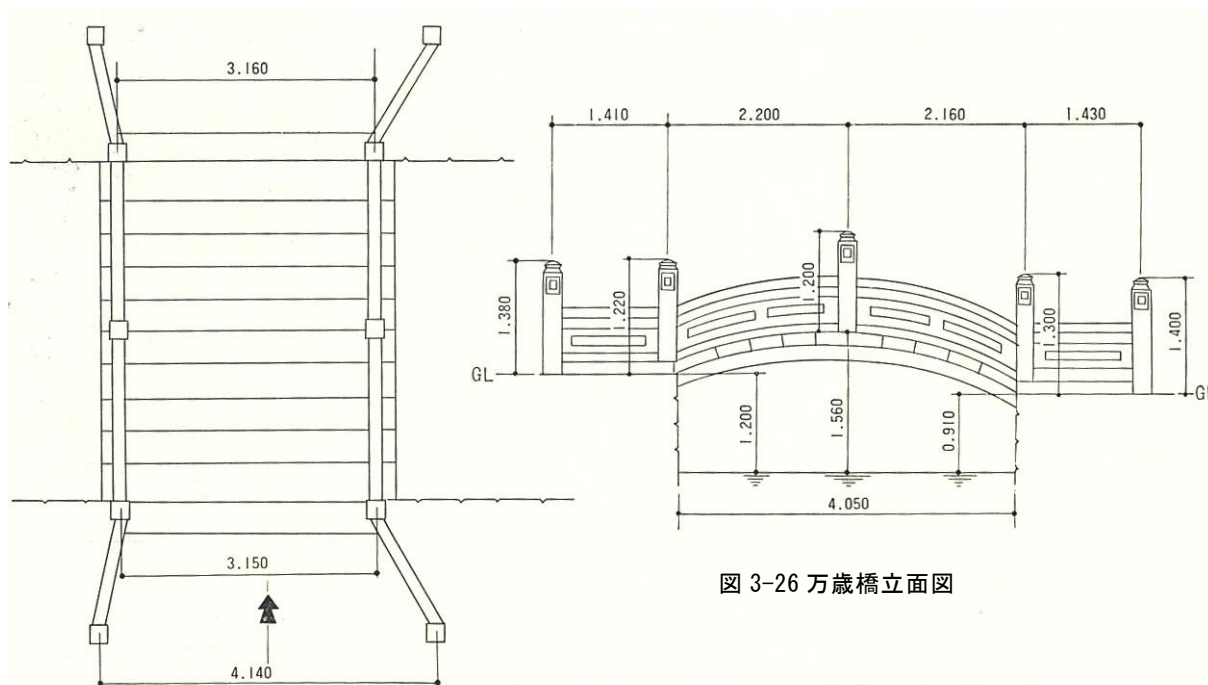


図 3-26 万歳橋平面図

図 3-26 万歳橋立面図

⑪ 練兵場の石碑

玄武岩の台座に安山岩の石碑で、「練兵場」の3文字は掘りが深く、萩市内の石碑の文字としては最大級のものである。筆者は不明であるが、当時の明倫館書道教授であった草場真蔵と推定されている。「新明倫館原図」には、練兵場にある見切石垣の東側に練兵場碑があり、現在の位置は、裁判所の新・改築に伴い移設された。



練兵場の石碑

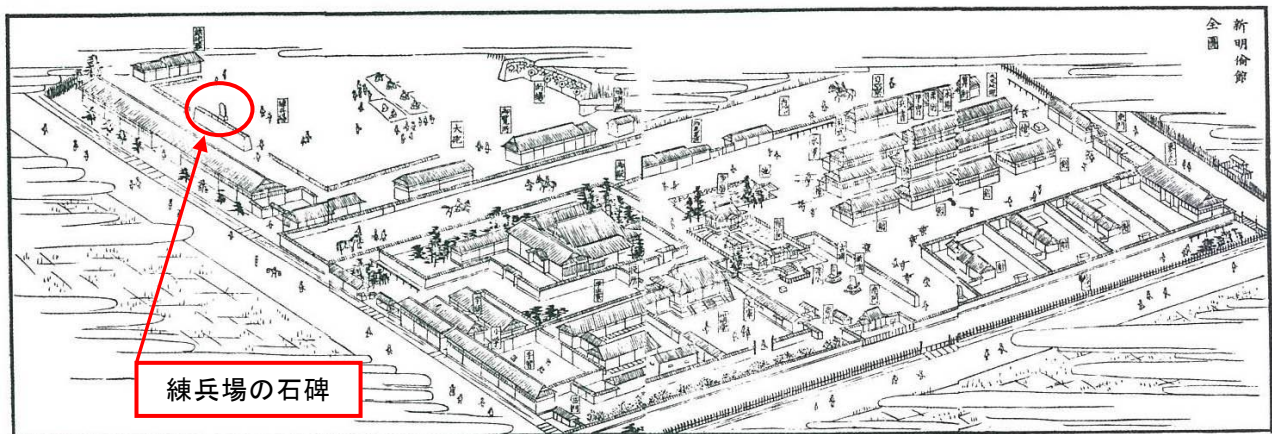


図 3-27 新明倫館全図（『八江萩名所図画』）

⑫ 古明倫館跡（堀内明倫館）

古明倫館は、平安古総門西隣の街区の南側に位置し、享保4年(1719)に開校した。敷地面積は940坪で、『八江萩名所図画』に描かれているように、本門の正面奥に本堂（聖廟）を置き、剣術・槍術・砲術・礼式・兵学・射術・手習の各教場を配していたと考えられている。

嘉永2年(1849)の明倫館移転後は、新たな屋敷割がなされ、再び侍屋敷地に戻った。現在、古明倫館跡は宅地及び畑地となっており、道路沿いに昭和初期に建てられた「舊明倫館址」の石碑が残る。古明倫館ゆかりのものとしては、『八江萩名所図画』に描かれている石碑のみが、新明倫館跡に現存している。この石碑は、元文6年(1741)に明倫館創立の由来を後世に伝えるために建てられたが、新明倫館再建に伴い移されたものである。



旧明倫館石碑・説明板



古明倫館跡 外観



古明倫館跡 内部

⑭木主

萩博物館に現存保管されている木主は、孔子、顔回、曾子、子思、孟子の五配である。文字は江戸昌平學の林大学頭信篤の書いたものを持ち帰り、萩で彫刻したものである。



木主（現在萩博物館常設展示室にて公開）

⑮扁額 3 個

「明倫館」……創建時から講堂の外面に掲げられたもので、草場居敬の筆である。

「容衆」……創建の時、館の正門に掲げられたもので、佐々木源六撰、草場居敬の筆である。

「講堂」……重建の際、講堂の内部に掲げたもので、山県墨僊^{ぼくせん}の書である。

⑯「仰止」額

聖廟の前面に掲げられたもの。現在は萩高等学校資料館に保存されている。



講堂外面の扁額



容衆扁額



講堂内部の扁額



仰止扁額

(7) 法規制

史跡旧萩藩校明倫館に係る法令と規制内容は以下のとおりである。

名称	指定、規則に関する法律など	概要
国史跡旧萩藩校明倫館	文化財保護法	遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもののうち重要なものの保護。 現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合には文化庁長官の許可もしくは同意（国機関の場合）が必要である。
第二種住居地域	都市計画法	都市計画法（9条）で「主として住居の環境を保護するため定める地域」と定義されている。この用途地域では、建ぺい率の限度は原則として50%、60%または80%である。また容積率の限度は100%から500%の範囲内（6種類）で都市計画で指定される。
一般景観区域・川内地区	景観法	萩市域全域が景観計画区域で、一般景観計画区域と重点景観計画区域に分けている。 萩藩校明倫館は、一般景観計画区域の川内地区に位置する。 一般景観計画区域は、地区ごとに大規模建築物などを対象に、高さや形態、色彩、その他意匠に関する景観形成基準と定め、基準に合致しないものについては勧告または変更命令の措置を行い、萩の歴史的風致と調和しない高さの建物を制限し、歴史的風致と調和した眺望景観の確保を図る。
第2種許可地域	萩市屋外広告物などに関する条例に基づく措置	萩市全域を、屋外広告物などが提出できない「禁止区域」と、基準に適合し市長の許可を得て提出できる「許可区域」に分けている。 萩藩校明倫館は、第2種許可地域に該当し、屋外広告物などの種類により許可基準を定めている。

なお、史跡範囲周辺の萩藩校明倫館敷地は、埋蔵文化財包蔵地に決定されていない。しかし埋蔵文化財の取り扱いに関しては、「萩市歴史的風致維持向上計画(平成20年)」に、以下の指針が示されている。

- ・包蔵地の可能性のある場所については、常に注意を払い踏査や試掘調査を実施する。
- ・包蔵地としての価値が明らかに認められる箇所については、随時県と連携し追加決定していく。
- ・包蔵地外であっても、開発などによる遺構の発見があった場合は、できる限り相手方に理解を求め、記録保存し、重要なものについては、保存の可能性について協議する。その後、周辺を含めて随時県と連携して、包蔵地として追加決定していく。

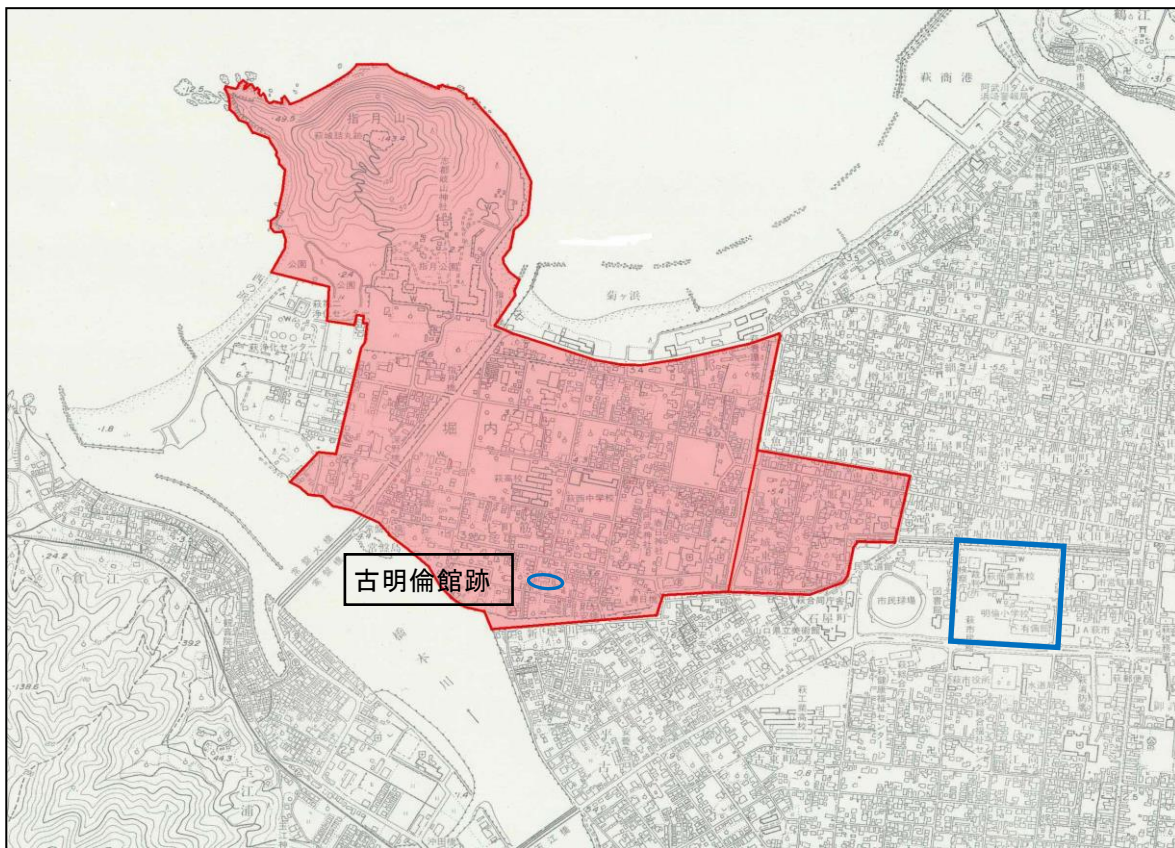


図 3-29 周知の埋蔵文化財包蔵地

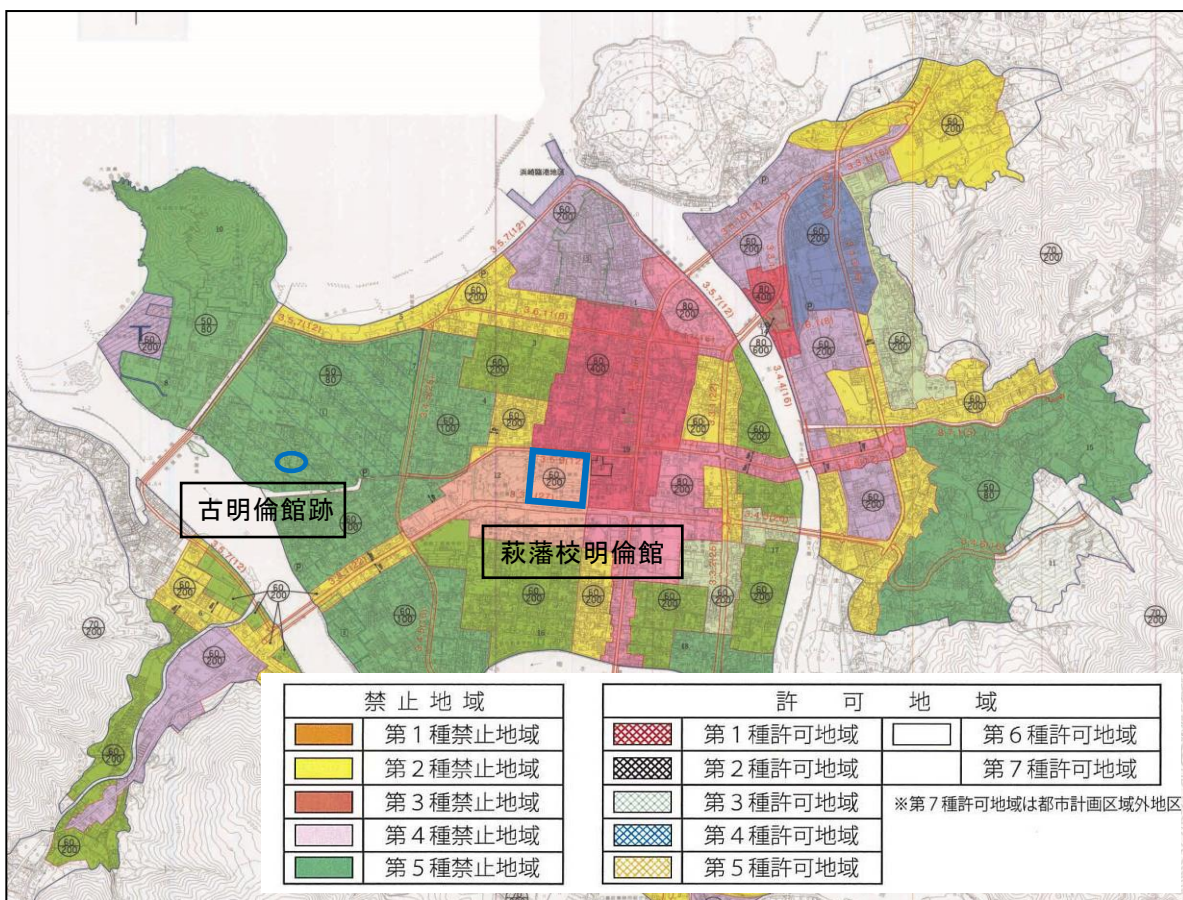


図 3-30 萩市都市計画図

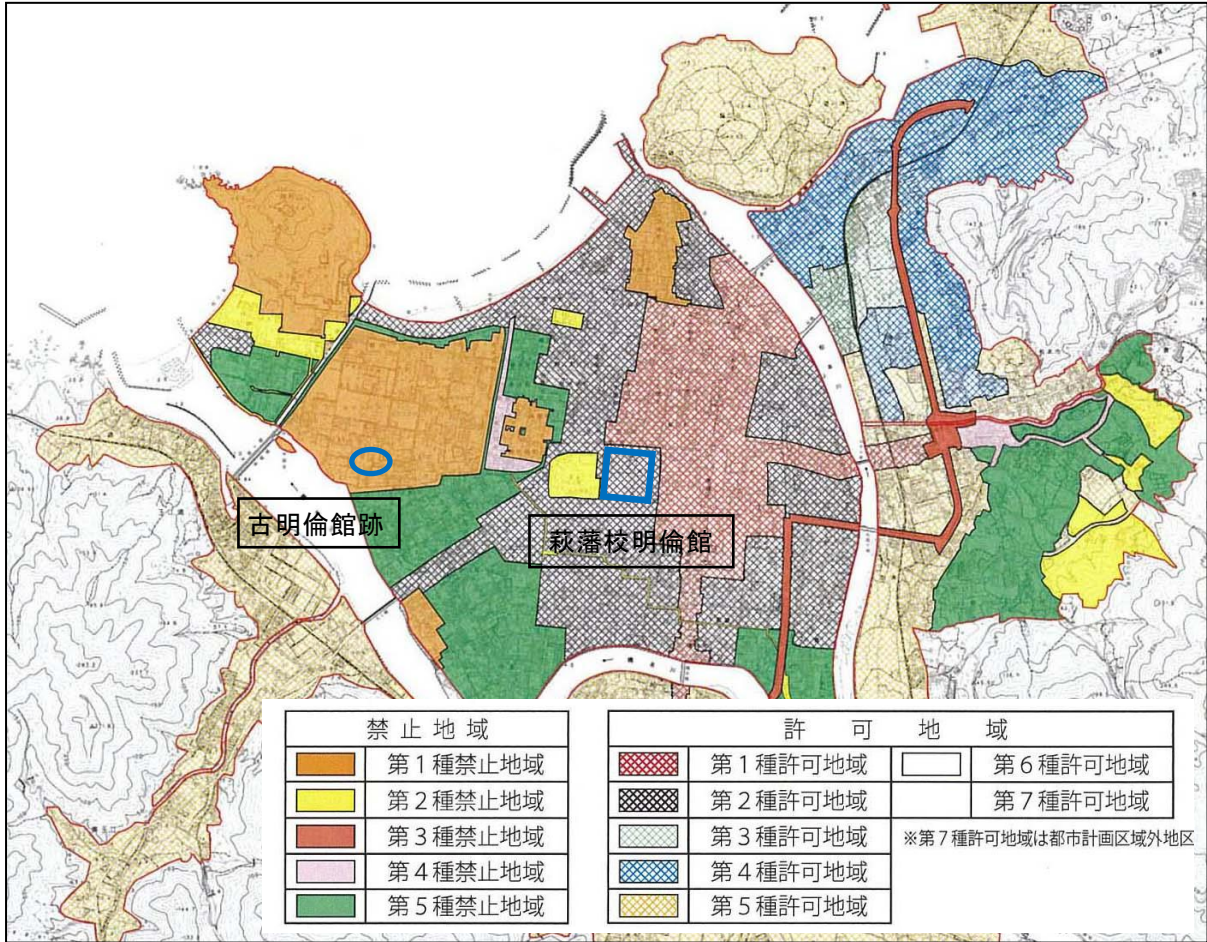


図 3-31 屋外広告物等地域区域図
(都市計画区域内)

(8) 測量調査

萩藩校明倫館における今後の調査及び、活用に資するため基礎資料として、平成27年度に、(株)タマエンジニアリングに測量業務を委託し、基準点測量及び地形測量を実施した。

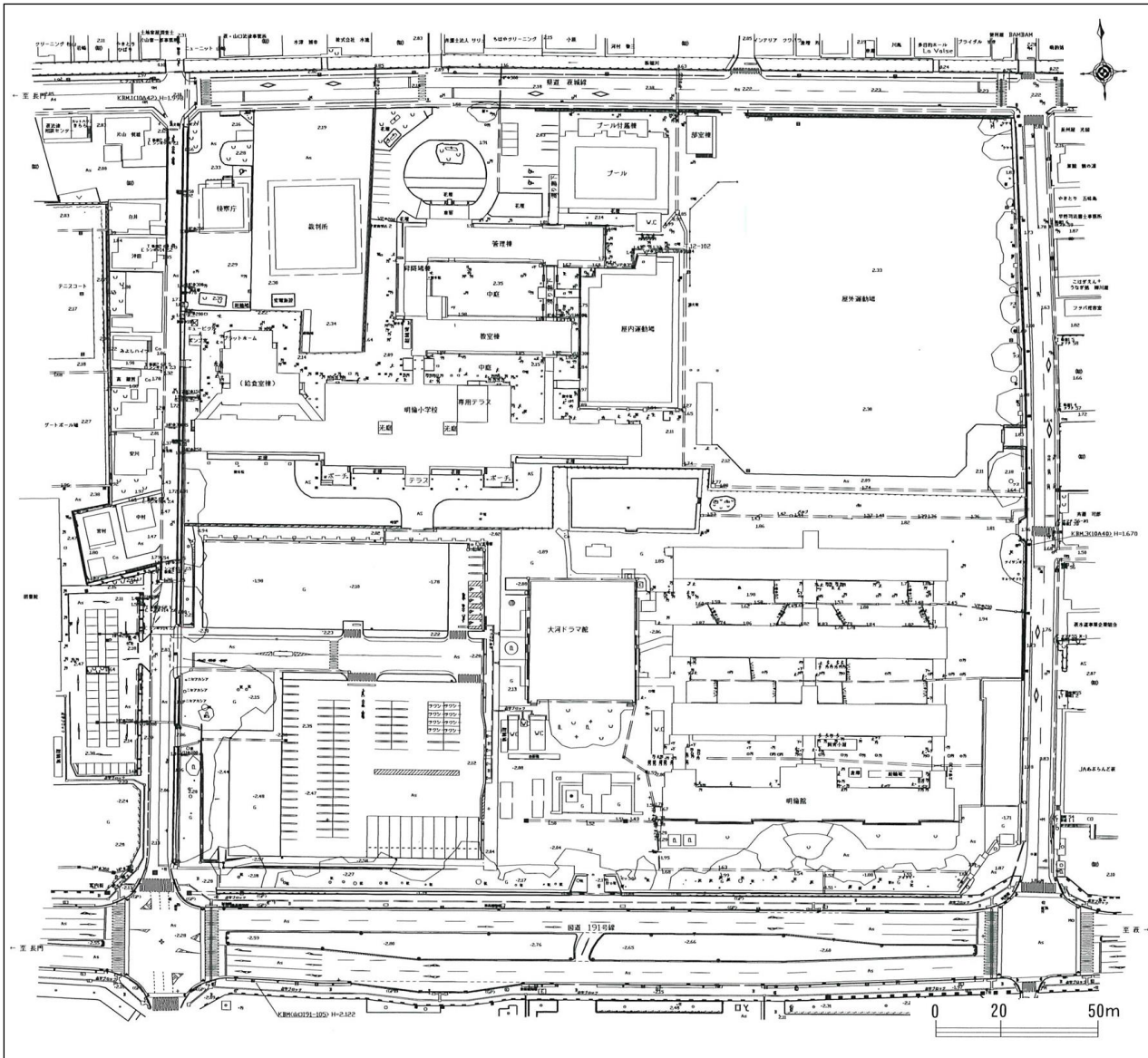


図3-32 萩藩校明倫館 測量平面図

この測量平面図を基に、「明倫館差図(山口県文書館所蔵)」(図-33)を、1間=6尺5寸として換算し重ねあわせると、図3-34のようにほぼ一致することが判明した。このことは、今後の発掘調査などを検討するうえで、非常に有効に活用できるものと考えられる。

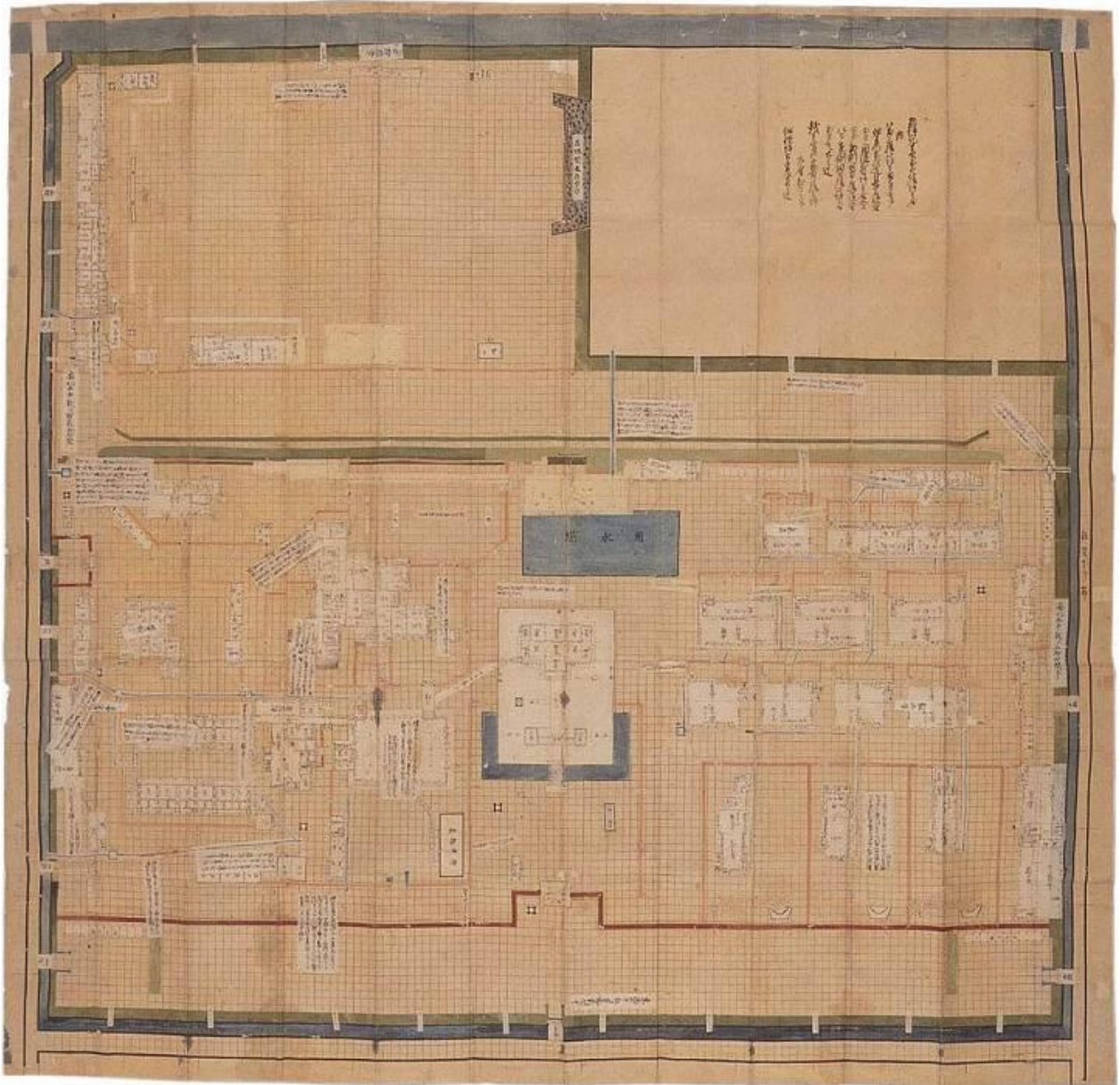
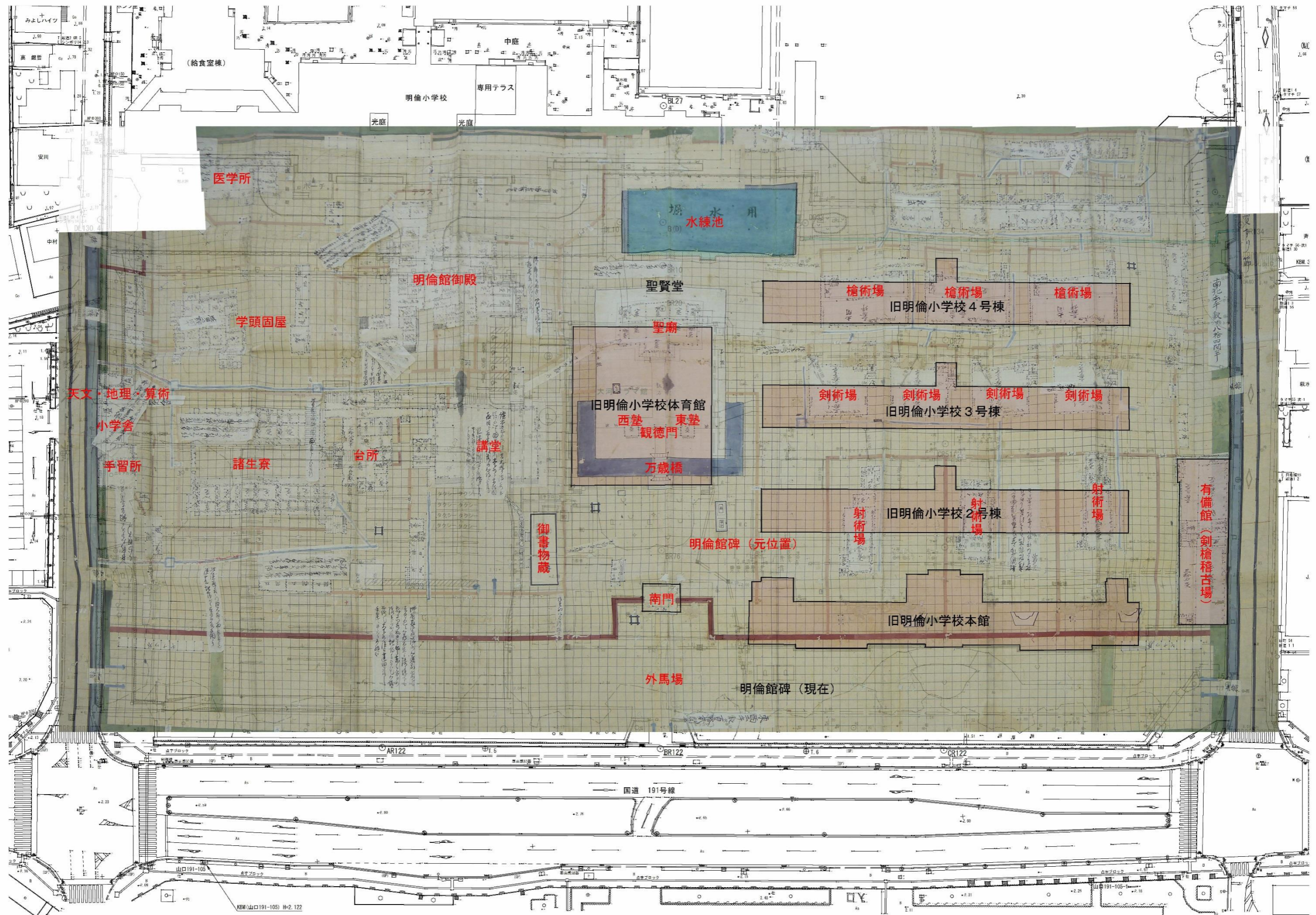


図 3-33 明倫館差図 (山口県文書館 所蔵)



第4章 史跡旧萩藩校明倫館の本質的価値

(1) 本質的価値

萩藩校明倫館の本質的価値については、新たな価値評価の視点も加え、以下のように明示する。

① 藩校としての価値 ……史跡（文化財）としての価値
<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘉永2年(1849)に江向に移転・新築した萩藩校明倫館の、聖廟を中心とした広大な敷地の外郭が守られてきた。 ・ 萩藩校明倫館は、厳しい藩財政の中、文武振興に注力し、和漢洋の学問を学び、初等から高等専門教育までを行う総合的な藩校であった。また、藩士に限らず、百姓・町人も講義の聴講を許可し、幅広い人材の育成を理想とした教育が行われてきた、内容・外観ともに全国有数の藩校であった。 ・ 藩政時代に遊泳術、水中騎馬の練習が行われた水練池は、旧位置に残存する遺構で、藩校にある水練池としては国内に現存する唯一のものである。 ・ 萩藩校明倫館を構成していた聖廟等の遺構が、史跡地内及び萩地区内に移築され現存している。また木主や扁額が残存する。 ・ 創建された享保4年(1719)から江向に移転するまでの約130年間にわたる萩藩校明倫館（古明倫館）跡地が、萩城三の丸に残されてきた。
② 幕末維新时期における歴史の礎としての価値 ……教育精神の場としての価値
<ul style="list-style-type: none"> ・ 列強の外圧が高まる幕末の激動期に、萩藩校明倫館では、儒教的素養を備え危機を打開できる人材を育成するとともに、海外知識の摂取に向けて積極的に乗り出し、新時代へ向けて、西洋兵学や西洋医学の研究に積極的に取り組んだ。その結果、反射炉や洋式帆船の建造など西洋技術を導入・実践し、幕末から明治の日本の産業化や医療の近代化に貢献する人材育成の場となった。 ・ 萩藩校明倫館は萩藩教育の中心として幕末の動乱を乗り切った力の源泉と言え、ここで学んだ多くの藩士が、新時代を切り開くために躍動し、後の明治維新後においても政治・経済・産業を主導した。
③ 歴史文化資産としての価値 ……今に受け継ぐ教育精神の象徴としての価値
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藩校廃止後も初等教育の場として、萩藩校明倫館の学風である「成徳達材」を目標とした伝統ある明倫館の学風、教育精神が継承されている。 ・ 萩藩校明倫館跡(新明倫館跡)には、登録有形文化財になっている本館をはじめ、歴史的価値を有する規模の大きい4棟の木造校舎からなる旧明倫小学校校舎がそのまま保存されている。

(2) 構成要素の整理

萩藩校明倫館を適切に保存活用するために、萩藩校明倫館を構成する諸要素を抽出し、史跡地内と史跡地外に分けて整理した。さらに萩藩校明倫館としては本質的価値を有する要素とは言えないが、昭和4年(1926)の国史跡指定以後その跡地に建設された旧明倫小学校では、萩藩校明倫館で培われてきた教育精神が受け継がれ、萩市における近代歴史文化資産として新たな価値を有していると言える。

また史跡などの適切な保存活用と関連する「教育精神を受け継ぐ歴史環境資産を構成する諸要素」を抽出した。

史跡旧萩藩校明倫館を構成する諸要素	A : 本質的価値（萩藩校明倫館）を構成する諸要素
	B : 教育精神を受け継ぐ歴史環境資産を構成する諸要素
	C : 本質的価値及び歴史環境資産を構成する要素以外の諸要素

A : 本質的価値を構成する要素（保存）	
【史跡地内】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水練池（国史跡：原位置で保存） ・ 明倫館碑（国史跡：移築） ・ 有備館（国史跡：原位置で保存） ・ 南門（市指定有形文化財：移築） ・ 観徳門（市指定有形文化財：移築） ・ 聖賢堂（市指定有形文化財：移築） ・ 手水鉢 ・ 地下遺構 	【史跡地外】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聖廟（市指定有形文化財：移築） ・ 万歳橋（市指定有形文化財：移築） ・ 練兵場石碑（移築） ・ 地下遺構 ・ 古明倫館跡地

B : 教育精神を受け継ぐ歴史環境資産を構成する諸要素（保存）	
【史跡地内】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧明倫小学校校舎本館（国登録有形文化財） ・ 旧明倫小学校門扉 ・ 築地塀 ・ 保存樹（松） 	【史跡地外】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧明倫小学校校舎（2号館、3号館、4号館）（市史跡） ・ 旧明倫小学校門扉 ・ 築地塀 ・ 保存樹（松）

C : 本質的価値及び歴史環境資産を構成する要素以外の諸要素	
C-1 : 保存・活用を進めるうえで必要な諸要素（維持・改修）	
【史跡地内】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡名称碑 ・ 案内施設、説明板 	【史跡地外】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新明倫小学校管理棟 ・ 新明倫小学校 ・ 石碑(中村雪樹先生之碑) ・ 石碑(安藤先生追頌碑) ・ 保存樹(楷)^{かい}※ ・ 駐車場
C-2 : 取り扱いを検討すべき諸要素（検討）	
【史跡地内】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧明倫小学校に関する施設 （体育館、同窓会庭園） ・ 水練池周囲のフェンス ・ 樹木 	【史跡地外】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 石碑(吉田松陰先生講学の跡、美挙鴻徳、 村田清風先生徳業之碑) ・ 山口地方検察庁萩支部、萩簡易裁判所 ・ 樹木
D : 周辺地域の歴史環境資産を構成する諸要素	
<p>萩藩校明倫館の周辺において、「萩まちじゅう博物館」を展開する歴史文化資産、指月山や海、川の自然環境資産。</p>	

※保存樹(楷)

会津藩校日新館が中国にある孔子廟の楷樹の種子を貰い受けて育苗したものを、共に儒学を奉じた藩校のよしみで送られたもの。

A : 本質的価値（萩藩校明倫館）を構成する諸要素

【史跡地内】



水練池 (1)



明倫館碑 (2)



有備館 (3)



南門 (4)



観徳門 (5)



聖賢堂 (6)



手水鉢 (7)

【史跡地外】



聖廟



万歳橋



石碑(練兵場) (8)



古明倫館跡

※聖廟、万歳橋、古明倫館跡地の位置については、第3章 P-57 参照

B：教育精神を受け継ぐ歴史環境資産を構成する諸要素

【史跡地内】



旧明倫小学校本館 (9)



旧明倫小学校門扉 (10)



旧明倫小学校門扉 (11)



保存樹(クロマツ) (12)



保存樹(クロマツ)と築地塀 (13)



保存樹(クロマツ)と築地塀 (13)

【史跡地外】



旧明倫小学校校舎(2号館、3号館、4号館) (14)



旧明倫小学校門扉 (15)



保存樹(クロマツ)と築地塀 (16)



築地塀 (17)

C：本質的価値及び歴史環境資産を構成する要素以外の諸要素

C-1：保存・活用を進めるうえで必要な諸要素

【史跡地内】



史跡名称碑と説明板 (18)



史跡名称碑と説明板 (19)



史跡説明板 (20)



遺構説明板 (21)

【史跡地外】



新明倫小学校校舎 (22)



新明倫小学校管理棟 (23)



石碑(中村雪樹先生之碑) (24)



石碑(安藤先生追頌碑) (25)



楷の木 (26)



駐車場 (27)

C-2: 取り扱いを検討すべき諸要素

【史跡地内】



旧明倫小学校体育館 (28)



明倫小学校同窓会庭園 (29)



明倫小学校同窓会庭園 記念碑 (30)



水練池周囲のフェンス (31)

【史跡地外】



石碑(美拳鴻徳) (32)



石碑(村田清風先生徳業之碑) (33)



石碑(吉田松陰講学の跡) (34)



山口地方検察庁萩支部 (35)



萩簡易裁判所 (36)

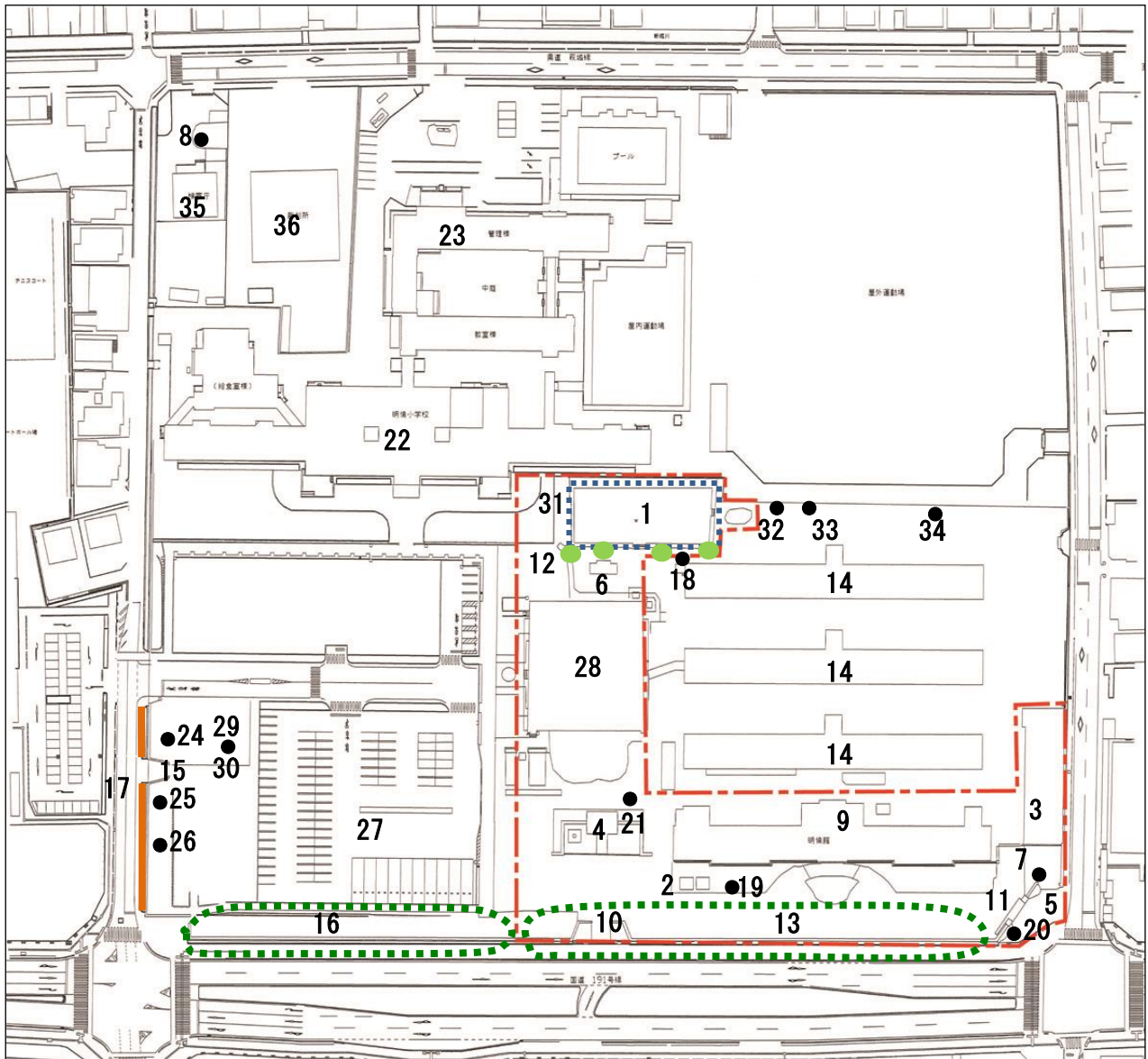


図 4-1 構成要素位置図

史跡指定範囲

第5章 現状・課題

(1) 保存(保存管理)

①史跡地

- ・史跡指定範囲が、萩藩校明倫館の敷地全体の一部にとどまっている。
- ・保存されている史跡地内の遺構(明倫館碑、観徳門、聖賢堂)は、当初の位置ではない。
- ・旧明倫小学校本館(登録有形文化財)が所在し、北側に並列する史跡地外の3棟とともに、市指定史跡旧明倫小学校(平成27年3月)として、4棟一体で保存されており、教育施設として活用されてきた歴史性が維持されている。
- ・発掘調査が一部にとどまっている。
- ・萩市保存樹木に指定されている樹木があるが、樹木の管理指針が策定されていない。

②史跡地外(萩藩校明倫館の範囲)

- ・史跡地周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地ではなく、遺構の保護措置が図られていないことから、早急な地下遺構の保護措置が求められる。
- ・萩藩校明倫館を構成する遺構が、萩地区の各所に移築・現存している。
- ・発掘調査が一部にとどまり、遺構全体の実態が明らかではない。
- ・大規模な木造の学校建築である旧明倫小学校校舎(2号館・3号館・4号館)が本館とともに4棟一体で保存されている。
- ・重要伝統的建造物群保存地区(堀内地区)に所在する古明倫館跡地は、往時の石積みなどが残り、景観の保護や、周知の埋蔵文化財包蔵地として地下遺構の保護は図られているが、史跡としての価値付けはされていない。
- ・萩藩校明倫館の敷地は、外郭(敷地区画)としては保存されてきたが、新明倫小学校・検察庁及び裁判所が立地しており、萩藩校明倫館の全体像が認識しづらい。
- ・萩市保存樹木に指定されている樹木があるが、樹木の管理指針が策定されていない。

③個々の構成要素

【史跡地】

○水練池

- ・石積み護岸の一部で毀損が著しい。
- ・石積み護岸際にクロマツの大木があり、遺構に影響を与える恐れがある。
- ・水練池への転落防止のため、周囲をフェンスで囲っており、景観が阻害されている。
- ・池の東側と南側には池に降りる階段となっているが、古絵図では東側は斜面で、西側に階段が描かれていることから、後世の変更が想定される(P-37 重建萩明倫館平面図参照。なお、昭和34年の護岸修理時に、東側の階段下部付近で斜面の一部が検出した。さらに池の浚渫の際、西側の池底に湧水が3カ所あることが分かった。)

○明倫館碑

- ・平成16年(2004)の南門の移築復原に伴い現在の位置に移設されたので、往時の位置ではない。



石積み護岸のき損箇所



石積み護岸際のクロマツ



水練池周囲のフェンス



南側の階段



西側の階段



東側下部付近で検出した
斜路の一部

○有備館

- ・昭和 44～45 年(1969～1970)に保存修理工事を、平成 17 年(2005)に南東壁の修理工事が行われた。
- ・平成 28 年(2016)には、剣術場の一部床板の修繕を行った。
- ・内部は一般公開され、ボランティアガイドが常駐し、来訪者を案内している。

○南門

- ・明倫館廃館後は、本願寺萩別院の表門として移築され、本願寺萩幼稚園の表門として活用されていたが、平成 16 年に発掘調査の成果に基づき、移築復原された。

○観徳門

- ・明倫館廃館後は、本願寺萩別院の客殿門として移築されていたが、昭和 57 年(1982)に現在地に再移築された。

○聖賢堂

- ・明倫館廃館後は、東塾と西塾を合わせて 1 棟となり、阿呼神社(佐世天神)境内に移築されていたが、大正 7 年(1918)に現在地に移築された。

○旧明倫小学校校舎本館

- ・平成 8 年(1996)12 月に国登録有形文化財に指定された。
- ・明倫小学校移転後は、史跡地外の 3 棟とともに 4 棟一体で保存し、萩まちじゅう博物館の新たな拠点としての活用が計画されている。

【史跡地外】

○聖廟

- ・明治7年(1874)に、焼失した海潮寺の本堂として移築・利活用されている。
- ・市指定有形文化財（建造物）に指定され、所有者の適切な管理の下で活用されている。

○万歳橋

- ・明治10年(1878)に、萩城跡にある志都岐神社前の池に移築・活用されている。
- ・雨天時は滑りやすく危険なため、現在、橋を渡ることを禁止している。

○古明倫館跡

- ・前面の道路沿いに昭和初期に建てられた「舊明倫館址」の石碑が残っている。
- ・敷地内は、宅地及び畑地(夏みかん畑)となっている。

○旧明倫小学校校舎2号館、3号館、4号館

- ・明倫小学校移転後は、史跡地内の本館とともに4棟一体で保存し、萩まちじゅう博物館の新たな拠点としての活用が計画されている。

(2) 活用

①史跡地

- ・近代以降は、萩藩校明倫館の教育精神を受け継ぐ教育の場としてあり続けている。
- ・平成26年3月の小学校移転に伴い小学校として機能を終えた。
- ・萩市では、平成26年1月に定めた「明倫小学校跡地地活用基本方針」により、藩校の復元整備を目指している。
- ・旧明倫小学校本館は他の3棟とともに、萩まちじゅう博物館の新たな拠点としての活用を計画している。本館及び2号館を改修・整備し、平成29年3月、「萩・明倫学舎」として公開活用を開始した。
- ・明倫小学校の卒業式では、卒業生が移築復原した南門を潜って卒業していくことが慣例となっており、史跡の整備が教育の源として活用されている。
- ・新明倫小学校の開校後、旧明倫小学校体育館は平成27年より暫定的に「大河ドラマ館」や「萩・世界遺産ビジターセンター」として活用されてきた。平成29年度に史跡の調査・整備に向けて、この体育館は解体する計画である。
- ・便益施設は仮設トイレの設置にとどまっている。
- ・敷地はこれまで旧明倫小学校として機能し、校舎等も残存しているため、遺構を見学する動線が未整備である。



明倫小学校卒業式の様子



「萩・世界遺産ビジターセンター」の内部展示



仮設トイレ

②史跡地外（萩藩校明倫館の範囲）

- ・新明倫小学校は、教育の基底として、萩藩校明倫館の学風である「成徳達材」と、吉田松陰のことばの朗唱などを受け継いでいる。
- ・旧明倫小学校グラウンドは観光駐車場となっており、萩市街地を巡る「萩循環まあーるバス」やJR新山口駅と連絡するバス「スーパーはぎ号」の停留所が設置され、史跡地及びその周辺を周遊する拠点となっている。
- ・新明倫小学校の児童は、整備された通路を登下校の通学路として利用している反面、旧明倫小学校校舎に対する「学び舎」としての意識が薄れてきている。
- ・検察庁と簡易裁判所は、その機能を継続している。
- ・旧明倫小学校校舎(2号館・3号館・4号館)は、本館とともに萩まちじゅう博物館の新たな拠点としての活用が計画されている。3・4号館については、平成31年の公開活用に向けて、平成29年から30年の2ヵ年をかけ、改修・整備を計画している。



朗唱教育の様子



萩循環まあーるバス



新明倫小学校児童の登下校の様子

(3) 整備

①史跡地

- ・観徳門を昭和57年(1982)に本願寺萩別院から移築した。
- ・南門を平成16年(2004)に同分院から移築復原した。またそれに伴い、築地塀(土塀)と井戸・井戸屋形を整備した。その際旧明倫小学校本館西側にあった明倫館碑を、現在地に移築した。
- ・明倫小学校跡地利活用基本方針に基づき、旧明倫小学校校舎の利活用を目的とした整備が進められている。

②史跡地外（萩藩校明倫館の範囲）

- ・平成26年4月に新明倫小学校校舎が、山口県萩商業高等学校跡地に建設され移転した。
- ・旧明倫小学校グラウンドは、平成27年に観光駐車場として整備された。
- ・旧明倫小学校体育館南側にあった「明倫小学校同窓会庭園」については、今後の史跡の調査や整備の支障となるため、平成28年度に文化庁の現状変更許可を経て、旧グラウンドに移植した。
- ・これまでの旧萩藩校明倫館における整備については、下の年表のとおりである。

■史跡旧萩藩校明倫館における保護・整備の経緯

年月	内容	備考
昭和4年(1926)	「水練池」、「明倫館碑」が国史跡の指定を受ける。	
昭和24年(1949)	「有備館」が国史跡に追加指定を受ける。	
昭和48年(1973)	明倫館遺構 観徳門、南門、聖廟、万歳橋が市の有形文化財指定を受ける。	
昭和57年(1982)	観徳門を移築する。	
昭和58年(1983)	明倫館遺構、聖賢堂が市の有形文化財を受ける。	
平成8年(1996)	明倫小学校本館が国の登録有形文化財に登録される。	
平成14年(2002)	明倫館南門の発掘調査を実施する。	
平成15年(2003)	南門を含めた聖廟の跡地などが国史跡の追加指定を受ける。	
平成16年(2004)	明倫館碑を移築する。 明倫館南門の移築整備工事が終了する。	萩まちじゅう博物館を開館する。
平成17年(2005)	有備館南東壁の修理を行う。	萩市が景観行政団体となる
平成21年(2009)		萩市が歴史的風致維持向上計画の認定を受ける。
平成26年(2014)	明倫小学校跡地利活用基本方針を策定する。 明倫小学校が移転する。	
平成27年(2015)	旧明倫小学校校舎4棟が市史跡の指定を受ける。 明倫小学校本館の保存整備工事を開始する。	
平成29年(2017)	旧明倫小学校本館及び2号館の保存整備工事が完了し「萩・明倫学舎」がオープンする。(3月4日) 聖廟跡の発掘調査を開始した。	

(4) 運営・体制

①史跡地

- ・萩・明倫学舎(旧小学校本館)や有備館は内部が一般公開されており、ガイドが常駐し、来訪者を案内している。
- ・萩・明倫学舎の管理運営については、萩市総務企画部萩・明倫学舎推進課がNPO萩明倫学舎との協働により行っている。

②史跡地外(萩藩校明倫館の範囲)

- ・萩市の中心部に位置し、交通の便も良く、萩城下町エリアと松下村塾などのエリアの間点に位置することから、「萩まちじゅう博物館」の新たな拠点としての役割が求められている。

第6章 大綱と基本方針の設定

萩藩校明倫館における本質的価値の価値と現状を踏まえ、適切な保存と次世代への継承、ならびに適切な活用のため、史跡萩藩校明倫館の望ましい将来像を基本構想として示し、保存管理、活用、整備、運営・体制の基本方針を以下に掲げる。

大綱（将来像）

かつて日本各地にあった藩校は、その大半が失われた。そうした中、萩藩校明倫館は、近代以降も萩の教育施設として機能したことで都市化などの開発を免れ、また、聖廟（孔子廟）をはじめ往時の一連の藩校遺構も寺院本堂などに再利用されたことで、市内の各地に奇跡的に残されている。

萩市は、萩藩の貴重な教育遺産である史跡旧萩藩校明倫館の本質的価値を構成する諸要素はもちろん、市内各所にある関連遺構も当初位置への再移築を視野に入れ、適切に保存を図ることとする。

また、その本質的価値をより明確に、かつ、より向上させるため、継続的な調査・研究を進める。そして、この萩藩校明倫館が壮麗な構えを有し、当時の萩藩が未来に向けて教育に力を入れていた証左として、また、明治維新の原動力となった人材を育成した藩校としての理解を増進するため、整備活用と保存管理に努めることとする。

そして、今を生きる市民が、愛着と誇りをもって史跡旧萩藩校明倫館を「萩まちじゅう博物館」の中核的施設として、その保存活用への取組みを協働するとともに、次世代に継承していくことに努める。

基本方針

【保存管理】

- ・史跡地内の遺構のみならず、史跡地外に点在する関連遺構も含め、適切な保存管理に努め、本質的価値を次世代へ継承する。
- ・萩藩校明倫館の調査研究を計画的に行うことにより、萩藩校明倫館の実態を解明し、適正な保存や新たな価値の発見に努める。

【活用】

- ・萩藩校明倫館を、萩市の教育文化を象徴する歴史文化遺産と位置づけ、遺構の適切な保存のもと、史跡に調和した活用を図る。
- ・学校教育、社会教育のための資産として、歴史と精神性を学ぶ環境づくりを行う。
- ・適切な活用を図ることで、さらなる「萩まちじゅう博物館」の回遊性を創出し、新たな歴史文化観光の起点として、地域の活性化につなげる。

【整備】

- ・ 史跡の適切な保存と活用のための必要な修復整備を図る。
- ・ 萩藩校明倫館の理解を高めるとともに適切な活用を図るため、既存施設の見直しを含め、計画的に必要な整備を図る。
- ・ 史跡地外の関連遺構についても往時の藩校の佇まいが理解できるような整備を行う。
- ・ 市民や来訪者に対し、価値理解増進と安心・安全な環境づくりのため、案内・解説施設、便益施設及び管理施設等の整備を行う。

【運営・体制】

- ・ 萩市における保存管理や活用・修復・整備などの多方面に及ぶ体制の確立を図る。
- ・ 萩市教育委員会や明倫小学校、NPO等の市民団体など様々な関係機関との連携を強化し、保存・活用に努める。
- ・ 学術調査の公開や情報発信などにより、その価値を市民と共有することで、日常の維持管理や活用など多様な参画を得ながら、協働して運営に努める。
- ・ 市民との連携を強化し、円滑な保存・活用を進める。

第7章 保存・管理

前章で掲げた基本構想、基本方針を踏まえ、保存・管理の方向性と方法、史跡地における現状変更に対する基準、並びに史跡地外における現状変更に対する考え方を述べる。

(1) 方向性

保存管理の方向性を以下に示す。

◆萩藩校明倫館の本質的価値を有する遺構の確実な保存

- ・史跡の価値を損なうことがないよう厳密な保存管理を行い、史跡地内外にある本質的価値を構成する遺構などを確実に保護する。
- ・定期的な維持管理や観察などを行い遺構の現状を把握し、毀損など変状の早期発見に努める。
- ・萩藩校明倫館の全域は史跡地外にも及ぶため、本質的価値を有する遺構があり、また、同等の遺構が存在する可能性があることから、早急に周知の埋蔵文化財包蔵地に指定し、遺構の保護を図る。
- ・旧萩城三の丸にある古明倫館跡地は史跡の追加指定を図り、適切な保護を図る。

◆活用のための施設の適切な維持管理

- ・萩藩校明倫館を活用するための施設については、史跡への影響を常に検討しながら、定期点検や維持管理を行い、機能性や安全性を維持する。

◆萩藩校明倫館の実態の解明

- ・計画的な発掘調査や継続的な学術調査などにより、萩藩校明倫館の実態解明に努める。
- ・特に、藩校の中核であった聖廟とその周辺部については、平成29年度より発掘調査を行い、その全容を解明する。

(2) 方法

①基本的事項

【史跡地内】

- ・遺跡に影響を及ぼす行為は、原則として現状の変更は認めない。現状変更などを行おうとする場合には、国の機関においては文化庁長官の同意、それ以外の団体などは文化庁長官の許可が必要である。

【史跡地外】

- ・萩藩校明倫館の敷地内の一部は、市史跡「旧明倫小学校」としての保護を継続する。
- ・史跡地外に及ぶ萩藩校明倫館の敷地については、早急に周知の埋蔵文化財包蔵地として遺構の保護を図り、適切な保存管理に向けた基本的な考え方を定める。
- ・史跡地外に存在する萩藩校明倫館に関する遺構については、市有形文化財等に指定し、

保護の措置を図っているが、その所有者などの関係各所に対して、史跡地内の遺構と同等の保護措置を求めることに対する理解・協力を得て、適切な保存を図る。

- ・古明倫館跡については、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護しているが、史跡の本質的価値を構成する遺構であるので、史跡への追加指定を図り適切な保存管理に向けた基本的な考え方を定める。
- ・重要と考えられる遺構が発見された場合には、文化庁並びに山口県教育委員会へ報告し、適切な措置を図る。

②日常的な維持管理

- ・遺構の毀損などが確認できた場合は、学術的調査などの成果を踏まえ、適切な復旧・修理を行う。
- ・これまで復元整備された遺構については、本質的価値を損なわないよう適切な保存を図り、歴史的風致の維持向上に努める。
- ・これまで活用のために設置された施設については、定期点検や維持管理を行い、機能性や安全性を維持する。
- ・歴史的風致を構成している樹木については、遺構に影響を与えないよう適正に管理する。

③復旧・修理

- ・日常的な維持管理に加え、定期的に遺構の毀損及びそのおそれのある箇所を把握し、毀損を未然に防止し、またその毀損の拡大を防ぐ。
- ・経年変化などにより修理が必要な遺構については、整備計画を策定し、計画的に修理を行う。また修理にあたっては、本質的価値を損なわないよう、学術的調査などの成果を踏まえ、学識経験者の指導を受けるなど、合意形成を図る。

(3) 史跡地における現状変更などの取り扱い

①現状変更の手続き

史跡の現状変更の手続きは、文化財保護法（以下「法」という）に基づいており、それぞれ以下のとおりである。

- 史跡の管理保全、修理及び公開については、所有者又は管理団体が適切に行うことを原則としている。史跡地内において、現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない。（法第43条、第125条）
- 文化庁長官は、文化審議会文化財分科会に対して、当該現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に関する諮問を行い、その答申を経て許可を行う。
- 史跡の管理・復旧（修理）に対しては、必要に応じて国が経費の一部を補助し、技術的指導を行うこととする。（法第35条、第47条、第118条）
- 文化庁長官の権限に属する事務のうち、権限委譲された部分については、萩市教育委員会が現状変更を許可する。（法施行令第5条第4項）

②現状変更の取り扱い方針及び基準

史跡の価値を確実に次世代へ継承していくために、萩藩校明倫館が地域の歴史文化遺産としての中核をなす保存・活用を図る上で、予想される建築物・工作物の新增改築、地形の変更などの行為に対して、基準となる考え方を以下に示す。

◆現状変更を許可しない行為

- 「史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画書」が定めた基準に反する行為
- 史跡の本質的価値を滅失、毀損又は衰亡などの影響を及ぼす行為
- 史跡の景観を阻害又は価値を減じると認められる行為
- 地形の変更(軽微なものを除く)

◆現状変更許可の申請が必要な行為

【文化庁長官の許可が必要な行為】

- 発掘調査などの学術調査のために必要な行為
 - ・明確な目的を持って、適正な範囲で行う遺構の保存や実態把握に関する発掘調査。
- 史跡の保存管理及び整備活用のうえで必要な行為
 - ・遺構の維持管理や修理。
 - ・学術的調査の結果などを踏まえた、遺構の保護を目的とした整備。
 - ・以下に示す場合の史跡の維持管理、公開活用のための整備。
 - ・遺構に影響が及ばず、かつ史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合の建築物及び工作物の新築。
 - ・用途、構造、規模などを著しく変更しない場合の建築物及び工作物の増築及び改築。
 - ・遺構に影響がない措置をとる場合の建築物及び工作物の移転又は除去。
 - ・遺構への影響を最小限に留めることを前提に、史跡としての風致や景観への配慮に努める場合の防災上必要な施設、また人命に係る施設の設置。
- 公益上必要な行為
 - ・遺構に影響を及ぼさないことを前提とした、公益上必要な電気、水道、下水などの設備の新設、改修、復旧。

【萩市教育委員会の許可が必要な行為】

- 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建物で、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120㎡以下)で、2年以内の期間を限って設置されるもの新築、増築又は改築
- 工作物の設置若しくは改修(設置後50年未満)又は道路の舗装もしくは修繕(ただし、土地の改変をとまなわないもの)
- 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除去
- 木竹の伐採

なお、現状変更に際しては、以下の項目に留意する必要がある。

- ・事前に発掘調査を行い、地下から遺構が確認された場合は、遺構の保護を図る。
- ・遺構の保全に著しく影響を及ぼさない軽微な建物、構造物の場合は、市文化財保護課職員の立会いなどを求め、その指示に従うこと。

◆現状変更など許可の申請が必要ない行為

○法第125条ただし書きにある行為

【維持の措置】

- ・維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条に以下のように定めている。
 - 1号：史跡などが毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことがなく当該史跡などの現状に復するとき。
 - 2号：史跡などが毀損し、滅亡している場合において、毀損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
 - 3号：史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

【非常災害のために必要な応急措置】

- ・保護、養生、損壊要因の除去などの遺構の損壊防止のための応急措置。
- ・大地震、台風などの非常災害に対する応急措置。

【日常的な維持管理】

- ・遺構及び史跡の景観に影響を及ぼさない範囲の、樹木の支障枝剪定、枯損木及び危険木の伐採、除去、草刈り、病虫害の駆除措置など植生の維持管理行為。
- ・遺構及び史跡の景観に影響を及ぼさない範囲の、史跡の保存管理及び公開活用に必要な施設の軽微な修繕。

(4) 史跡周辺の基本的な考え方

史跡地外の萩藩校明倫館の敷地及び各所に点在する関連遺構について、基本的な考え方を整理する。

① 遺構の保護

- ・史跡地外に位置する萩藩校明倫館の本質的価値を構成する遺構（聖廟・万歳橋・練兵場石碑、古明倫館跡）については、遺構の保護に対する理解と協力を求め、適切な保存、維持管理を図る。
- ・市史跡「旧明倫小学校」は、萩藩校明倫館の教育精神を受け継ぐ歴史的文化遺産を構成する要素として、適切な保存と維持管理を行い、その活用を図る。
- ・史跡地外に及ぶ萩藩校明倫館の外郭は、旧規の全体像を把握する上で重要である。現状は新明倫小学校の他は、裁判所、検察庁といった公共機関が所在しているが、保護に対する理解と協力を求め、藩校後地としての顕彰に努める。また駐車場については、現状では遺構を毀損する構造になく、また市内の史跡地を活用する上での拠点ともなっていることから、当面は現状の土地利用に即して適切な保存を図る。
- ・地下遺構に影響を与える開発行為については、文化財保護法に基づく発掘調査によって実態を明らかにし、保存の協力を求める。

- ・未指定の萩藩校明倫館の敷地については、周知の埋蔵文化財包蔵地としての保護や段階的な追加指定などを検討する。また、古明倫館跡については史跡の追加指定を検討する。

② 学術調査

- ・発掘調査や文献、絵図などの資料調査を進め、史跡地外に及ぶ萩藩校明倫館の実態を明らかにし、さらなる本質的価値の把握に努める。

(5) 地区ごとの保存管理方針と現状変更基準

史跡の保存管理方法や現状変更の取り扱い基準を運用するにあたり、史跡を構成する諸要素の分布状況、現地の土地利用などを勘案し、史跡指定範囲で2つ、史跡地周辺では2つの地区を設定する。その上での地区ごとの保存管理方針と現状変更基準、または現状変更などに対する考え方と、また萩地区の各所に残る萩藩校明倫館に関する遺構についての考え方について以下に示す。

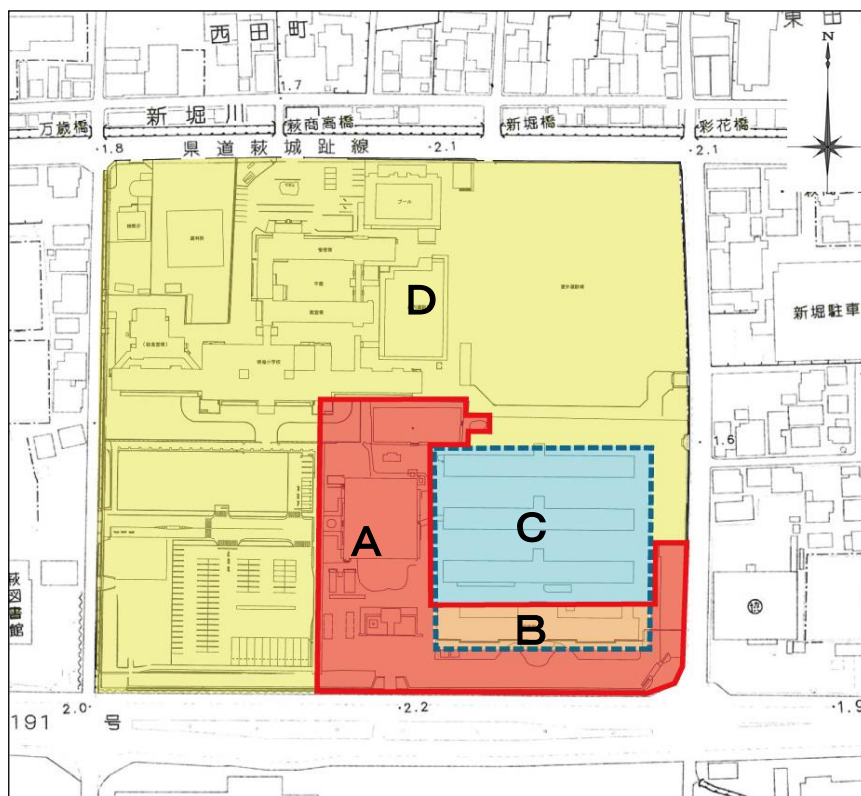



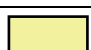


図 7-1 地区区分図

地区	概要
A 	史跡指定地のうち、萩藩校明倫館遺構が現存する地区
B 	史跡指定地のうち、旧明倫小学校校舎本館が位置する地区
C 	市史跡旧明倫小学校のうち、旧明倫小学校校舎本館を除く地区
D 	萩藩校明倫館の敷地内で上記以外の地区
萩地区各所に残る萩藩校明倫館遺構	

【史跡地】

地区	保存管理方針	現状変更に対する基準
A	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構については確実な保護を行う。 萩藩校明倫館を構成する遺構を確実に保護するため、定期的な維持管理や観察などを行い、現状の把握、毀損などの早期発見に努める。 史跡の正しい理解や適切な活用に必要な施設については、遺構の保護や景観の調和を配慮し、設置を検討する。 老朽化した施設や景観に調和しない既存施設については、移転、撤去を含め取り扱いについて検討する。 植生は遺構の保護に影響を与えぬよう、適正に管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変は認めない。ただし、発掘調査などにより遺構などが確認された場合など、遺構を保護するための措置については、許可を求めて実施する。 建築物や工作物の新設は、原則として認めない。史跡の保存管理や、整備活用上必要で、遺構などへの影響がなく、史跡としての風致や景観に調和すると判断された場合、許可を求めて実施する。 植樹は原則として認めない。現状の樹木については、遺構などへの影響を考慮し、適正な維持管理に努める。
B	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構については確実な保護を行う。 萩を象徴する歴史環境資産で、藩校明倫館からの教育精神を受け継ぐ旧明倫小学校校舎本館を確実に保護するため、定期的な維持管理や観察などを行い、現状の把握、毀損などの早期発見に努める。 他の木造校舎3棟とともに確実に保護し、歴史ある木造校舎としての適切な活用に必要な施設の配置を検討する。 歴史ある木造校舎を活用するための施設については、地下遺構への影響を与えぬよう遺構保護に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変は認めない。ただし、発掘調査などにより遺構などが確認された場合など、遺構を保護するための措置については、許可を求めて実施する。 旧明倫小学校校舎本館の改修などについては、史跡の保存管理や、整備活用上必要なもので、遺構などへの影響がなく、史跡としての風致や景観に調和すると判断された場合、許可を求めて実施する。 植樹は原則として認めない。現状の樹木については、遺構などへの影響を考慮し、適正な維持管理に努める。

【史跡地外（市史跡内）】

地区	保存管理方針	現状変更に対する基準
C	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構については藩校明倫館の遺構もあると予測されることから確実な保護を行う。 市史跡「旧明倫小学校」として萩を象徴する歴史環境資産で、藩校明倫館からの教育精神を受け継ぐ旧明倫小学校校舎棟を確実に保護するため、定期 	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変は認めない。ただし、発掘調査などにより遺構などが確認された場合など、遺構を保護するための措置については、許可を求めて実施する。 建築物の改修などについては、史跡の保存管理や、整備活用上必要なも

地区	保存管理方針	現状変更に対する基準
C	<p>的な維持管理や観察などを行い、現状の把握、毀損などの早期発見に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した施設や景観に調和しない既存施設については、移転、撤去を含め取り扱いについて検討する。 貴重な木造校舎を本館棟とともに確実に保護し、歴史ある校舎としての適切な活用に必要な施設配置を検討する。 歴史ある木造校舎を活用するための施設については、地下遺構への影響を与えぬよう遺構保護に努める。 	<p>ので、遺構などへの影響がなく、史跡としての風致や景観に調和すると判断された場合、許可を求めて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 植樹は原則として認めない。現状の樹木については、遺構などへの影響を考慮し、適正な維持管理に努める。

【史跡地外】

地区	保存管理方針	現状変更に対する考え方
D	<ul style="list-style-type: none"> 萩藩校明倫館の全体構造を理解するために重要な地区であるので、早急に周知の埋蔵文化財包蔵地として遺構の保護を図る。 継続的な調査を行い、価値評価し、可能な範囲から史跡旧萩藩校明倫館の追加指定を図る。 練兵場石碑は、萩藩校明倫館遺構の一つであるため、定期的な維持管理や観察などを行い、現状把握や毀損の早期発見など、確実な保護を図るため、所有者などの関係各所に対して、理解を求める。 関係各所に対して、周知、啓発を行い、遺構保護や史跡の風致、景観に対する理解を求める。 重要と思われる遺構が発見された場合には、文化庁並びに山口県教育委員会へ報告し、適切な措置を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財の取り扱いについては、「萩市歴史的風致維持向上計画」に示されている指針に基づく。(P-59 参照) 既存施設の改修や新築、植樹などについては、遺構保護や史跡の風致、景観に対する理解を求める。 遺構の移築については、史跡の保存管理や、整備活用上必要で、遺構などへの影響がなく、史跡としての風致や景観に調和すると判断された場合、許可を求めて実施する。

【史跡地外】

	保存管理方針	現状変更に対する基準
萩地区各所に残る萩藩校明倫館遺構 (市指定文化財)	<ul style="list-style-type: none"> 市指定有形文化財として萩藩校明倫館の本質的価値を有する遺構のため、定期的な維持管理や観察などを行い、現状把握や毀損の早期発見など、確実な保護を図るため、所有者などの関係各所に対して、理解を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の改修については、遺構の保存管理のため必要な場合は、許可を求めて実施する。 遺構の移築、復原については、史跡の保存管理や、整備活用上必要で、遺構などへの影響がなく、史跡としての風致や景観に調和すると判断された場合、許可を求めて実施する。

	保存管理方針	現状変更に対する考え方
古明倫館跡 (未指定)	<ul style="list-style-type: none"> 重要伝統的建造物群保存地区及び埋蔵文化財包蔵地としての周知を図りながら、現状保存に向けての理解を求め、将来的に史跡指定地に追加することで適切な保存を目指す。 重要と思われる遺構が発見された場合には、文化庁並びに山口県教育委員会へ報告し、適切な措置を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構保護の観点から、地形の改変を伴う行為は、可能な限り避けるように理解を求める。 遺構保護の観点から、建築物や工作物の新設は、可能な限り避けるように理解を求める。 やむを得ない場合は、行為に伴って発掘調査などを行い、実態を明らかにし、古明倫館跡としての価値認識を十分に図った上で、重要伝統的建造物群保存地区としての町並みに調和したものとするなど、適切な保護措置を図る。

(6) 追加指定

史跡の指定範囲は、当時の藩校明倫館の敷地の一部にとどまっており、前述のD地区については未指定である。早急に埋蔵文化財包蔵地として遺構保護を図るが、今後の調査を通じて、段階的に指定地の拡大を図る必要がある。

まずは、旧明倫小学校敷地内で旧小学校校舎4号館の北縁・東縁一帯を調査し、水練池から有備館までを繋ぐことで、面として史跡としての保護を図ることができることから、追加指定を進めていくこととする。(図7-2参照)

併せて、旧萩城三の丸内の古明倫館についても、同様に史跡として保護するため、追加指定を進めていく。ただし、当該地は民間所有であるため、並行して公有化を図っていくこととする。

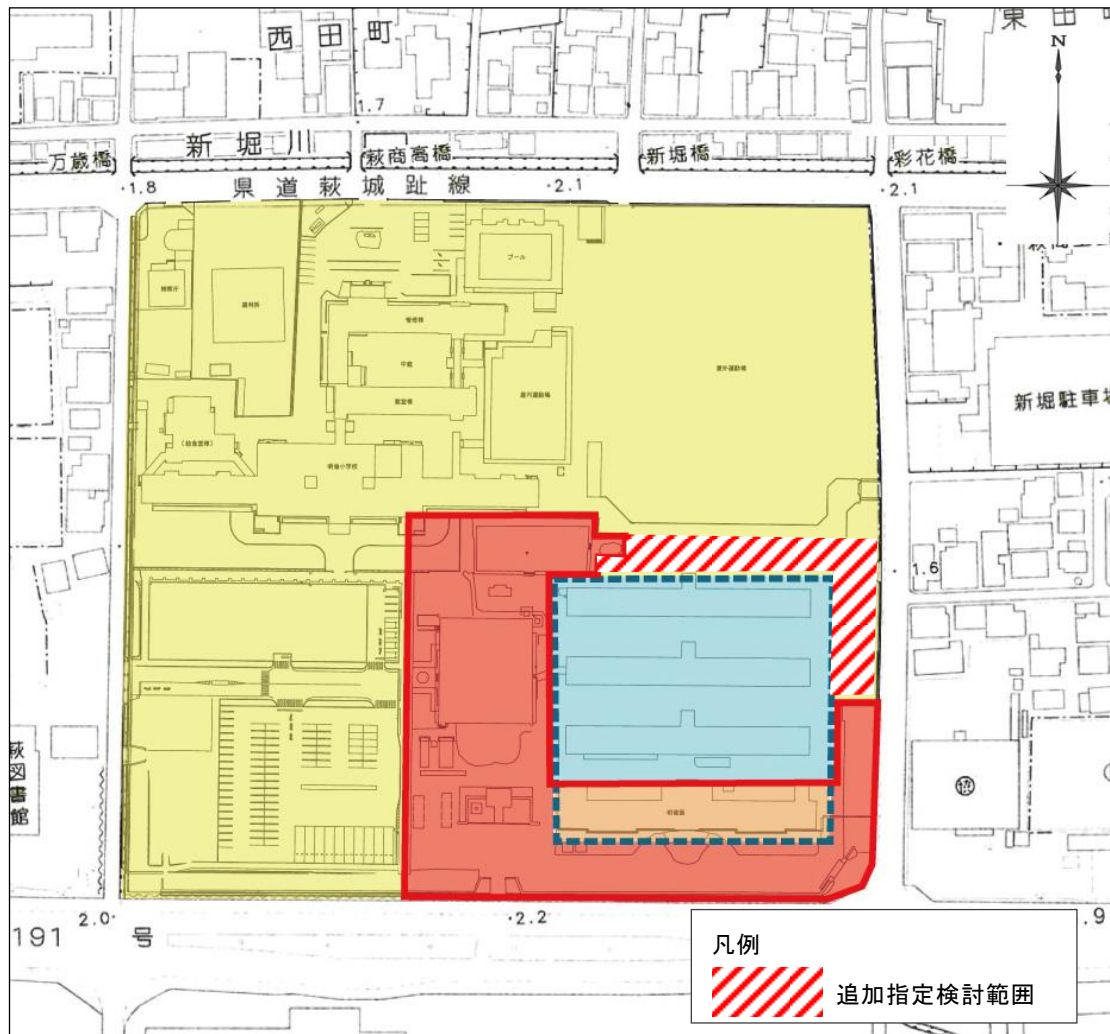


图 7-2 追加指定検討範囲図

第8章 活用

萩藩校明倫館については、遺構などの本質的価値の適切な保護の上に立って、公開活用を進め、萩藩校明倫館の価値を正しく理解し、その価値を次世代へ継承するとともに、そこで繰り広げられてきた教育・人材育成の歴史的意義を適切に伝えることができる活用を目指す。

以下に活用についての方向性と方法を示す。

(1) 方向性

- ◆幕末維新の激動期に、新しい時代を切り開くために培われた萩藩校明倫館の教育精神を次世代へ受け継ぐための活用を図る。
- ◆旧萩藩校明倫館と旧明倫小学校校舎について「成徳達材」の教育精神を受け継いできた教育施設としての一体的な活用を図る。
- ◆世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に萩反射炉を始めとした5資産がその構成資産として登録されたことから、萩藩校明倫館が幕末萩藩の産業化及び明治日本の近代化に貢献した人材養成の場という側面ももったことを伝えるための活用に留意する。
- ◆地域の誇りであり、愛着のある歴史的な木造校舎を適切に活用することで、引き続き地域の象徴として、誇りや愛着を持ち続けることができる活用を目指す。

(2) 方法

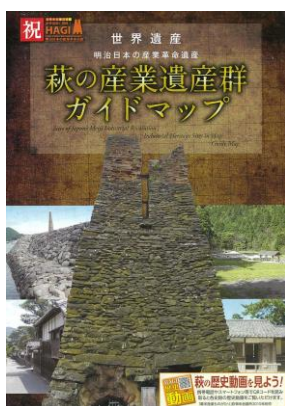
- ◆萩藩校明倫館を学校教育及び社会教育の学びの場、また、萩藩の教育遺産としての観光の場として活用する。
- ◆萩藩校明倫館の本質的価値や伝統ある教育の歴史を、次代を担う子供たちに伝え、文化財保護と教育精神並びに未来に向けての意識の醸成を図る。
- ◆世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」における萩の「世界遺産ビジターセンター」を旧萩藩校明倫館内に置き、明倫館が果たした萩藩の人材育成とその構成要素との関連性を示す。
- ◆未来に目を向け、新しい教育を積極的に取り入れてきた藩校の歴史を踏まえ、未来に向けての多様な活用を展開する。
- ◆蓄積された学術調査の成果や、今後の調査・整備状況の積極的な公開やPRにより、萩藩校明倫館の本質的価値を共有できる機会を設け、また市ホームページでの公開、パンフレットの充実などによる普及啓発に努める。なおパンフレットなどについては、多言語化なども検討し、諸外国からの来訪者に対する魅力発信に努める。
- ◆萩藩校明倫館は、萩市街地の中心に位置するとともに、萩まちじゅう博物館の中心部にも位置することから、萩まちじゅう博物館の新たな拠点をなす歴史文化遺産として、萩まちじゅう博物館のさらなる回遊性の創出を図る。



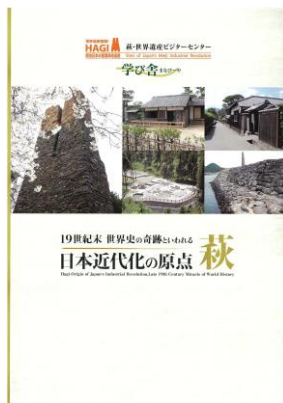
旧萩藩校明倫館跡のパンフレット



萩・明倫学舎のパンフレット



世界遺産 明治日本の産業革命遺産に関する小冊子



萩博物館での企画展 「城下町萩のひみつ」



史跡恵美須ヶ鼻造船所跡の発掘調査見学会の様子(平成28年12月)



史跡萩城跡石垣修理工事の現地見学会の様子(平成26年2月)

第9章 整備

保存と活用の方向性と方法を踏まえ、そのための整備について、本質的価値の保存のための整備と、活用のための整備に分けて整理することとする。

史跡の顕在化を図るためには、史跡地内にある本質的価値を有する遺構の整備活用のみならず、萩地区の各所に点在している旧藩校の遺構の移築や復元を視野に入れた整備が必要である。その前提として、史跡にそぐわない施設の取り扱いについても検討が必要である。

なお整備については、事前に整備基本計画を策定し、計画的に進める必要がある。

(1) 方向性

① 保存のための整備

◆萩藩校明倫館の本質的価値を次世代へ継承するための必要な整備を目指す。

② 活用のための整備

◆萩藩校明倫館の本質的価値及び受け継がれてきた教育精神を、市民や来訪者が正しく理解するために必要な施設の整備を図る。

◆史跡を適切に活用するために必要な施設の整備を図る。

◆来訪者が安全、安心に利用できる整備を図る。

(2) 方法

① 保存のための整備

◆地下遺構の保護と藩校の全容を解明するため、計画的な発掘調査を実施する。

◆発掘調査等の成果に基づき、真正性を確保した適切な整備手法を検討する。

◆萩市内にある萩藩校明倫館に関する遺構を再移築し、萩藩校明倫館の復元を目指す。

◆本質的価値を構成する遺構の日常的な維持管理、定期的な調査により、保存のために必要な修理箇所把握に努め、適正に対応する。

◆遺構に悪影響を及ぼす可能性のある樹木の適切に管理する。

◆第4章(1)で示した史跡(文化財)としての価値以外の本質的価値についても、理解増進となる整備を行う。

② 活用のための整備

◆新明倫小学校の通学路になっていることや、観光駐車場が隣接しているので、来訪者や児童の安全性、利便性を考慮した適切な動線を検討する。

◆萩藩校明倫館や明倫小学校が受け継いできた教育精神などを紹介するガイダンス施設については、平成29年3月に開館した『萩・明倫学舎』で行う。

◆旧小学校時代の付属建物など、史跡の活用に必要な既存施設については移転、撤去を検討する。

◆解説板、案内板などのサイン施設の充実を図る。

◆来訪者の安全性、利便性を考慮した便益施設の設置を検討する。

第10章 運営・体制

萩藩校明倫館の適正な保存と活用を進めていくには、これまでの経緯を踏まえ、萩藩校明倫館の史跡としての本質的価値や、地域の歴史を象徴する歴史環境資産として保護するとともに、次世代に継承され、伝統ある教育精神を受け継ぐ学校教育を継承する象徴的な存在として活用されていくことを最重要事項に位置づける必要がある。

またそれが、市民が参画する萩まちじゅう博物館の展開及び地域活性化・観光振興の寄与につながる。

そのための運営・体制についての方向性と方法について、以下に示す。

(1) 方向性

- ◆ 日常の維持管理・調査研究・保存・活用・整備を着実に推進するための体制の整備を目指す。
- ◆ 萩市の行政部局の連携だけではなく、市民や関係機関との幅広い連携や協力が得られることのできる運営・体制の整備と確立を目指す。
- ◆ 萩まちじゅう博物館の新たな拠点として、観光部局やボランティアガイドなどとの連携を図り、地域の歴史文化や教育に関する取り組みなどの情報発信を図る。

(2) 方法

- ◆ 日常的な維持管理、保存、公開、活用に関する運営・体制の整備
 - ・ 史跡の日常的な維持管理、公開については、萩市の担当部局や観光ガイドとの役割分担を調整し、連携強化を図る。
 - ・ 適切な維持管理、運営に向けたボランティアガイドの養成を推進する。
 - ・ 萩藩校明倫館におけるイベントや市民参加の機会などの情報発信を図り、幅広い周知に努める。
- ◆ 萩市における体制の確立と関係機関との連携
 - ・ 萩藩校明倫館の保存・活用は、文化財保護、まちづくり、観光、都市計画などに関連するため、関連部局間の連携を強化し、十分な検討、調整を図ることができる体制を確立し、事業の円滑な推進を図る。(図9-1)
 - ・ 萩藩校明倫館の適切な保存・活用のためには、継続的な調査研究が必要であり、今後も文化財専門職員などの人材育成と確保を図る。
 - ・ 整備・活用にあたっては、合意形成に向け、専門家、有識者、地区住民などによって構成される整備検討委員会(仮称)などを設置し、幅広く協議や検討を進める。
- ◆ 地域との連携
 - ・ 平成25年度までは明倫小学校として学校活動や地域の活動で、保存・活用が図られてきた。小学校は移転したが、今後も計画時から地域・学校などの意見を幅広く集め、整備後においても密接な関わりの維持を図る。

部 局	担当課	役 割
総務企画部	萩・明倫学舎推進課	藩校明倫館及び「萩・明倫学舎」の維持管理及び公開活用、運営
	企画政策課	「萩市総合戦略」に基づく藩校明倫館の整備活用の将来展望の作成と調整
まちじゅう博物館部推進部	文化財保護課	史跡「旧萩藩校明倫館」、史跡「旧明倫小学校」、その他関連文化遺産の調査研究・保存・整備・活用
	都市計画課	景観法等に基づく修景等の景観指導・誘導と都市計画
	萩博物館	藩校明倫館に関する史料調査やその史料保存、展示・解説等の公開活用
商工観光部	観光課	萩（明倫関連）の文化遺産を活かした観光振興と情報発信
市民活動推進部	文化・生涯学習課	「歴史文化講座」や「放課後子ども教室」など、文化遺産を活用した取組み
	市民活動推進課	市民活動の場として、市民の文化振興の取組みの推進・調整
教育委員会	学校教育課	地域の子どもたちの郷土史（歴史）教育、「志の教育」や「道徳教育」など体験学習としての活用促進
	明倫小学校	明倫教育醸成の場としての活用、道徳教育や歴史教育としての活用

萩市の関連部局とその役割

第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

萩藩校明倫館において実施すべき施策は、①保存整備、②調査研究、③整備・活用の 3 つに大別することができる。

萩藩校明倫館に係る整備は、史跡の本質的価値を確実に保存し、次世代へ継承していくことを前提として、その上に立って適切な活用を図っていくことが重要である。

史跡の整備・活用を進めるにあたっては、事前の発掘調査、史料調査などの調査研究を計画的かつ継続的に進める必要がある。

整備活用については、本計画を踏まえた概ね 10 ヶ年の「整備基本計画(仮称)」を策定し、保存に関する計画、遺構の整備に関する計画、公開活用に関する計画、事業計画などの検討を進める必要がある。

萩藩校明倫館保存整備事業のスケジュール案を以下に示す。

項目	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度以降 (2022～)
文化財調査	● ● ●	● ● ●			● ●	●
	聖廟跡発掘調査				追加指定調査等 古明倫館など指定地の拡大	
	文献調査					
	建造物調査					
史跡整備	● ●	●			●	●
	旧小学校 体育館解体				水練池修復・周辺整備 (泮水・万歳橋・観徳門・明倫館碑・ 水練池など)	
	遺構維持管理					
	聖廟・解体移築復元					
旧明倫小学校 校舎 (萩・明倫学舎) 整備	●	●				
	3・4 棟校舎整備					
計画策定	●	●				
	整備基本 計画策定					
その他		明治維新 150 年	明倫館 創建 300 年			

第11章 経過観察

萩藩校明倫館の本質的価値の保存と活用のための整備事業は、史跡を正しく理解する場、地域の歴史文化にふれあう場、萩まちじゅう博物館の新しい拠点として地域づくりに寄与するものとして適切に活用を図っていく必要がある。

そのため、整備事業は一時的なものではなく、将来にわたる継続的な取り組みが必要である。それには定期的な経過観察と事業内容の評価が必要である。なお事業内容の評価は、数量的な指標では測りきれない波及効果も把握しておく必要がある。

またこの経過観察、評価を定期的、継続的に実施していくことは、文化財の保存活用の理念に立ち返り、自らの取り組みを検証し、事業の効果を客観的に把握していくことにつながるとともに、その後の計画実施にあたって、様々な観点からの修正、改善に反映させる必要がある。

これからの定期的なモニタリングのため、①史跡萩藩校明倫館保存活用チェックシート案を次頁に、また、②遺構のモニタリングシート案を以下に示す。

史跡旧萩藩校明倫館 モニタリングシート 【案】						
調査日時平成 年 月 日 ()			天候			
調査者 萩市文化財保護課 ○○○○						
(構成要素)						
番号	調査項目/部位1	調査結果(○をつける)			影響要因 (番号で記入) 1~13	特記事項
	部位2	指摘なし A	経過観察 B	要是正 C		
本質的価値の構成要素						
1	水練池					
1	水面					
2	周辺石垣					
2	明倫館碑					
1	元文創建碑					
2	嘉永重建碑					
3	有備館					
1	外観					
2	内部					
4	南門					
1	南門					
5	観徳門					
1	観徳門					
6	聖賢堂					
1	聖賢堂					
2	内部					
7	地下遺構(国史跡内)					
1	地下遺構					
改善予定状況等						
番号	改善策の具体的内容				改善(予定)年月日	
影響要因						
環境変化	1:樹木等、 2:昆虫(蟻害等)、 3:菌類(腐食等)、 4:経年劣化					
自然災害	5:火災、 6:落雷、 7:風水害、 8:土砂災害、 9:地震、 10:津波					
観光圧力	11:観光客等による直接的行為、 12:開発等に係る要因					
その他	13:その他					

史跡地内にある遺構のモニタリングシート(案)

史跡旧萩藩校明倫館 保存活用チェックシート 【案】

調査日時	平成 年 月 日 ()
調査者	萩市文化財保護課 ○○○○

番号	項目	調査結果			特記事項
		未実施	計画中または実施中	実施済	
1	策定計画に関して				
1	保存活用計画は策定されているか				
2	保存活用計画に基づいて実施されているか				
3	保存活用計画の見直しが実施されているか				
4	整備基本計画は策定されているか				
5	整備基本計画に基づいて実施されているか				
6	整備基本計画の見直し実施されているか				
2	調査研究に関して				
1	実地踏査は実施されているか				
2	発掘調査は実施されているか				
3	文献、資料の研究調査は実施されているか				
3	保存に関すること				
1	本質的価値について十分に把握できているか				
2	調査研究により価値等の再認識はできているか				
3	本質的価値の保存にむけて取り組んでいるか				
4	史跡や関連遺構の保存状況について把握できているか				
5	災害対策に取り組んでいるか				
6	追加指定にむけて取り組んでいるか				
4	管理に関すること				
1	日常的なパトロールなどの管理が行われているか				
2	施設の定期点検などが行われているか				
3	地域住民や関係機関との連携が図られているか				
4	現状変更の基準が守られているか				
5	公開、活用に関すること				
1	公開が適切に行われているか				
2	史跡などの本質的価値を学び理解できる場となっているか				
3	市民の文化的活動などの場となっているか				
4	歴史文化資産として活用されているか				
5	学校教育の場として活用されているか				
6	パンフレットなどは活用されているか				
7	ガイダンス施設として十分に機能しているか				
8	小学校に隣接する場として安全性は確保されているか				
6	整備に関すること				
1	確実な遺構保存のうえでの整備が行われているか				
2	遺構整備は、学術的成果に基づいているか				
3	整備後の維持管理を実施しているか				
4	わかりやすい整備が行われているか				
7	運営・体制に関すること				
1	運営が適切に行われているか				
2	事業遂行体制は十分であるか				
3	関係部局との連携は図られているか				
4	地域や関係機関との連携は図られているか				

改善予定状況等

番号	改善策の具体的内容

参考文献

- 『萩市史 第一巻』萩市（昭和58年6月）
- 『萩市史 第二巻』萩市（平成元年3月）
- 『萩市史 第三巻』萩市（昭和62年3月）
- 『萩の文化財』萩市（平成20年3月）
- 『史跡旧萩藩校明倫館（南門）保存修理報告書』萩市（平成18年3月）
- 『明倫小学校百年誌』萩市立明倫小学校同窓会（昭和60年9月）
- 『世界遺産登録記念企画展 明治日本の産業革命遺産と萩』萩博物館（平成27年9月）
- 『萩のまちは屋根のない博物館 萩博物館展示案内』萩博物館（平成18年11月）
- 『山口県の歴史』山川出版社（平成10年3月）
- 『山口県の教育史』思文閣出版（平成12年12月）
- 『幕末期長州藩洋学史の研究』思文閣出版（平成10年2月）
- 『長州藩教育の源流－徂徠学者・山県周南と藩校明倫館－』溪水社（平成25年8月）
- 『街道の日本史43 長州と萩街道』古川弘文館（平成13年12月）
- 『萩ものがたり 藩校明倫館』一般社団法人萩ものがたり（平成27年5月）
- 『史都萩』史都萩を愛する会
- 『九州長州文化図書撰書 第8号長州維新の道（上）』図書出版のぶ工房（平成22年11月）
- 『九州長州文化図書撰書 第9号長州維新の道（下）』図書出版のぶ工房（平成23年7月）

資料編

- 資料1 萩市の文化財
- 資料2 文化財保護に係る関係法令
- 資料3 古絵図・古写真
- 資料4 明倫館碑碑文

萩市の文化財

国指定 (53)

萩藩校明倫館の関連遺構については
ゴシックで記載

1. 重要有形文化財 『16』

	名称	種別	指定年月日	所在地 (寄託先)	所有者
1	常念寺表門	建造物	昭和 29 年 9 月 17 日	下五間町	常念寺
2	旧厚狭毛利家萩屋敷長屋	建造物	昭和 41 年 6 月 11 日	堀内	萩市
3	東光寺(大雄宝殿、鐘楼、三門、総門)	建造物	昭和 41 年 6 月 11 日	椿東	東光寺
4	森田家住宅	建造物	昭和 49 年 2 月 5 日	黒川	個人
5	菊屋家住宅(主屋、本蔵、金蔵、米蔵、釜場)	建造物	昭和 49 年 5 月 21 日	呉服町	菊屋家住宅保存会
6	口羽家住宅(主屋、表門)	建造物	昭和 49 年 5 月 21 日	堀内	個人
7	熊谷家住宅(主屋、離れ座敷、本蔵、宝蔵)	建造物	昭和 49 年 5 月 21 日	今魚店町	熊谷美術館
8	大照院(本堂、庫裏、書院、鐘楼門、経蔵)	建造物	平成 14 年 5 月 23 日	椿	大照院
9	絹本著色春冬山水図(戴文進筆)	絵画	昭和 31 年 6 月 28 日	呉服町	菊屋家住宅保存会
10	木造赤童子立像	彫刻	明治 35 年 7 月 31 日	椿	大照院
11	木造聖観音立像	彫刻	明治 35 年 7 月 31 日	椿	南明寺
12	木造千手観音立像	彫刻	明治 35 年 7 月 31 日	椿	南明寺
13	太刀 銘延吉	工芸	大正 8 年 4 月 12 日 昭和 25 年 8 月 29 日 名称変更	(堀内)	志都岐山神社
14	太刀 銘光房 弘安三年十月 日	工芸	大正 15 年 4 月 19 日 昭和 25 年 8 月 29 日 名称変更	(堀内)	志都岐山神社
15	雪峯東山空和尚外集(石屏子介手沢本)	書跡	昭和 49 年 6 月 8 日	(堀内)	龍蔵寺
16	毛利氏日明貿易関係資料	歴史資料	平成 22 年 6 月 29 日	(山口市)	個人

2. 有形民俗文化財 『1』

	名称	種別	指定年月日	所在地 (寄託先)	所有者
1	須佐宝泉寺・黄帝社奉納船絵馬	有形民俗文化財	平成 22 年 3 月 11 日	(堀内)	宝泉寺

3. 史跡・名勝・天然記念物 『23』

	名称	種別	指定年月日	所在地	所有者 (管理団体)
1	松下村塾	史跡	大正 11 年 10 月 12 日	椿東	松陰神社
2	吉田松陰幽囚ノ旧宅	史跡	大正 11 年 10 月 12 日	椿東	松陰神社
3	萩反射炉	史跡	大正 13 年 12 月 9 日 昭和 55 年 3 月 22 日追加	椿東	萩市
4	旧萩藩校明倫館	史跡	昭和 4 年 12 月 17 日 昭和 24 年 7 月 13 日名称変更・追加 平成 15 年 8 月 27 日名称変更・追加	江向	萩市
5	伊藤博文旧宅	史跡	昭和 7 年 3 月 25 日	椿東	萩市
6	木戸孝允旧宅	史跡	昭和 7 年 3 月 25 日	呉服町	萩市
7	旧萩藩御船倉	史跡	昭和 11 年 12 月 16 日 昭和 37 年 11 月 10 日一部解除 平成 6 年 8 月 15 日追加	東浜崎町 浜崎町	萩市
8	萩城跡	史跡	昭和 26 年 6 月 9 日 昭和 42 年 1 月 10 日追加 昭和 52 年 4 月 27 日追加 昭和 61 年 5 月 6 日追加・一部解除 平成元年 8 月 14 日追加 平成 16 年 2 月 27 日追加 平成 18 年 1 月 26 日追加 平成 21 年 2 月 12 日追加 平成 22 年 2 月 22 日追加	堀内 北片河町 南片河町 平安古町	萩市外 (萩市)

資料1 萩市の文化財

	名称	種別	指定年月日	所在地	所有者 (管理団体)
9	萩城城下町	史跡	昭和42年1月10日 昭和54年3月20日追加 昭和59年2月9日追加 平成21年2月12日追加 平成24年1月24日追加	呉服町 呉服町 南古萩町	萩市外
10	萩藩主毛利家墓所	史跡	昭和56年5月11日	堀内(旧天樹院墓所) 椿東(東光寺墓所) 椿(大照院墓所)	個人
11	見島ジーコンボ古墳群	史跡	昭和59年7月25日	見島	萩市・国土交通省(萩市)
12	萩往還	史跡	平成元年9月22日 平成23年2月7日追加	椿、明木、佐々並	国土交通省外
13	大板山たたら製鉄遺跡	史跡	平成24年9月19日	紫福	萩市
14	恵美須ヶ鼻造船所跡	史跡	平成25年10月17日	椿東	萩市・農林水産省・山口県・山口県漁協(萩市)
15	長門峡	名勝	大正12年3月7日	川上	萩市外(山口県)
16	須佐湾	名勝及び天然記念物	昭和3年3月5日	須佐	萩市外(萩市)
17	明神池	天然記念物	大正13年12月9日	椿東	萩市
18	笠山コウラウタチバナ自生地	天然記念物	大正15年2月24日 昭和28年11月28日名称変更	椿東	越ヶ浜自治会外(萩市)
19	見島ウシ産地	天然記念物	昭和3年9月20日	見島	(萩市)
20	見島のカメ生息地	天然記念物	昭和3年9月20日 昭和31年7月31日名称変更	見島	萩市
21	須佐高山の磁石石	天然記念物	昭和11年12月16日	須佐	萩市
22	川上のユズおよびナンテン自生地	天然記念物	昭和16年8月1日	川上	福昌院(萩市)
23	指月山	天然記念物	昭和46年3月16日	堀内	萩市

4. 国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択されたもの 『1』

	名称	選択年月日	備考
1	萩焼・三輪邦廣(三輪休和)	昭和32年3月30日	昭和45年4月25日重要無形文化財保持者認定 昭和56年10月24日死亡

5. 国選定重要伝統的建造物群保存地区 『4』

	名称	種別	選定年月日	所在地	面積
1	萩市平安古地区重要伝統的建造物群保存地区	重要伝統的建造物群保存地区	昭和51年9月4日 平成5年12月8日追加	平安古町 河添	約4.0ha
2	萩市堀内地区重要伝統的建造物群保存地区	重要伝統的建造物群保存地区	昭和51年9月4日 昭和53年5月31日追加 平成18年12月19日変更	堀内	約55.0ha
3	萩市浜崎重要伝統的建造物群保存地区	重要伝統的建造物群保存地区	平成13年11月14日	浜崎町、浜崎新町、東浜崎町、熊谷町	約10.3ha
4	萩市佐々並市重要伝統的建造物群保存地区	重要伝統的建造物群保存地区	平成23年6月20日	佐々並	約20.8ha

6. 国登録有形文化財 『8』

	名称	種別	登録年月日	所在地	管理団体又は所有者
1	萩駅舎	登録有形文化財	平成8年12月20日	椿	萩市
2	明倫小学校本館	登録有形文化財	平成8年12月20日	江向	萩市
3	むつみ村役場旧庁舎	登録有形文化財	平成9年6月12日	吉部上	萩市
4	むつみ村役場土蔵	登録有形文化財	平成9年6月12日	吉部上	萩市
5	三見橋	登録有形文化財	平成10年10月9日	三見	萩市
6	鹿背隧道	登録有形文化財	平成11年7月8日	椿・明木	萩市
7	落合の石橋	登録有形文化財	平成11年11月18日	佐々並	萩市
8	下横瀬公民館（旧明木村立図書館）	登録有形文化財	平成11年11月18日	明木	下横瀬地区

県指定 【32】

1. 有形文化財 『18』

	名称	種別	指定年月日	所在地 (寄託先)	所有者
1	萩学校教員室	建造物	昭和44年12月5日	堀内	山口県
2	長寿寺十三重塔	建造物	昭和48年10月19日	北古萩町	長寿寺
3	旧福原家萩屋敷門	建造物	昭和49年11月8日	堀内	萩市
4	旧梨羽家書院	建造物	昭和52年11月11日	堀内	個人
5	花月楼	建造物	昭和54年12月4日	椿東	松陰神社
6	西堂寺六角堂	建造物	昭和56年12月11日	江崎	西堂寺
7	絹本着色釈迦三尊像	絵画	昭和53年12月22日	(山口市)	東光寺
8	木造釈迦如来坐像	彫刻	昭和41年6月10日	椿	大照院
9	木造毘沙門天立像	彫刻	昭和41年6月10日	川上	玉泉寺
10	木造不動明王立像	彫刻	昭和41年6月10日	北古萩町	長寿寺
11	木造文殊菩薩騎獅像	彫刻	昭和42年7月4日	紫福	佛光寺
12	木造義翁和尚倚像	彫刻	昭和53年12月22日	椿	大照院
13	三祖師号	書跡	昭和48年3月30日	椿東	東光寺
14	木額・柱聯・榜牌・同下書	書跡	昭和48年3月30日	椿東	東光寺
15	石屏子介禪師墨蹟	書跡	昭和50年3月22日	(堀内)	龍蔵寺
16	吉田松陰関係資料(松陰神社伝来)	歴史資料	平成24年12月7日	椿東	松陰神社
17	見島ジーコンボ古墳群出土品	考古資料	昭和54年3月31日 昭和59年4月10日追加	堀内	萩市
18	円光寺古墳出土品	考古資料	平成4年5月29日	堀内	萩市

2. 無形文化財 『1』

	名称	種別	認定年月日	保持者の住所	保持者
1	萩焼	工芸技術 (員数は3名)	平成14年3月26日 平成14年3月26日 平成18年3月31日	山田 堀内 椿東	野坂康起 波多野善蔵 岡田裕

3. 無形民俗文化財 『3』

	名称	種別	指定年月日	保持者の住所	保持者
1	住吉神社「お船謡」	無形民俗文化財	昭和43年4月5日	浜崎町	住吉神社お船謡保存会
2	上三原の田植ばやし	無形民俗文化財	昭和48年3月30日	須佐	上三原の田植ばやし保存会
3	友信神楽舞	無形民俗文化財	平成3年4月5日	中小川	友信神楽保存会

4. 史跡・名勝・天然記念物 『10』

	名称	種別	指定年月日	所在地 (寄託先)	所有者 (管理団体)
1	萩焼古窯跡群	史跡	昭和56年12月11日	椿東	個人
2	須佐唐津古窯跡群	史跡	昭和59年11月2日	須佐	萩市・個人
3	穴観音古墳	史跡	昭和60年10月29日	高佐下	禅林寺・個人
4	奥阿武宰判勘場跡	史跡	平成15年4月4日	吉部上	萩市
5	河内の大ムク	天然記念物	昭和41年6月10日	椿	個人
6	吉部八幡宮のスギ	天然記念物	昭和53年12月22日	吉部上	吉部八幡宮
7	三見吉広のバクチノキ	天然記念物	昭和55年12月5日	三見	個人
8	志都岐山神社のミドリヨシノ	天然記念物	昭和56年3月24日	堀内	志都岐山神社
9	田万川の柱状節理と水中自破碎溶岩	天然記念物	平成10年4月14日	上小川東分	萩市
10	辻山のシダレザクラ	天然記念物	平成11年4月6日	高佐上	個人(萩市)

市指定 【135】

1. 有形文化財 『76』

	名称	種別	指定年月日	所在地 (寄託先)	所有者 (管理団体)
1	旧周布家長屋門	建造物	昭和37年1月11日	堀内	萩市
2	平安橋	建造物	昭和37年1月11日	平安古町、堀内	萩市
3	問田益田氏旧宅土塀	建造物	昭和37年12月24日	堀内	個人
4	旧福原家書院	建造物	昭和42年12月25日	堀内	志都岐山神社
5	小川家長屋門	建造物	昭和46年3月26日	土原	個人
6	龍蔵寺観音堂	建造物	昭和46年3月26日	椿東	龍蔵寺
7	花江茶亭	建造物	昭和48年2月13日	堀内	萩市
8	明倫館遺構 観徳門	建造物	昭和48年2月13日	江向	萩市
9	明倫館遺構 聖廟	建造物	昭和48年2月13日	北古萩町	海潮寺
10	明倫館遺構 南門	建造物	昭和48年2月13日	江向	萩市
11	明倫館遺構 万歳橋	建造物	昭和48年2月13日	堀内	志都岐山神社
12	端坊鐘楼	建造物	昭和49年3月23日	恵美須町	端坊
13	円政寺内金毘羅社社殿	建造物	昭和51年6月10日	南古萩町	円政寺
14	笠松神社石燈籠	建造物	昭和51年12月16日 昭和52年9月30日追加	須佐	笠松神社
15	松崎八幡宮石燈籠	建造物	昭和51年12月16日	須佐	松崎八幡宮
16	笠松神社鳥居	建造物	昭和52年9月30日	須佐	笠松神社
17	亨徳寺三門	建造物	昭和52年10月11日	北古萩町	亨徳寺
18	奥平家長屋門	建造物	昭和54年2月23日	土原	個人
19	大下阿弥陀堂内厨子	建造物	昭和55年3月31日	佐々並	大下地区
20	南明寺観音堂	建造物	昭和55年9月19日	椿	南明寺
21	玉泉寺毘沙門堂内厨子	建造物	昭和57年1月28日	川上	玉泉寺
22	益田館	建造物	昭和57年2月26日	須佐	萩市
23	明倫館遺構聖賢堂	建造物	昭和58年3月19日	江向	萩市
24	育英館門	建造物	昭和58年3月29日	須佐	萩市
25	佛光寺楼門	建造物	平成10年3月12日	紫福	佛光寺
26	旧久保田家住宅	建造物	平成15年6月27日	呉服町	萩市
27	紙本墨画出土釈迦図	絵画	昭和55年12月25日	須佐	大蘊寺
28	長州安武郡江津浦畧圖	絵画	昭和56年6月15日	江崎	個人
29	絹本着色釈迦涅槃図	絵画	昭和57年2月26日	須佐	大蘊寺
30	紙本墨画着色人物鶴龍図	絵画	平成元年1月24日	須佐	萩市
31	絹本着色吉川元春像	絵画	平成4年5月28日	(須佐)	個人
32	絹本着色束帯天神像	絵画	平成4年5月28日	(須佐)	個人
33	絹本着色足利義昭像	絵画	平成4年5月28日	(須佐)	個人

	名称	種別	指定年月日	所在地 (寄託先)	所有者 (管理団体)
34	紙本着色束帯天神像(崇竺筆)	絵画	平成4年5月28日	(須佐)	個人
35	紙本墨画十六羅漢像	絵画	平成4年6月1日	須佐	大蘊寺
36	西国三十三観音霊場絵馬 (四番札所、五番札所)	絵画	平成11年12月17日	川上	実相寺
37	実相寺天井絵	絵画	平成11年12月17日	川上	実相寺
38	発昌寺襖絵(高島北海筆)	絵画	平成11年12月17日	(堀内)	発昌寺(福昌院)
39	西国三十三観音霊場絵馬(十番札所)	絵画	平成13年8月20日	川上	個人
40	木造薬師如来坐像	彫刻	昭和46年3月26日	椿東	広厳寺
41	木造隨身倚像	彫刻	昭和48年5月8日	須佐	松崎八幡宮
42	木造二天立像	彫刻	昭和55年3月31日	佐々並	大下地区
43	木造毘沙門天立像脇立吉祥天女像	彫刻	昭和55年12月17日	川上	玉泉寺
44	木造毘沙門天立像脇立善日童子像	彫刻	昭和55年12月17日	川上	玉泉寺
45	木造釋迦如来坐像	彫刻	昭和56年6月15日	中小川	友信地区
46	立木薬師如来像	彫刻	昭和60年3月19日	福井下	願行寺
47	木造阿弥陀如来立像	彫刻	昭和60年3月19日	福井下	願行寺
48	木造延命地藏菩薩立像	彫刻	昭和60年3月19日	福井上	宝宗寺
49	木造弘法大師立像	彫刻	昭和60年3月19日	(堀内)	信盛寺
50	木造金剛力士像	彫刻	昭和60年3月19日	紫福	佛光寺
51	木造釈迦如来立像	彫刻	昭和60年3月19日	(堀内)	信盛寺
52	木造不動明王立像	彫刻	昭和60年3月19日	福井上	宝宗寺
53	木造如意輪観世音菩薩坐像	彫刻	昭和60年3月19日	福井下	願行寺
54	木造扁額「實相山」	彫刻	昭和60年3月19日	紫福	信盛寺
55	木造聖観世音菩薩立像	彫刻	平成6年3月14日	福井下	門前地区
56	木造阿弥陀如来立像	彫刻	平成12年3月8日	(堀内)	信盛寺
57	大蘊寺梵鐘	工芸品	昭和47年4月27日	須佐	大蘊寺
58	讃岐坊梵鐘	工芸品	昭和48年2月13日	見島	讃岐坊
59	見島八幡宮鰐口	工芸品	昭和48年2月13日	見島	見島神社
60	太刀 銘長州住人藤原口重・寛永二十 一甲申八月口日	工芸品	昭和48年5月8日	須佐	松崎八幡宮
61	端坊梵鐘	工芸品	昭和49年3月23日	恵美須町	端坊
62	不動明王立像	工芸品	昭和51年6月10日	椿	南明寺
63	須佐唐津焼青磁釉銅器写花瓶	工芸品	昭和52年9月30日	須佐	萩市
64	梅岳寺銅鐘	工芸品	昭和55年9月12日	川上	梅岳寺
65	武氏八幡宮懸仏	工芸品	昭和56年6月15日	上小川東分	武氏八幡宮
66	武氏八幡宮神輿	工芸品	昭和56年6月15日	上小川東分	武氏八幡宮
67	片俣八幡宮懸仏	工芸品	昭和60年8月9日	片俣	片俣八幡宮
68	中嶋善麿作 竹籠	工芸品	平成15年5月22日	上田万	個人
69	宇津観音寺鰐口	工芸品	平成15年6月27日	見島	観音寺
70	紙本墨書年徳の書	書跡	昭和56年6月15日	堀内	萩市
71	古川久輝 書	書跡	平成15年5月22日	下田万	個人
72	山本又兵衛法号記	書跡	平成16年7月22日	川上	梅岳寺
73	大井八幡宮文書	古文書	平成9年4月25日	(堀内)	大井八幡宮
74	元寇の礎石	考古資料	昭和55年4月25日	大井	個人
75	塚穴古墳出土品	考古資料	昭和56年6月15日	江崎	萩市
76	益田家歴代領主肖像画群	歴史資料	平成元年10月13日	(須佐)	個人

2. 無形文化財 『1』

	名称	種別	認定年月日	保持者の住所	保持者の氏名
1	須佐唐津焼	工芸技術(1)	平成17年2月28日	堀内	土谷一史

3. 有形民俗文化財 『3』

	名称	種別	指定年月日	所在地	所有者
1	松原祇園車	有形民俗文化財	昭和53年6月15日	須佐	松原地区
2	本町中祇園車	有形民俗文化財	昭和57年8月30日	須佐	本町中地区
3	海上信仰資料黄帝社社殿	有形民俗文化財	平成元年3月29日	須佐	宝泉寺

4. 無形民俗文化財 『10』

	名称	種別	指定年月日	保持者の住所	保持者
1	木間「神代の舞」	無形民俗文化財	昭和37年12月24日	山田	木間神楽舞保存会
2	玉江浦「天狗拍子」	無形民俗文化財	昭和37年12月24日	山田	天狗拍子保存会
3	越ヶ浜「大綱声」	無形民俗文化財	昭和46年3月26日	椿東	越ヶ浜郷土芸能保存会
4	越ヶ浜「巫女の舞」	無形民俗文化財	昭和46年3月26日	椿東	越ヶ浜郷土芸能保存会
5	笹尾義民おどり	無形民俗文化財	昭和55年9月12日	川上	笹尾芸能保存会
6	遠谷神楽舞	無形民俗文化財	昭和55年9月12日	川上	遠谷神楽舞保存会
7	中ノ原的まつり	無形民俗文化財	昭和55年9月12日	川上	中の原惣の瀬的まつり保存会
8	大江後神楽舞	無形民俗文化財	昭和56年6月15日	上小川西分	長門神式座
9	下領神楽舞(神笑座)	無形民俗文化財	昭和56年12月19日	高佐下	下領地区
10	野田の柱松	無形民俗文化財	平成4年10月7日	吉部下	野田地区

5. 史跡・名勝・天然記念物 『38』

	名称	種別	指定年月日	所在地	所有者 (管理団体)
1	萩城下街割原標石	史跡	昭和37年1月11日	江向	萩市
2	村田清風別宅跡	史跡	昭和37年12月24日	平安古町	萩市
3	玉木文之進旧宅	史跡	昭和39年3月28日	椿東	萩市
4	円光寺穴観音古墳	史跡	昭和46年3月26日	大井	個人
5	八橋検校の碑	史跡	昭和46年3月26日	椿東	赤崎神社
6	小倉四賢墓所	史跡	昭和47年2月9日	椿	萩市
7	吉田松陰の墓ならびに墓所	史跡	昭和47年2月9日	椿東	個人
8	菊ヶ浜土塁(女台場)	史跡	昭和48年2月13日	今魚店町	萩市
9	野山獄・岩倉獄跡	史跡	昭和48年7月31日	今古萩町	萩市
10	吉見正頼息女の墓	史跡	昭和54年7月28日	高佐下	禪林寺
11	益田家墓所	史跡	昭和55年7月1日	須佐	個人
12	須佐地古墳	史跡	昭和56年6月15日	江崎	萩市
13	塚穴古墳	史跡	昭和56年6月15日	下小川	個人
14	旧湯川家屋敷	史跡	平成5年12月1日	川島	萩市
15	長添山古墳	史跡	平成7年2月1日	椿東	萩市護国神社
16	桂太郎旧宅	史跡	平成10年1月27日	川島	萩市
17	伊藤博文旧宅地	史跡	平成10年8月31日	椿東	萩市
18	吉田松陰誕生地	史跡	平成13年12月21日	椿東	萩市
19	宇津観音寺観音堂	史跡	平成15年6月27日	見島	観音寺
20	旧明倫小学校	史跡	平成27年3月16日	江向	萩市
21	指月山のミカドアゲハ	天然記念物	昭和37年1月11日	堀内	萩市
22	大照院の大フジ	天然記念物	昭和37年1月11日	椿	大照院
23	椿瀬のツバキ	天然記念物	昭和55年9月12日	川上	(萩市)
24	野戸呂のシラカシ	天然記念物	昭和55年9月12日	川上	萩市
25	須佐のシダレアカマツ	天然記念物	昭和57年2月26日	須佐	個人
26	尊正寺のエドヒガン	天然記念物	昭和63年3月17日	上小川東分	尊正寺
27	武氏八幡宮社叢	天然記念物	昭和63年3月17日	上小川東分	武氏八幡宮
28	三明のイトザクラ	天然記念物	昭和63年3月17日	上小川東分	個人
29	妙権寺のイブキ	天然記念物	昭和63年3月17日	下小川	妙権寺

	名称	種別	指定年月日	所在地	所有者 (管理団体)
30	笠山虎ヶ崎タチバナ自生北限地 およびコウライタチバナ自生地	天然記念物	平成 5 年 1 月 26 日	椿東	越ヶ浜自治会
31	笠山ハマボウ自生北限地	天然記念物	平成 5 年 1 月 26 日	椿東	個人
32	紫福の一本スギ	天然記念物	平成 6 年 3 月 14 日	紫福	信盛寺
33	櫃島八幡宮のリュウキュウエノキ	天然記念物	平成 7 年 2 月 1 日	櫃島	櫃島八幡宮
34	笠山のホソイノデ・カサヤマイノデ・ カタホソイノデ混生地	天然記念物	平成 7 年 2 月 1 日	椿東	個人
35	見島日崎のタダムシオイガイ・ ミシマヒメベッコウおよびその棲息地	天然記念物	平成 13 年 12 月 21 日	見島	個人
36	笠山虎ヶ崎ヤブツバキ群生林	天然記念物	平成 14 年 8 月 1 日	椿東	越ヶ浜自治会 (萩市)
37	佐々並のウラジロガシ	天然記念物	平成 16 年 10 月 22 日	佐々並	個人
38	弥富猿屋の柱状節理 (猿屋の滝)	名勝及び 天然記念物	平成 27 年 3 月 16 日	須佐	個人

6. 歴史的景観保存地区 『7』

	名称	地区名	種別	指定年月日
1	萩市歴史的景観保存地区	藍場川及び藍場川周辺	歴史的景観保存地区	昭和 48 年 1 月 25 日
2	萩市歴史的景観保存地区	今魚店地区	歴史的景観保存地区	
3	萩市歴史的景観保存地区	大照院付近	歴史的景観保存地区	
4	萩市歴史的景観保存地区	東光寺及び吉田松陰誕生地付近	歴史的景観保存地区	
5	萩市歴史的景観保存地区	堀内地区	歴史的景観保存地区	
6	萩市歴史的景観保存地区	南明寺境内及び参道	歴史的景観保存地区	昭和 55 年 9 月 11 日追加
7	萩市歴史的景観保存地区	藍玉座跡	歴史的景観保存地区	昭和 56 年 3 月 10 日追加

文化財保護法（抜粋）

（昭和25年5月30日法律第214号）

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと1体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 6) 周囲の環境と1体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第4号、第153条第1項第1号、第165条、第171条及び附則第3条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

- 3 この法律の規定（第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第4号、第153条第1項第7号及び第8号、第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

- 第4条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
 - 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（滅失、き損等）

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第6章 埋蔵文化財

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

- 第94条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
 - 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
 - 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
 - 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

第7章 史跡名勝天然記念物**(指定)**

- 第109条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
 - 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
 - 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項

の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

- 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第110条** 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合には、当該指定都市の教育委員会。第133条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第111条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
 - 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

- 第112条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員

会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第110条第1項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定める

ところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第123条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 1) 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとき。
- 2) 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

- 2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第124条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその

委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

- 第127条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

- 第128条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

- 第129条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

（保存のための調査）

- 第130条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

- 第131条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡

名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 1) 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 2) 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 3) 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 4) 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

（登録記念物）

- 第132条** 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第110条第1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。
- 2 前項の規定による登録には、第57条第2項及び第3項、第109条第3項から第5項まで並びに第11条第1項の規定を準用する。

- 第133条** 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第59条第1項から第5項まで、第64条、第68条、第111条第2項及び第3項並びに第113条から第120条までの規定を準用する。この場合において、第59条第1項中「第27条第1項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第110条第1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第4項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に

通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第5項中「抹消には、前条第2項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第113条第1項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第118条及び第120条中「第30条、第31条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第31条第1項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第118条中「第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項」とあるのは「第47条第4項」と、第120条中「第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項」とあるのは「第47条第4項」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：平成28年12月26日政令第396号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第5条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する

指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

- 1) 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
 - ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

2) 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号）
最終校正：平成8年10月28日文部省告示第185号

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 1 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 2 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 5 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 7 墳墓及び碑
- 8 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 9 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

次に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

- 1 動物
 - 1) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
 - 2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
 - 3) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
 - 4) 日本に特有な畜養動物
 - 5) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
 - 6) 特に貴重な動物の標本
- 2 植物
 - 1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
 - 2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
 - 3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
 - 4) 代表的な原野植物群落
 - 5) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
 - 6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
 - 7) 洞穴に自生する植物群落
 - 8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
 - 9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
 - 10) 著しい植物分布の限界地
 - 11) 著しい栽培植物の自生地

12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- 1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- 2) 地層の整合及び不整合
- 3) 地層の褶曲及び衝上
- 4) 生物の働きによる地質現象
- 5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- 6) 洞穴
- 7) 岩石の組織
- 8) 温泉並びにその沈澱物
- 9) 風化及び侵蝕に関する現象
- 10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- 11) 氷雪霜の営力による現象
- 12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号)

最終校正：平成17年3月28日文部省令第11号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第119条第2項で準用する法第31条第3項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 2) 指定年月日
- 3) 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5) 管理責任者の氏名及び住所
- 6) 管理責任者の職業及び年令
- 7) 選任の年月日
- 8) 選任の事由
- 9) その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第2条 法第119条第2項で準用する法第31条第3項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2) 指定年月日
- 3) 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5) 管理責任者の氏名及び住所
- 6) 解任の年月日
- 7) 解任の事由
- 8) 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第3条 法第120条で準用する法第32条第1項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2) 指定年月日
- 3) 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4) 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5) 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6) 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 7) 変更の年月日
- 8) 変更の事由
- 9) その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第4条 法第120条で準用する法第32条第2項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2) 指定年月日
- 3) 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5) 旧管理責任者の氏名及び住所
- 6) 新管理責任者の氏名及び住所
- 7) 新管理責任者の職業及び年令
- 8) 変更の年月日
- 9) 変更の事由
- 10) その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第5条 法第120条で準用する法第32条第3項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2) 指定年月日
- 3) 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4) 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 5) 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 6) 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 7) 変更の年月日
- 8) その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 2) 指定年月日
 - 3) 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 4) 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 6) 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 7) 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 8) 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 9) 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 10) き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
 - 11) 滅失、き損等の事実を知った日
 - 12) 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2) 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第7条 法第115条第2項（法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載

した書面をもつて、異動のあつたのち30日以内に行わなければならない。

- 2) 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第8条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第167条第1項第1号及び第2号の場合に係るときは第3条の規定を、法第167条第1項第3号の場合に係るときは第6条の規定を、法第167条第1項第7号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則 (抜粋)

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号)
最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 1) 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 2) 指定年月日
 - 3) 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 4) 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5) 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 6) 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 7) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 8) 復旧を必要とする理由
 - 9) 復旧の内容及び方法
 - 10) 復旧の着手及び終了の予定時期
 - 11) 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 12) その他参考となるべき事項
- 2) 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 1) 設計仕様書

- 2) 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 3) 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1) 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 2) 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 3) 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第5条 法第167条第1項第5号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第5号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1) 法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 2) 法第169条第1項第2号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)
最終改正：平成27年12月21日文科科学省令第36号

(許可の申請)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

- 1) 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 2) 指定年月日
 - 3) 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 4) 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5) 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 6) 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 7) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 8) 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 9) 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
 - 10) 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 11) 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 12) 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 13) 現状変更等に係る地域の地番
 - 14) 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 15) その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 1) 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 2) 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 3) 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 6) 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 7) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 8) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 9) 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更等しようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

- 2) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

- 3) 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

- 2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 2) 指定年月日
 - 3) 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 4) 管理計画を定めた教育委員会
 - 5) 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 6) 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 7) 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 8) その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

（平成12年4月28日 庁保記第226号
各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第80条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第80条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 - ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員との立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3ヶ月を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育

委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は堀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第72条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号)
最終改正：平成27年9月11日 文部科学省令第30号

(標識)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第115条第1項(法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

1) 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

2) 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

3) 指定又は仮指定の年月日

4) 建設年月日

3 第1項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第2号から第4号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第2号に掲げる事項は裏面に前項第3号及び第4号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第2条 法第115条第1項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 1) 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
 - 2) 指定又は仮指定の年月日
 - 3) 指定又は仮指定の理由
 - 4) 説明事項
 - 5) 保存上注意すべき事項
 - 6) その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第3条 前条第1項第4号又は第5号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第4条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とするものとする。
- 3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第6条 法第115条第1項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡に建立する石碑の取扱について

(昭和43年1月文化財保護委員会通知)

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上、好ましいものではありません。したがって、県教委におかれましては、これまで通り原則として許可しないように指導して頂きたく、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受付けられるようお取り計らい下さい。

申請条件

- 1 建立の主旨及び内容
建立の主旨及びその内容が該当史跡に関係ぶかいもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。
- 2 建立団体
当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。
- 3 建立場所
重要遺構を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。
- 4 石碑の高さ
3メートル以下
- 5 石碑の占有面積
10㎡以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろん、設計図面を添付すること。

文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（抜粋）

(平成12年3月10日庁保伝第14号
各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

第3 史跡名勝天然記念物関係

- 1 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等
史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務(法第80条)は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと(法第99条第1項第2号並びに令第5条第1項第2号、第4項第1号、第5項及び第6項)。
- 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準(新地方自治法第245条の9)については、追って定める予定である。

- 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。
 - 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない(法第85条の3)(第8-23照)。
 - 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる(法第99条第4項)(第8-43照)。
- (1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等
- (i) 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県(市の区域内における現状変更等については、当該市の教育委員会が行う(法第99条第1項第2号及び令第5条第4項第1号イからへまで)。
- ① 3か月以内の期間を限って設置される小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。②において同じ。)の新築、増築、改築又は除却(同号イ)
 - ② 指定面積が150ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第1種及び第2種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後50年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却(同号ロ)
 - ③ 土地の形状を変更しないで行われる、i)建築物以外の工作物の設置若しくは設置後50年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修繕(同号ハ)
 - ④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却(同号ニ)
 - ⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修(同号ホ)
 - ⑥ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。)(同号ヘ)

屋外広告物法(抜粋)

(昭和24年6月3日法律第189号)
最終改正：平成23年6月3日法律第61号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条** この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- 2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

- 第3条** 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
- 1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
 - 2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
 - 3) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
 - 4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

- 5) 公園、緑地、古墳又は墓地
 - 6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所
- 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。
- 1) 橋りょう
 - 2) 街路樹及び路傍樹
 - 3) 銅像及び記念碑
 - 4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - 5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件
- 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

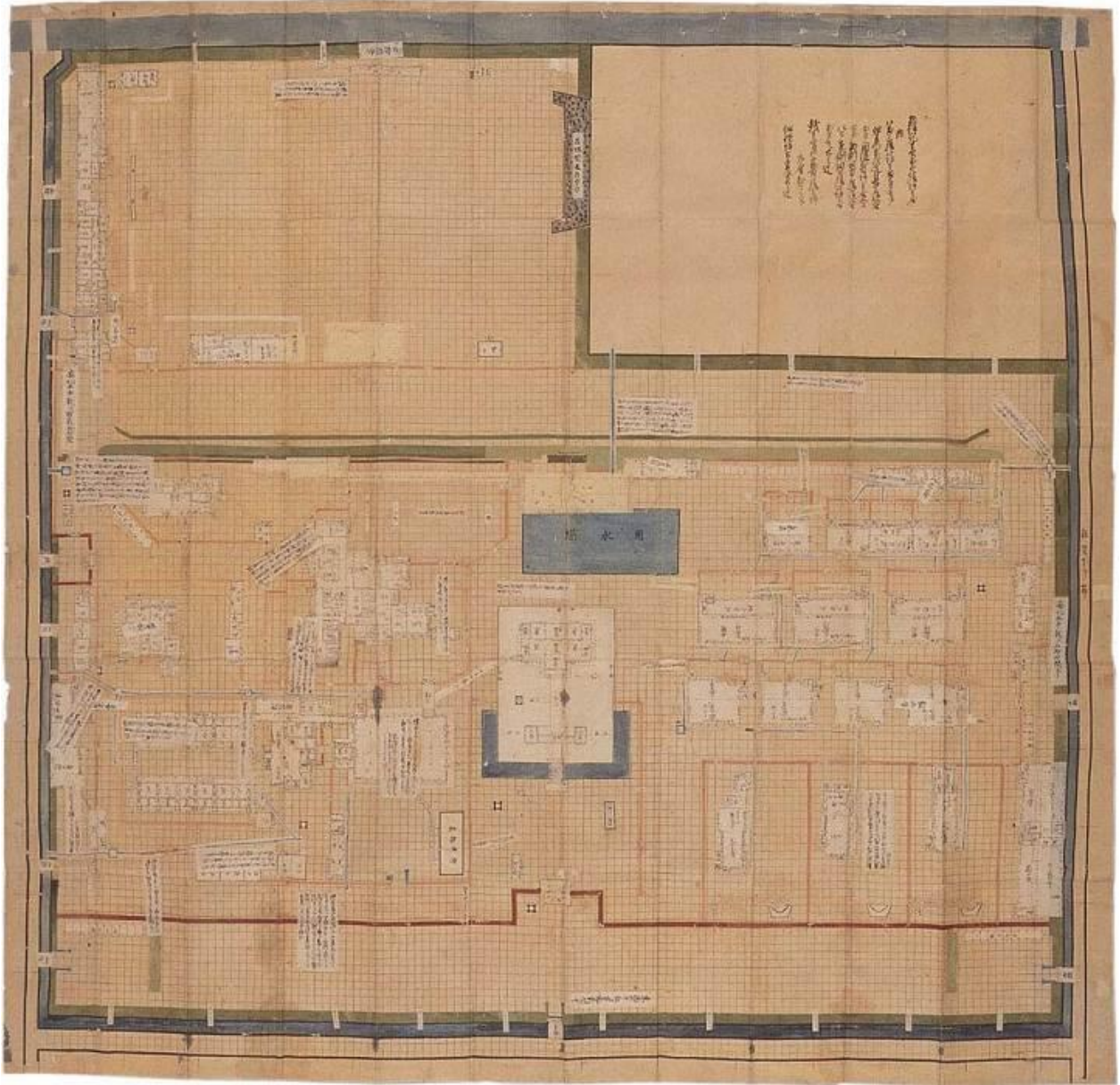
第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。



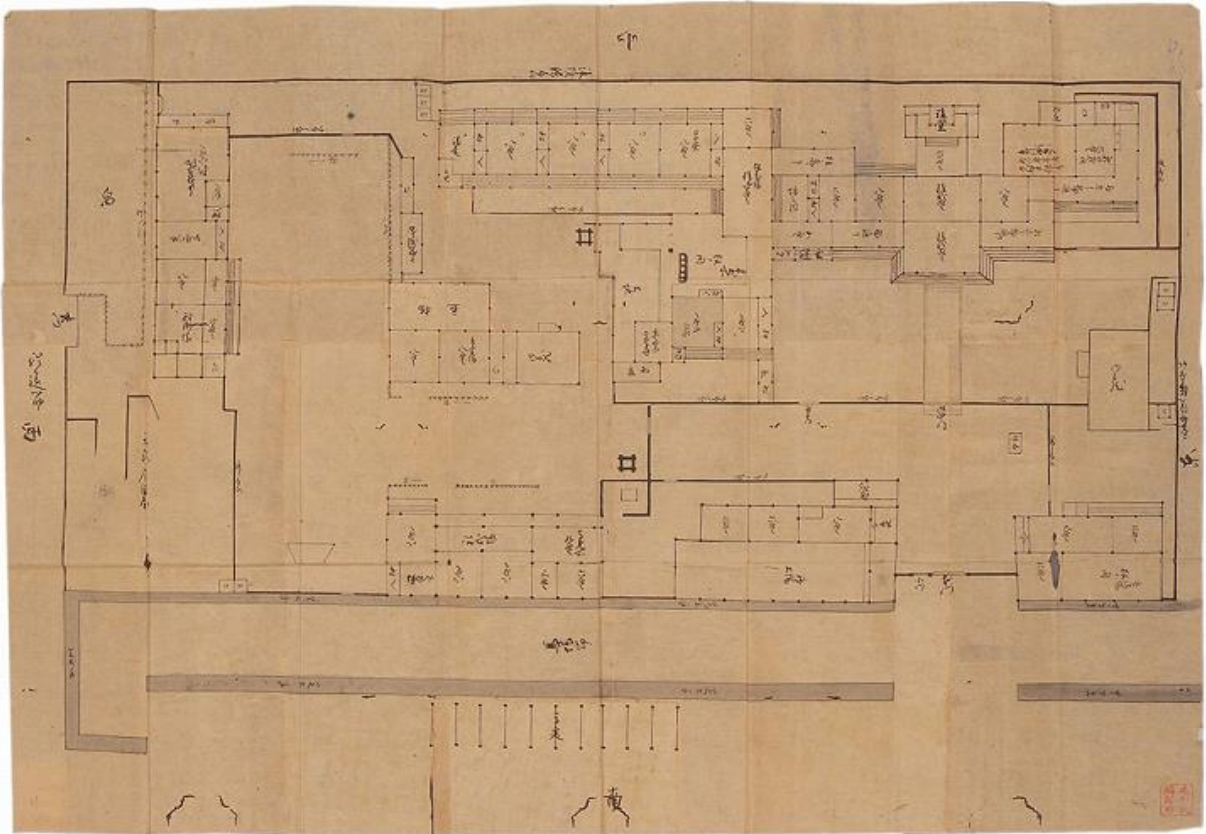
萩絵図 慶安5年(1652) (山口県文書館 所蔵)



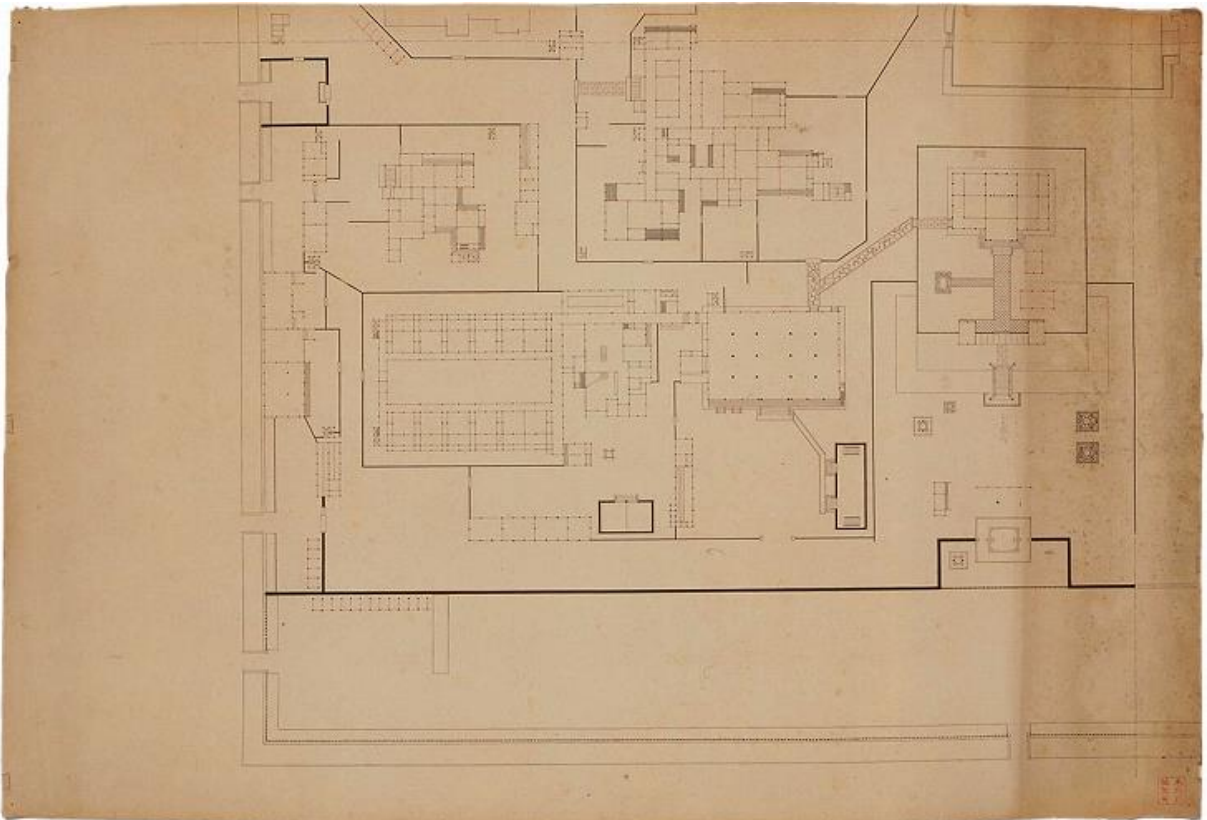
萩御城下絵図 慶応元年(1865) (山口県文書館 所蔵)



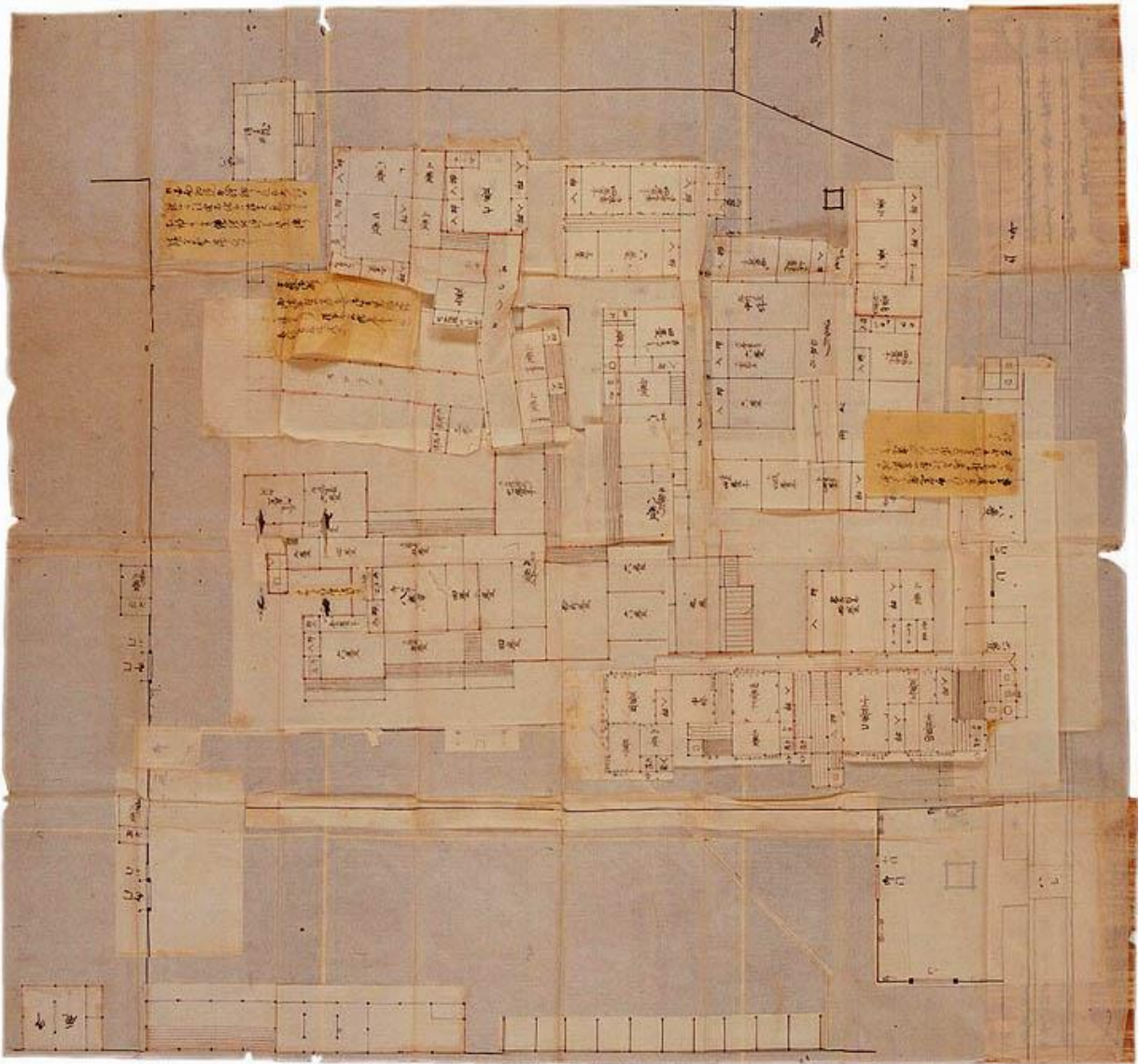
明倫館差図 (山口県文書館 所蔵)



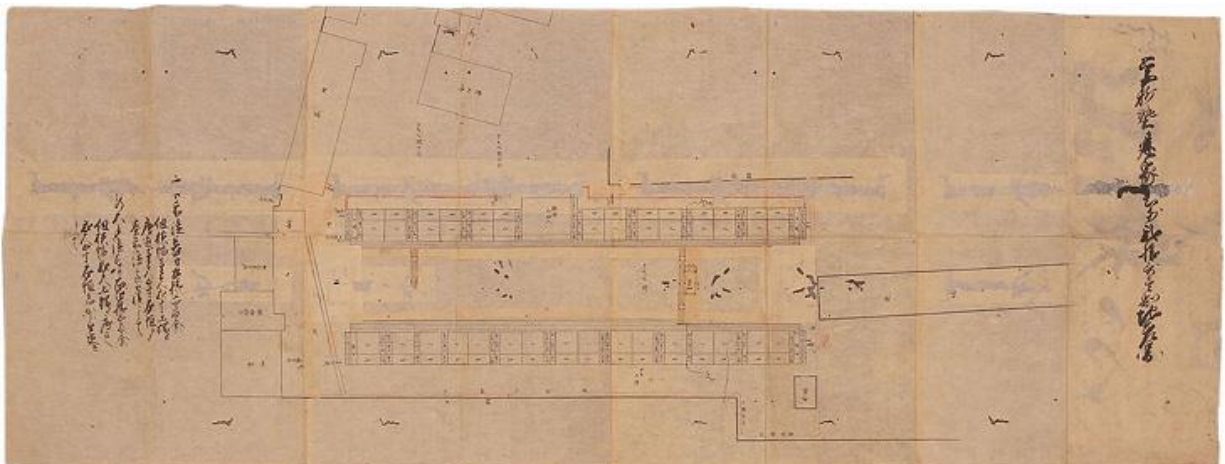
萩明倫館図面 (山口県文書館 所蔵)



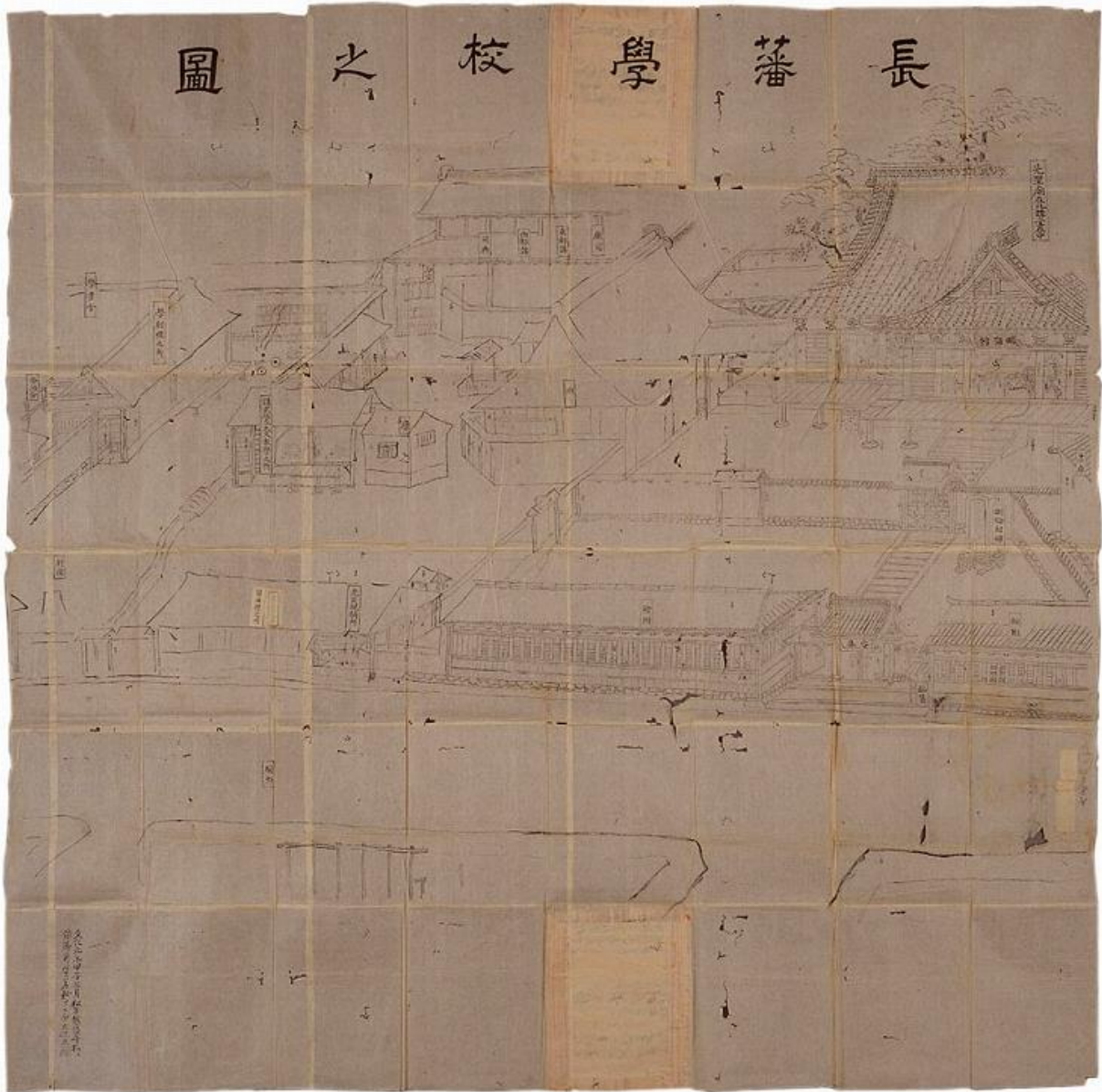
萩明倫館実測図 (山口県文書館 所蔵)



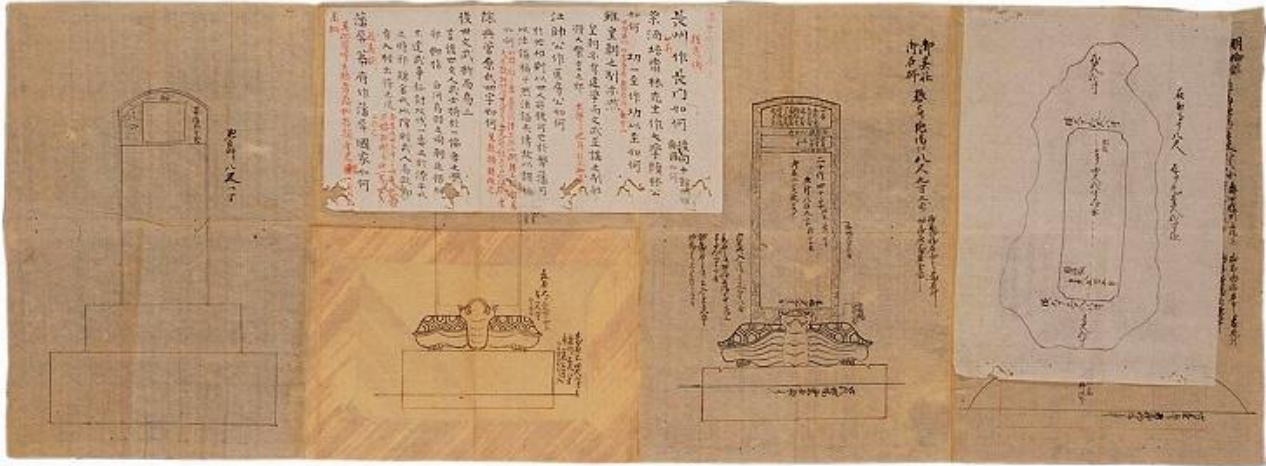
明倫館御殿駢射様御住居御普請差図 (山口県文書館 所蔵)



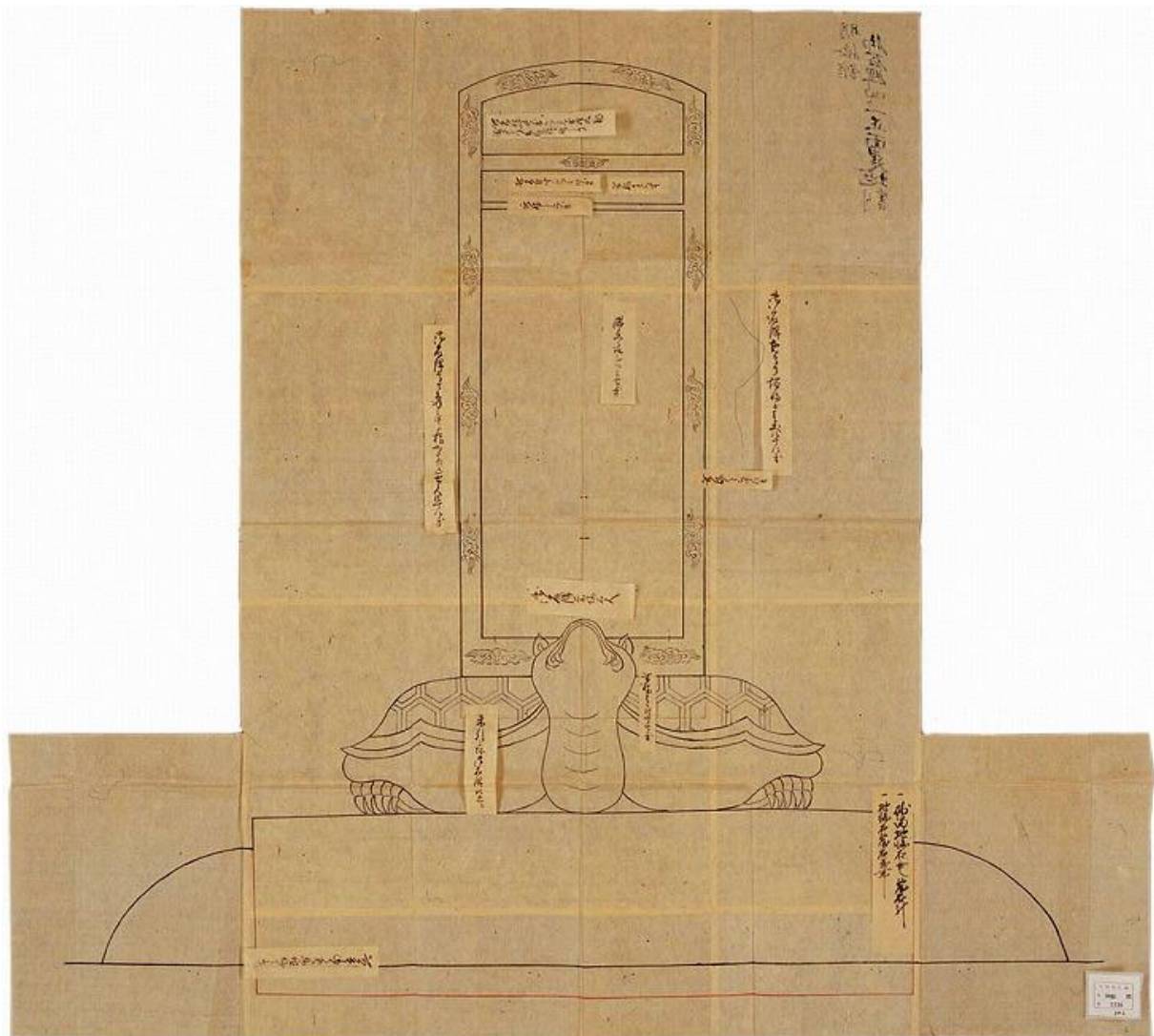
明倫館学科塾建家其外貳拾歩壱割地差図 (山口県文書館 所蔵)



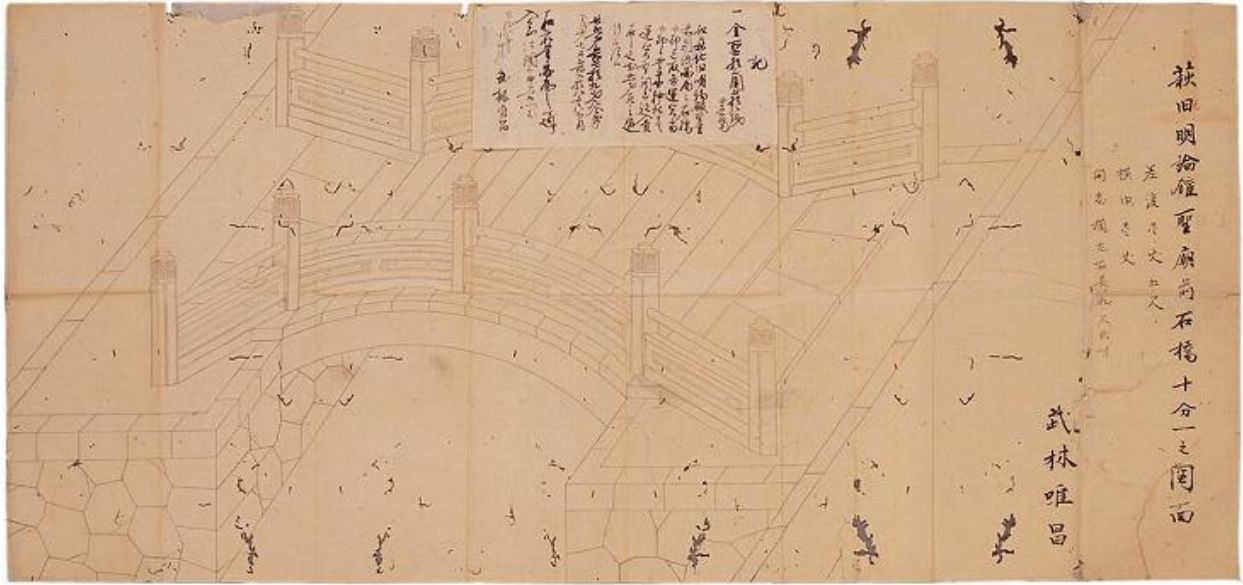
長藩学校之図 文化元年(1804) (山口県文書館 所蔵)



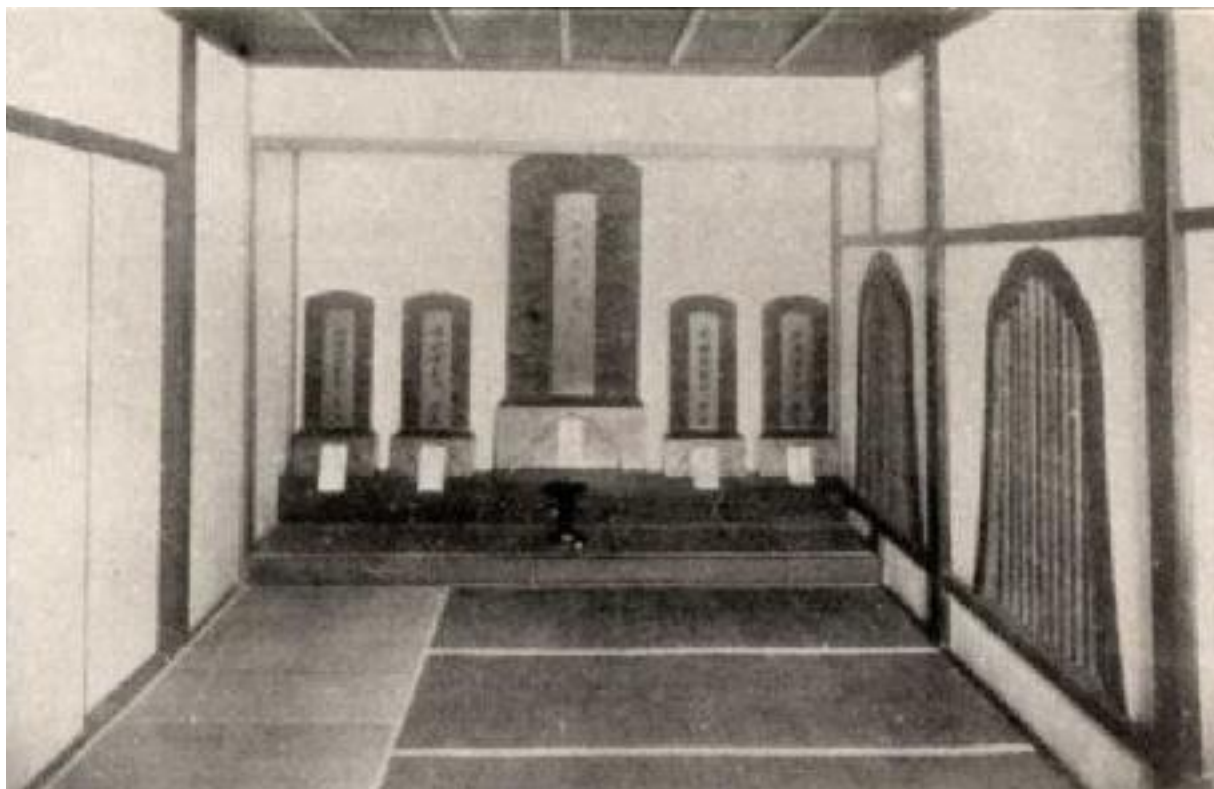
萩新明倫館石碑之図（山口県文書館 所蔵）



萩明倫館御石碑雛形図（山口県文書館 所蔵）



秋田明倫館聖廟前石橋図面（山口県文書館 所蔵）



萩名所絵はがき 孔子他四賢の木碑（山口県文書館 所蔵）



萩名所絵はがき 明倫館建設記念石碑（山口県文書館 所蔵）



萩名所絵はがき 有備館 (山口県文書館 所蔵)



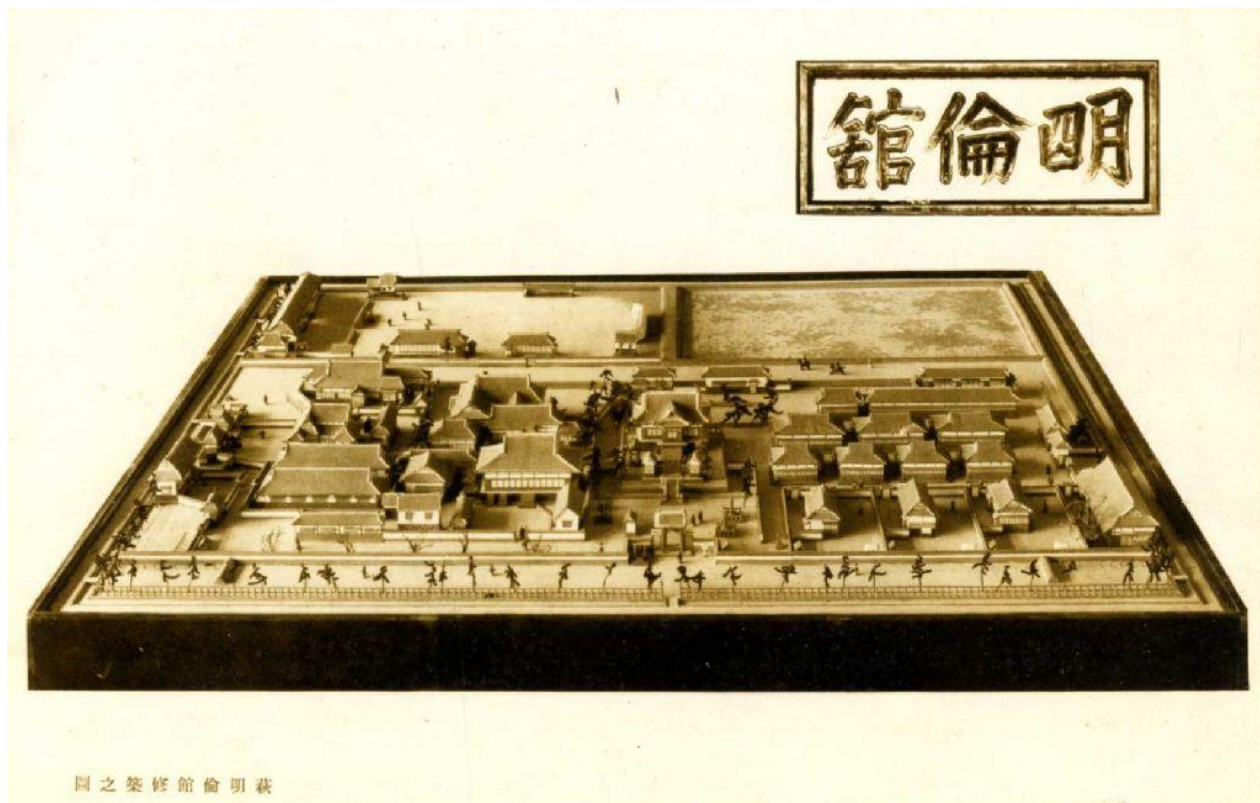
萩名所絵はがき 明倫館水練池 (山口県文書館 所蔵)



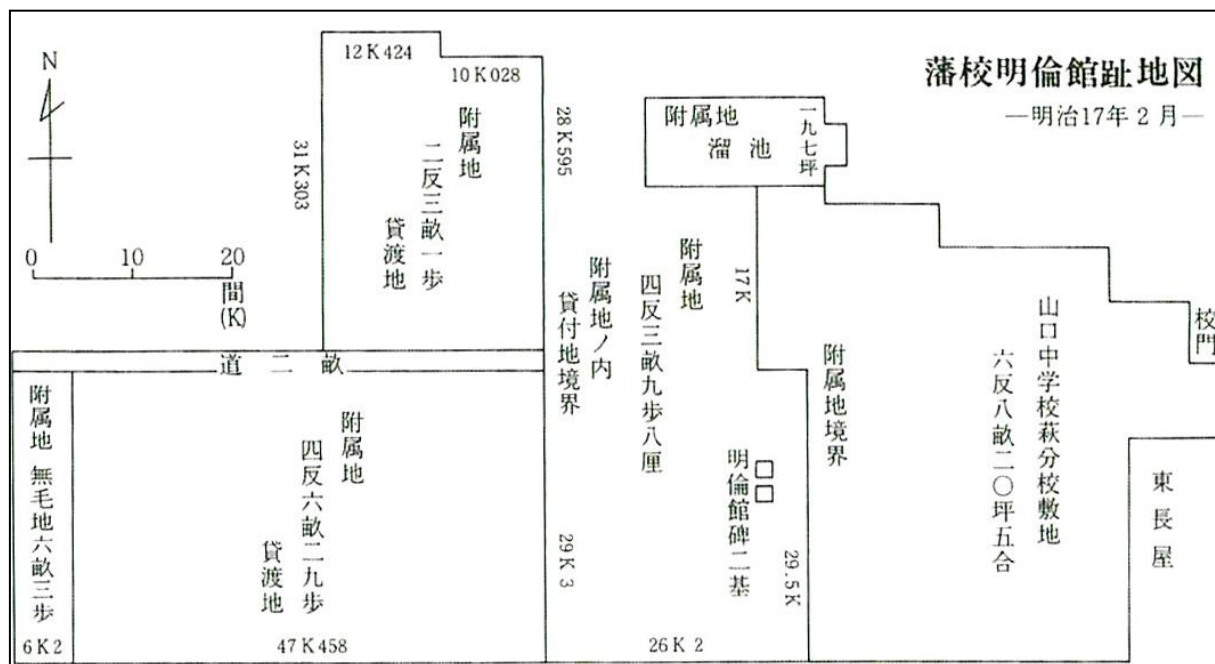
萩名所絵はがき 明倫館と商業学校 (山口県文書館 所蔵)



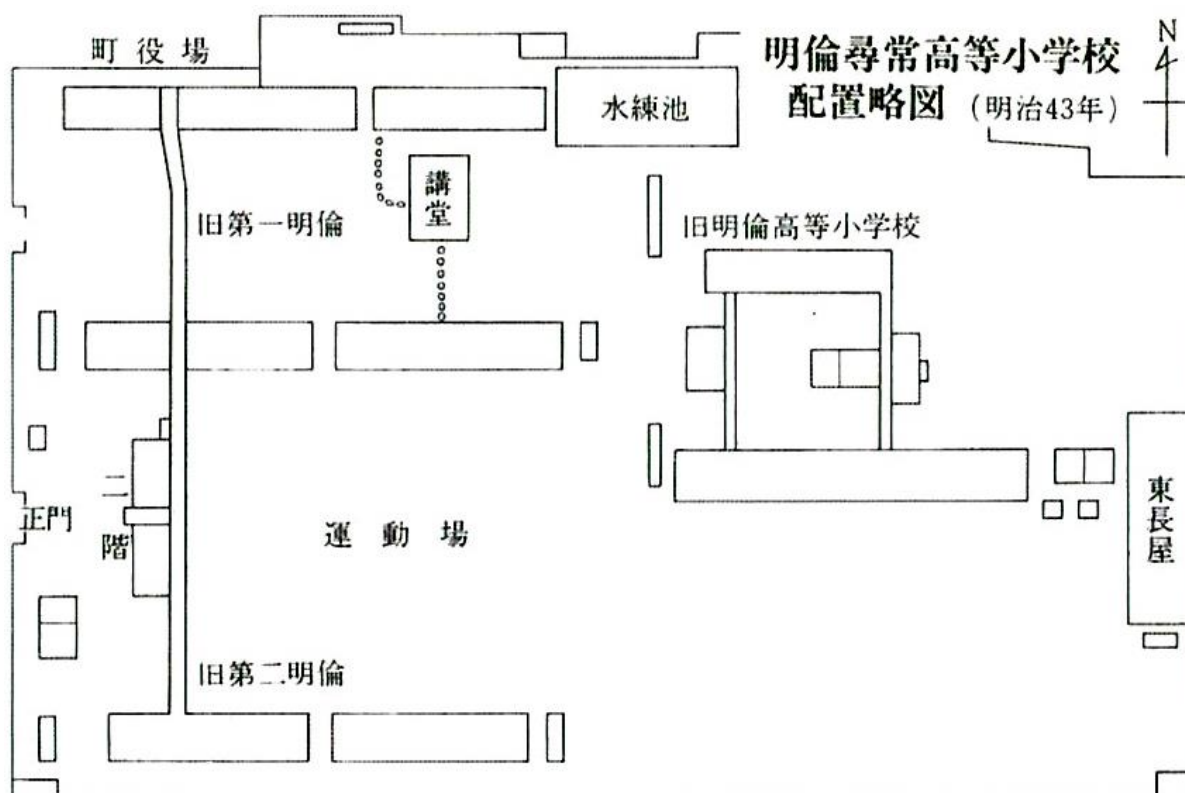
萩明倫館 (山口県文書館 所蔵)



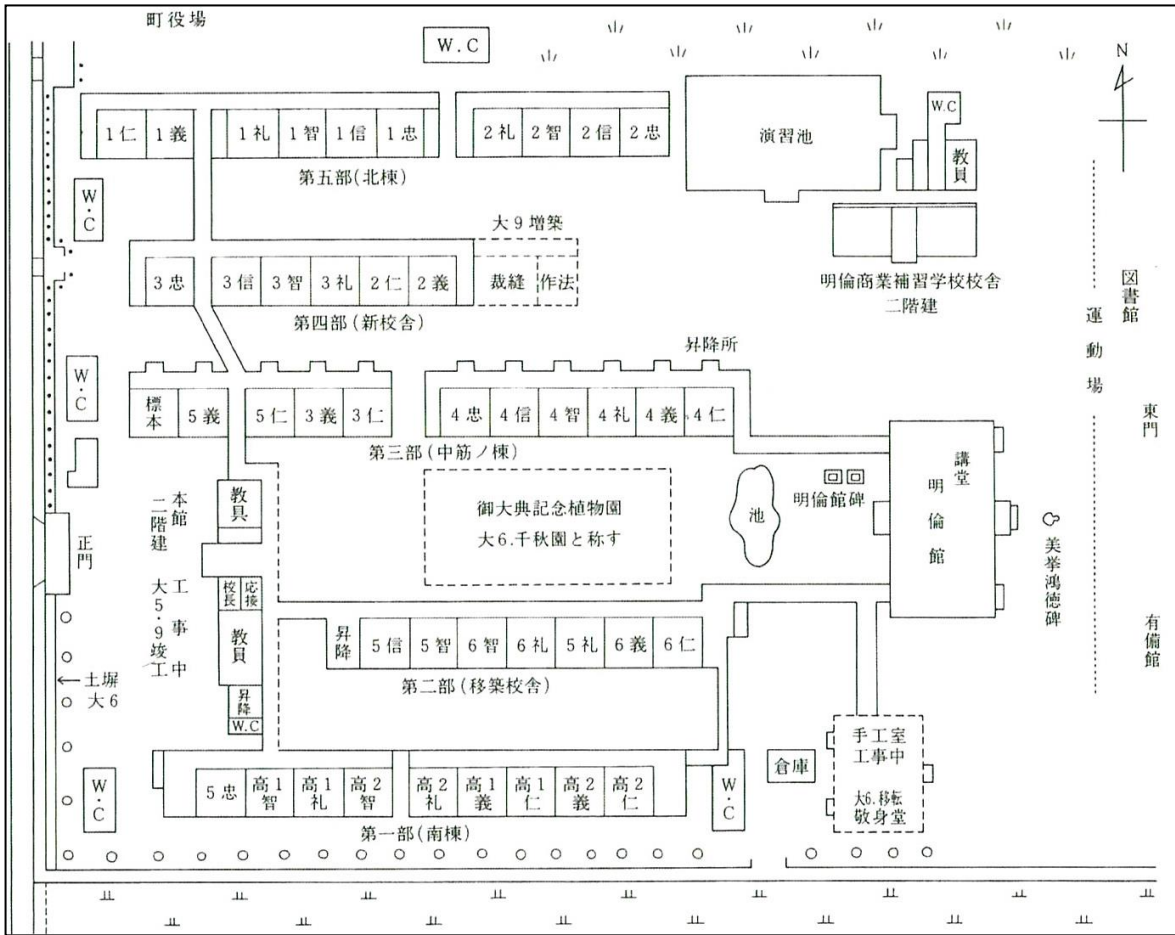
村田清風翁銅像建設記念絵はがき 萩明倫館修築之図 (山口県文書館 所蔵)



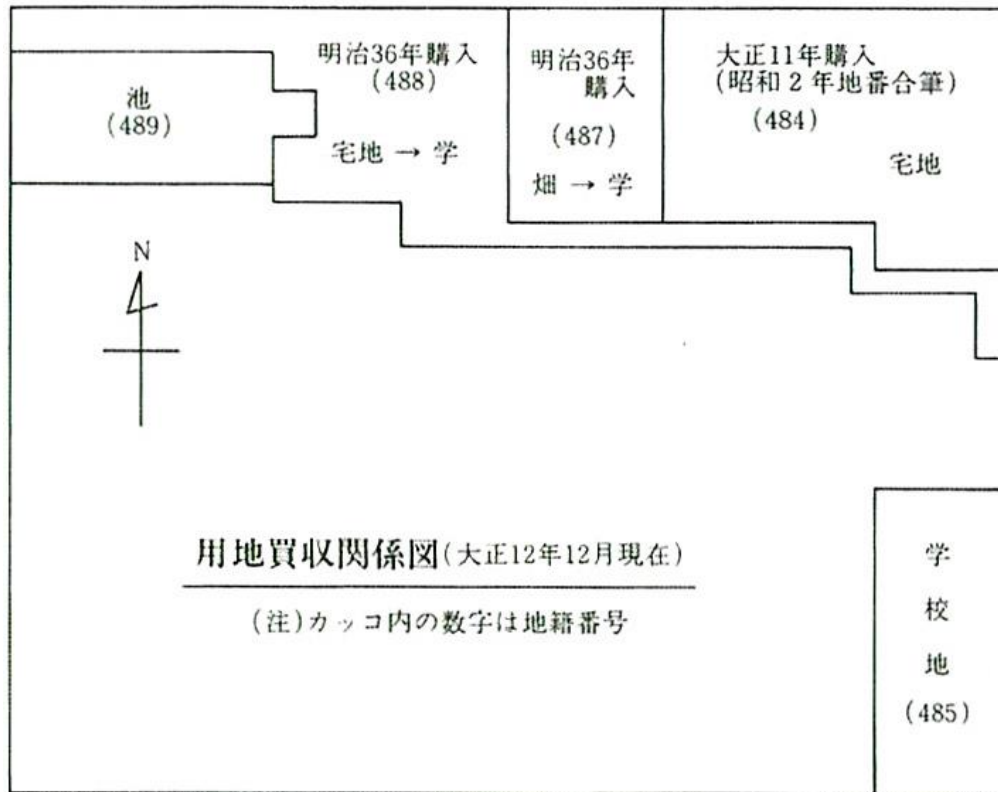
藩校明倫館趾地図 明治17年(1884)2月 (明倫小学校百年誌)



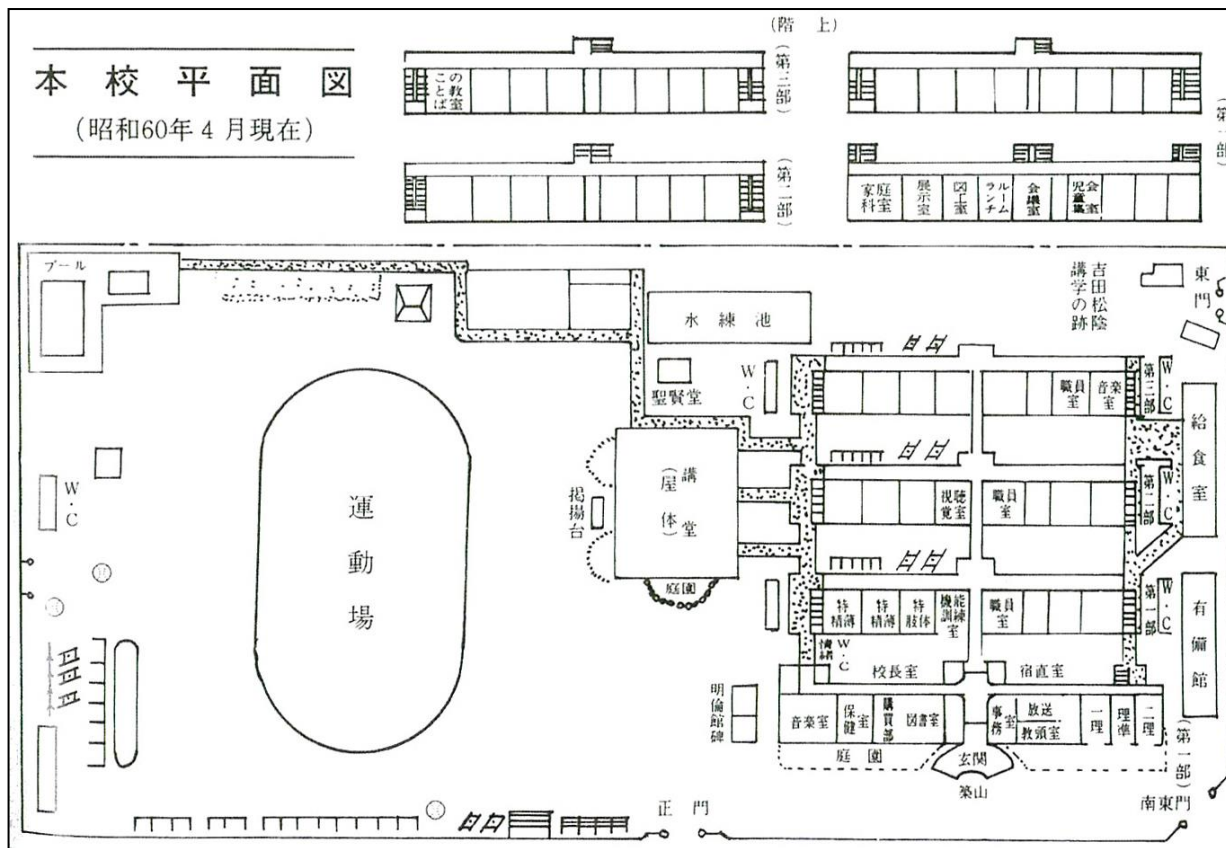
明倫尋常高等小学校配置略図 明治43年(1910) (明倫小学校百年誌)



校舎配置図 大正5年(1916)4月 (明倫小学校百年誌)



用地買収関係図 大正12年(1923)12月 (明倫小学校百年誌)



本校平面図 昭和60年(1985)4月 (明倫小学校百年誌)

1. 元文創建碑の碑文翻刻

(裏)

(表)

今侯立繼修 先侯之政戒有司錄庶績申令學宮謹教化其在國也仲春 親至學宮祭 先聖行養老之事遵奉 先侯之道焉而有光矣今年二月上丁臨學行事乃命學職曰昔者 先侯有若令德貽厥孫謀其寵大矣今而不記後世子孫何觀焉其序次創建嘉績以樹學中臣孝孺謹奉 命作文其記曰維享保三年戊戌 泰桓侯立十一年上奉 公朝之休命下率先侯之旧章恭儉躬帥修政慎令吁而食矣於是申 命曰嗚乎爾國子弟懋哉勿怠 神祖創業文武造士載在令甲我藩國敢弗承守且昔我 先侯與汝先祖經營是邦貽茲多福仰思勤勞不遑寧居爾國子弟進德修業答揚先德否而尸居世祿安逸惟恒淫侈放肆是汝辱而先祖而余亦無告于 先侯之靈祀樂射御敬業時敏 先侯之訓也懋哉勿怠成德達在以篤爾祜國政就延政政包保通宣揚令德將順懿美率宗族巨室耆老子弟以奉 命也是年秋遂命有司興學宮越明年己亥正月告成於是二月上丁始祭 先聖四配於學賓耆老觀養老之道著為常典世世無替謹按庠序之設將使斯民納乎軌焉者也是以自古以來有土者未之或違光耀史策頌盛德而世不絕筆也 大東學政載在延熹式自 皇都以及列州莫不有學焉春秋祀典取法李唐而內外異制尊卑有等其於教化之法欽崇之意未始不同矣中葉以來國史失官降及戰國喪亂相尋精度陵缺 先王之教大經大法殆乎熄矣是時也干戈為政庠黷無聞 神祖武成帥諸侯而紀政輒徵林羅山氏咨詢時務於是儒教蔚興海內嚮風爰逮 憲廟興學宮飭祀典語見林學士記宗藩三國賀會備土文獻迭顯隆比齊魯其它列侯小國相繼而起往往有河間文翁之稱延天以來於斯為美猗歟盛矣哉我國自 洞春公霸西土也聘高倉管子講學三原黃門師足利白鷗洲豐浦參議學別府周徹自此後 嗣侯無不有師儒也先臣之敦詩書者有徒矣上之教也且昔 先世世司 皇朝文命以膺斯民也功烈藏在天府宜永世蕃昌保眷命以禋祀于大國也孝孺承乏儒曹與佐佐木雅真議之政府規度學宮注記祭儀申詳功令宮成都名曰明倫館取諸孟子之言北為 先聖廟講堂居中左為經籍之庫右為厨厨之西為齋舍廩生員內門外環以列樹講武東為劍西為槍射圍在其西旁圍為講武經習曲禮教天文數字之榭射圍南童生學書之舍大門外壯士習騎之埒凡子弟當業而肄者莫不備設內衛帥二員統領學事詩云迨天之未陰雨徹彼桑土綢繆戶君子若欲綢繆國家宜莫若學豈弟君子民之父母傳曰學殖也不學將落教之不落其為父母也大矣卑天之威于時保之由是謹記盛事且錄贊事有司姓名以垂後昆云元文六年辛酉春 館祭酒山県孝孺少助謹撰

加判老臣 穴戸主計 源就延
 當職 毛利筑後藤原広政
 當役 毛利伊豆大江広包
 營作經理 桂 主殿大江広保
 作事奉行 山内縫殿藤原広通
 作業方 坂九郎左衛門時存
 長沼新右衛門恆信
 松田勘右衛門政安
 高原伝左衛門貞久

2. 嘉永重建碑の碑文翻刻

(裏)

大工	当職座祐筆学館用掛	当職手元役	加判老臣兼学館奉行	加判老臣	当職老臣	毛利筑前藤原元統
	作事方	学館總奉行手元役兼作事奉行	加判老臣	加判老臣	毛利能登大江元教	毛利伊予大江元潔
					益田玄蕃藤原元宣	志道隼人大江熙良
					浦鞆負平元正	内藤左兵衛門貞正
					仁保弥右衛門慰道	中谷市左衛門章貞
					梅田九兵衛脩敬	椋梨藤太景治
					三宅忠左衛門政達	沢村信平久榮
					作間源兵衛光世	小沢忠右衛門信方

(表)

天下之事有守旧而不可易者有隨時而可變者其可變者而不變則因循苟且萎茶不振其不可易者而易之則舊章頽壞百弊隨之故如綱常之大經國家之重典固當萬世守之而不易焉至制度文為時勢或有窒礙者又不可不一新而變通之矣昔泰桓公之創明倫館也蓋將大興學以張治化之量度時宜相地於城門之內以經營焉而人倫教化之道立而文武造士之法備矣爾來迄今百三十年列世相承繼志述事文武講習之士日增月多昔之所經營今也峽隘殆不能容非宏其規模而增其式廓則不得適時勢之宜矣及今侯立而不承遺緒宵旰匪懈思以紹明前烈乃命宰臣曰欲張其未者必厚其本欲遠其流者必浚其源學校者政治之本教化之源治國者之所宜先也而先公創建規模既備矣今又廓而宏之豈非繼述之道也耶汝其與有司議之於是執政與有司胥謀之就府下中之央之地而別挾寬敞之區重營其宮肇工於弘化丙午迄今春告成聖廟居中殿堂巍然門塾修整泮水環之結構之壯輪奐之美於旧有加焉講堂在其西庖厨學舍相次而西東則為演武之場北則為練兵之區小学有堂肆札有舍天文書算之場騎射調馬之埒亦具焉廟後鑿池蓄水可以習水騎講堂之北別設館為公臨學而養老試士之所而四外周以溝塹大門在南以正方面於是學校之制煥然大備而講習之士皆得以俛焉盡其力矣是其隨時而得變通之宜者也而明倫之命不易其旧者何也蓋先公建學文武造士其要以明人倫為重也且文武之學不本諸倫理則文流於浮華武陷於暴厲不足以造士矣故凡入學者先以此為基本而講究文芸精練武事資之以師友勉之以歲月以成其德達其材未然後濟濟多士可以贊治裨政而宣風化之美可以衛君禦寇而為邦家之干城矣此即所以建學造士之本意而治化之所由行也且建學造士豈獨守其封疆而已抑所以崇奉□□□為國家之蕃屏也而其要歸於明人倫則其名館之義不亦至重乎是其守旧而確乎不可易者也然則今侯之因重建乃變其可變者而守其不可易者誠可謂繼述列世之志業而昭明之也已館成命臣禎為之記禎以承乏學職不得辭謹叙重建之由以繼先臣孝孺之所記云

嘉永二年歲次己酉春三月

館祭酒山県禎文祥謹撰

印

印

3. 両碑文の書き下し

元文創建碑

今侯立ちて先侯の政を継修し、有司を戒め、庶績を録し、学官に申令して教化を謹む。その国に在るや、仲春に親ら学宮に至りて先聖を祭り、養老の事を行う。先侯の道を遵奉して光あり。

今年二月の上丁に学に臨みて事を行う。乃ち学職に命じて曰く、昔、先侯かくの如き令徳あり。その孫謀をのこし、その寵大なり。今にして記せざれば後世の子孫、何んぞ観む。それ創建の嘉績を序次し、以て学中に樹てよと。臣孝孺謹んで命を奉じて文を作る。その記に曰く、これ享保三年戊戌、泰桓侯立ちて十一年、上は公朝の休命を奉じ、下は先侯の旧章にしたがい、恭儉みずから帥い、政を修め命を慎み、盱れて食す。是に於て令を申ねて曰く、嗚呼爾国の子弟つとめよや、怠ること勿れ。神祖業を創め、文武、士を造ること載せて令甲にあり、我が藩国敢て承守せざらんや。且つ昔我が先侯汝の先祖と是の邦を経営し、ここに多福を貽す。仰いで勤労を思へば寧居するに違あらず。爾国の子弟、徳に進み業を修め、先徳に答揚せよ。否ずして世禄に尸居し、安逸これ恒として淫侈放肆ならば、是れ汝の先祖を辱め、而して余も亦先侯の霊に告ぐる事無けん。礼楽射御の業を敬し、時に敏なるは先侯の訓えなり。つよめよや、怠る勿れ。徳を成し材を達し、以て爾の祐を篤くせよ。国政の就延、広政、広包、広保、広通は令徳を宣揚し懿美を将順し、宗族、巨室、養老の指定を率いて以て命を奉ずるなり。是年秋、遂に有司に命じて学宮を興さしむ。越えて明年己亥正月成るを告ぐ。是に於て二月上丁始めて先生四配を学に祭り、耆老を賓して養老の道を觀し、著して常典となし、世々替わること無けん。

謹みて按ずるに庠序の設は將に斯の民をして軌に納れしめんとするものなり。是を以て古より以来、有土の者未だ之に違ふことあらず。史策を光耀し、盛徳を称頌して世々筆を絶たず。大東の学政は載せて延熹式にあり。皇都より以て列州に及ぶまで、学有らざるものなし。春秋の祀典、法を李唐に取る。而して内外制を異にし、尊卑等あれども、それ教化の法、欽崇の意に於けるは、未だ始めより同じからず。中葉以来、国史は官を失い、降りて戦国に及びて喪乱相尋ぎ、制度陵欠し、先王の大經大法熄むに殆し。是の時に当たりてや千戈政を為し、庠鬻聞ゆることなし。

神祖武成し、諸侯を帥いて政を紀す。すなわち林羅山氏を徴して時務を諮詢す。是に於て儒教さかんに興り、海内風に嚮う。爰に憲廟に逮びて学宮を興し、祀典をととのう。語は林学士の記に見えたり。宗藩三国、賀会備士文献迭に顕れ、隆は齊魯に比す。その他、列侯小国相継ぎて起り、住々河間文翁の称あり。延天以来、斯に於て美しとなす。ああ盛んなるかな。我が国は洞春公の西土に覇となり、高倉菅子を聘して学を講ぜしより、三原黄門は足利白鷗洲を師とし、豊浦参議は別府周徹に学ぶ。此れより後の嗣侯に師儒あらざることなし。先臣の詩書に敦きもの徒あるは上の教えなり。且つ昔先世々皇朝の文命を司り、以て斯の民をみちびくや功烈蔵めて天府にあり。宜なり、永世蕃昌し譽命を保ちて大国に禋祀せらるることは。孝孺乏しき儒曹に承け、佐々木雅真と之を政府に議し、学宮を規度し、祭儀を注記し、功令を申詳す。宮成る。都名を明倫館と曰う。諸を孟子の言に取れり。北を先聖の廟。講堂中に居る。左を経籍の庫となし、右を厨となす。厨の西を齋舎となし生員に廩す。内門の外、環すに烈樹を以てし武を講ず。東を劍となし、西を槍となす。射圃其の西に在り。圃に旁えるを武経を講じ曲礼を習わし、天文数学を教うるの樹となす。射圃の南は童生書を学ぶの舎なり。大門の外は壯士騎を習うの埒なり。凡そ子弟の業として肄うべきもの備設せざるはなし。内衛士二頁、学事を統領す。

詩に云わく、天の未だ陰雨せざるにおよんで、彼の桑土を徴して牖戸を網繆すと。君子若し国家を網繆せんと欲せば、宜しく学ぶに若しくはなかるべし。豈弟の君子は民の父母と。伝に曰く、学は殖なり、学ばざれば將に落ちんとす。之を教えて落とさず。その父母たるや大なり。天の威を畏れて時に之を保んずと。是に由りてその祖に事え、是に由りてその職を述ぶるは恭敬の至りなり。所謂君子穀有り、孫子にのこす。干にあい楽しむというもの先君の謂なり。孝ならざること有る靡く、自ら伊のさいわいを求むという者は今侯の謂なり。謹んで盛事を記し、且つ事を賛せし有司の姓名を録して以て後昆に垂るるといふ。

元文六年辛酉春

館の祭酒山県孝孺少助謹んで撰す。

嘉永重建碑

天下の事、旧を守って易うべからざるものあり。時に随って変ずべきものあり。其の変ずべきものにして変ぜざれば、則ち因循苟且、萎び振るわず。其の易うべからざるものにして之を易うれば、則ち旧章頽壊し、百弊之に随う。故に綱常の大経、国家の重典の如きは固より当に万世之を守って易えざるべし。制度文に至っては時勢の或いは窒礙するものあり、又一新して之を変通せざるべからず。昔泰桓公の明倫館を創むるや、蓋し将に大いに学を興し、以て治化を張らんとす。乃ち時宜を量度し、地を城門の内に相し以て経営す。而して人倫教化の道立って、文武造士の法備われり。爾来今に迄んで百三十年、列世相承けて志を継ぎ事を述ぶ。文武講習の士、日に増し月に多く、昔の経営する所今や狹隘殆ど容るる能わず。其の規模を宏にして式廓を増すに非ずんば則ち、時勢の宜に適するを得ず。今侯立って大いに遺緒を承くるに及び、宵旰懈らず、思うに以て前烈を紹明するならん。乃ち宰臣に命じて曰く「その末を張らんと欲する者は必ずその本を厚くし、その流れを遠くせんと欲する者は必ずその源を浚う。学校は政治の本、教化の源、治国者の宜しく先にすべき所なり。而して先侯の創建、規模すでに備われり。今又廓して之を宏にす。豈継述の道に非ざらんや。汝それ有司と之を議せよ」と。是に於て執政は有司と胥謀り、府下中央の地について別に寛敞の区を択び、重ねてその宮を営む。工を弘化丙午に肇め、今春に及んで成るを告ぐ。聖廟中に居し、殿堂巍然、門塾修整、泮水之を環り、結構の壮、輪奐の美、旧より加わるあり。講堂はその西にあり、庖厨、学舎相次ぎ、而して西東すれば則ち演武の場たり。北すれば則ち練兵の区たり。小学に堂あり、肆礼に舎あり、天文書算の場、騎射調場の埒、亦尽く具われり。廟後池を鑿り、水を蓄え、以て水騎を習うべし。講堂の北に別に館を設け、公が学に臨んで養老、試士の所と為す。而して、四外、周すに溝塹を以てす。大門は南にあり、以て方面を正しうす。是に於て学校の制、煥然として大いに備わる。而して講習の士、皆以て俛焉としてその力を尽すを得たり。是れ時に随って変通の宜しきものを得るなり。而して明倫の名その旧を易えざるは何ぞや。

蓋し先公の学を建て文武の士を造る、その要は人倫を明らかにするを以て重しとなすなり。且つ文武の学は諸を倫理の本づかさざれば則ち、文は浮華に流れ、武は暴厲に陥り、以て士を造るに足らざるなり。故に凡そ学に入る者は先ず之を以て基本と為し、而して文芸を講究し、武事を精錬し、之を資るに師友を以てし、之を勉むるに歳月を以てし、以てその徳を成しその材を達す。而して後に濟々たる多士、以て治を賛け政を裨うべし。而して風化の美を宣べ、以て君を衛り、寇を禦ぎて那家の干城となるべし。これ建学即ち造士の本意たる所以にして、治化の由て行わるる所なり。且つ建学造士は豈独りその封疆を守るのみならんや。抑崇奉※※※国家の蕃屏たる所以なり。而してその要は人倫を明らかにするに帰すれば、即ちその館に名づくるの義も亦重きを至さざるか。はその旧を守って確乎として易うべからざるものなり。然らば即ち今侯の重建を図るは、乃ちその変ずべきを變ずるものなり。而してその易うべからざるを守るものは、誠に列世の志業を継述して之を昭明すと謂うべきなり。已に館成る。臣禎に命じて之が記を為さしむ。禎乏しきを学職に承くるを以て、辭するを得ず。謹んで重建の由を叙し、以て先臣孝孺の記する所を継ぐと云う。

嘉永二年歳次己酉春三月

館祭酒山県禎文祥謹んで撰す。

※の部分については、削り取られているが、欠字は「幕命而」の三字である。つまり「幕命を崇奉して国家の蕃屏たる所以なり」と読み下されるが、これについては、幕末における尊皇攘夷つまり倒幕運動が盛んになり、数人の生徒により削り取られたという。

史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画

平成 29 年 3 月

発行・監修・編集

萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課

※表紙のラインの色は明倫館扁額の縁の色をイメージしました

明倫館